

厚岸町 再生可能エネルギー導入目標計画

厚岸町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)【改定原案】 【令和8年(2026年)3月改定版】



令和6年(2024年)3月
厚岸町

目 次

I. 計画の趣旨.....	1
第1章 計画策定の背景	1
第1節 気候変動の影響	2
第2節 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
第3節 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
第2章 計画策定の基本的事項	6
第1節 計画策定の意義	6
第2節 計画の対象範囲	6
第3節 対象とする温室効果ガス	6
第4節 計画の目標年度	6
第5節 計画の位置付け	7
第6節 計画策定の体制	7
第3章 厚岸町の特徴	8
第1節 自然条件	8
第2節 社会条件	12
第3節 災害	21
第4節 再生可能エネルギーの賦存状況	23
第5節 再生可能エネルギーの発電量	31
II. 厚岸町の現状と課題.....	32
第1章 厚岸町がこれまでに実施してきた取組・今後の展開.....	32
第1節 再生可能エネルギー・脱炭素への取組	32
第2章 脱炭素・再生可能エネルギー導入に関する現状と課題.....	35
第1節 再生可能エネルギー導入・脱炭素に関する事業者ヒアリング	35
第2節 ヒアリング結果の概要	36
第3節 事業者ヒアリングから抽出される課題・検討事項.....	38
III. 森林吸収量とブルーカーボン吸収量の推定.....	39
第1章 森林吸収量の推定	39
第1節 厚岸町の森林	39
第2節 現状の森林によるCO ₂ 吸収量	40

第2章 ブルーカーボン	41
第1節 ブルーカーボンとは	41
第2節 現状のブルーカーボンによるCO ₂ 吸収量	41
IV. 温室効果ガス排出量の現状・将来推計	43
第1章 温室効果ガスの現状	43
第2章 温室効果ガスの現状すう勢（BAUケース）排出量	45
第1節 CO ₂ 排出量の推計方針	45
第2節 BAUケースの推計結果	46
第3章 温室効果ガス排出量の削減の考え方	47
第1節 温室効果ガス排出量の削減に向けた施策の方向性	47
第2節 CO ₂ 排出量を減らす取組例	48
第4章 温室効果ガス排出量の将来推計	53
V. 再生可能エネルギーの導入目標	56
第1章 再生可能エネルギーの導入可能性	56
第2章 再生可能エネルギーの導入目標設定	62
VI. 計画全体の目標	64
第1章 将来ビジョン	64
VII. 計画に関する施策	68
第1章 施策一覧	68
第2章 ロードマップ	69
第3章 施策詳細	72
第1節 再生可能エネルギー（太陽光・小規模風力）の導入	72
第2節 EV・FCV・PHEVの導入	73
第3節 公共施設のZEB化及びZEB/ZEHの普及促進	74
第4節 廃棄物の削減	76
第5節 再生可能エネルギーに関する勉強会等の実施	77
第6節 バイオガス発電の導入	78
第7節 木質バイオマスボイラーの導入	81
第8節 漁業施設等での再生可能エネルギー電力活用	83
第9節 ICT活用による一次産業の省力化・生産性の向上	84

第10節 EV船の導入.....	85
第11節 森林管理の強化・間伐材の活用	86
第12節 森林吸収・J-クレジット制度の認証	87
第13節 藻場の保全・ブルーカーボン認証	89
第14節 マイクログリッドの活用による地域強靭化.....	91
VIII. 地域脱炭素化促進事業	92
第1章 地域脱炭素化促進事業の検討に向けたゾーニング.....	93
第1節 ゾーニングとは	93
第2節 ゾーニングの実施	94
第3節 ゾーニングマップ	100
第4節 ゾーニング結果	108
第5節 ゾーニングマップ利用時の留意事項	109
第2章 地域脱炭素化促進事業の目標	111
第3章 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	112
第4章 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模.....	112
第5章 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組 ..	112
第6章 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組.....	113
第1節 地域の環境の保全のための取組	113
第2節 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組.....	113
IX. 計画の進行管理.....	114
第1章 推進体制	114
第2章 進行管理	115
参考資料　　用語集.....	116

I. 計画の趣旨

第1章 計画策定の背景

令和2年（2020）10月、我が国は2050年までに温室効果ガス¹の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル²・脱炭素³社会の実現」を目指すことを宣言しました。令和3年（2021）6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられました。

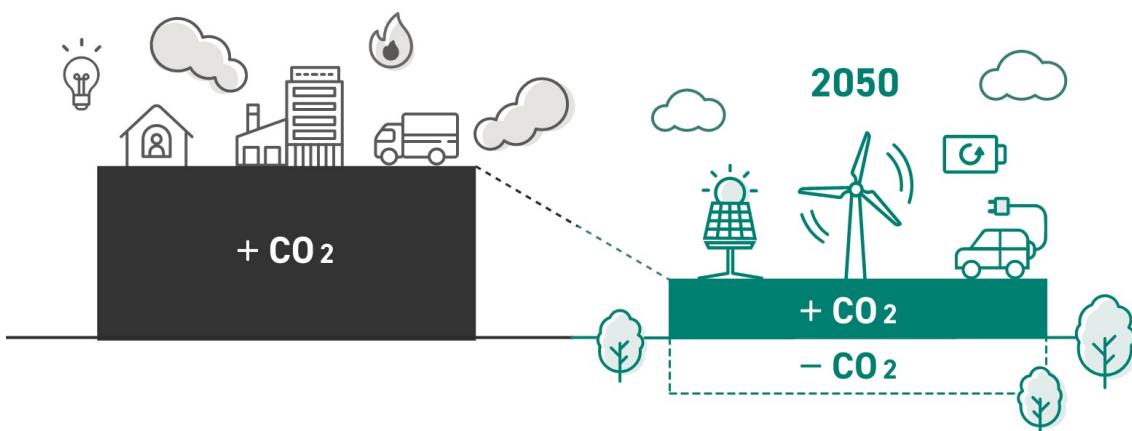


図 I.1 ゼロカーボンに向けた日本の目標

出典：環境省「脱炭素ポータル」

町では、平成30年（2018）3月に、厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町の実施する事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出削減に係る取組を定めたところであり、令和3年（2021）3月には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ⁴」を表明しました。

令和5年（2023）3月に策定した厚岸町再生可能エネルギー⁵導入目標計画では、厚岸町の豊かな自然環境を踏まえたうえで、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた施策を検討したところであり、令和6年（2024）3月には、厚岸町全体で脱炭素に向けた施策を推進するための計画である、厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての内容を加え策定しています。

また、令和6年度（2024）には町内の陸地全域を対象に、環境面・社会面からの制約が少なく、再生可能エネルギーの導入可能性が高いことから積極的に導入を検討できるエリアと法令等による立地制限や生物多様性等保全の観点から環境保全を優先するエリアとを区分けする「厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業」を実施。本事業において作成した「厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニングマップ」の内容を踏まえたうえで、令和8年（2026）3月に本計画を改定しています。

第1節 気候変動⁶の影響

地球温暖化は、気温を上昇させるだけでなく地球全体の気候を大きく変える「気候変動」を引き起こします。世界各地では、自然環境や人の暮らしにさまざまな影響や被害が現れ始めており、対策を十分に行わない場合、さらに重大化し、取り返しのつかない被害をもたらす危険性が指摘されています。

令和3年（2021）8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）⁷」第6次評価報告書（第1作業部会）によると、「1850～1900年から2010～2019年にかけて、人間活動によって世界平均気温が0.8～1.3°C上昇した可能性が高いこと」、「CO₂の世界平均濃度(410 ppm, 2019年)は、第5次評価報告書で示した391 ppm(2011年)よりさらに上昇したこと」等が示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨等のリスクは更に高まることが予測されています。地球環境を守るためにも、また、私たちの暮らしを守るためにも、大小様々な主体が参加・連携して対策を検討することが必要です。



図 I.2 世界平均気温の将来予測

図 I.3 地球温暖化に関する主要なリスク

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

第2節 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015）11月から12月にかけてフランス・パリにおいて開催された「気候変動枠組条約（UNFCCC）における第21回締約国会議（COP21）⁸」では、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

合意に至ったパリ協定では国際条約として初めて「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をすること」や「温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとること」を掲げたほか、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等を規定しました。

平成30年（2018）に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」では、「世界全体の平均気温

の上昇を 2°C より十分下回り 1.5°C の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要である」と報告されています。この報告書を受けて世界各国では 2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。（表 I.1）

令和 4 年（2022）1 月には、エジプトのシャルム・エル・シェイクにおいて COP27 が開催され、気候変動対策の各分野における取組の強化を求める COP27 全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。同決定文書は、前年の COP26 全体決定「グラスゴー気候合意」の内容を踏襲しつつ、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容となっています。緩和策⁹では、パリ協定の 1.5°C 目標に基づく取組の実施の重要性を確認するとともに、2023 年までに同目標に整合的な NDC（温室効果ガス排出削減目標）を設定していない締約国に対して、目標の再検討・強化を求めることが決定されました。また、全ての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電を次第に減らし、非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウト（段階的な廃止）を含む努力を加速することを求める内容が含まれています。

令和 5 年（2023）11～12 月には、アラブ首長国連邦（U A E）のドバイにおいて、COP28 が開催され、最終合意文書において、再生可能エネルギーの拡大や化石燃料の削減について言及しており、緩和策では、2030 年までに再生可能エネルギーの容量を 3 倍に、エネルギー効率を 2 倍にすること、化石燃料からの脱却を加速することなどが示されました。

表 I.1 世界各国の脱炭素化への動き

国等	脱炭素化への動き
EU	<ul style="list-style-type: none">2020 年 3 月に長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（Long-term low greenhouse gas emission development strategy of the European Union and its Member States）を提出。「2050 年までに気候中立（Climate Neutrality）達成」を目指す。CO₂ 削減目標を 2030 年に 1990 年比少なくとも 55% とすることを表明。2021 年 7 月に気候変動対策の法案パッケージ「Fit for 55」を発表。
英国	<ul style="list-style-type: none">気候変動法（Climate Change Act）（2019 年 6 月改正）の中で、2050 年カーボンニュートラルを規定。2021 年 10 月に温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロにするための具体的な計画「ネットゼロ戦略：グリーン化再構築」公表。
中国	<ul style="list-style-type: none">2020 年 9 月の国連総会一般討論のビデオ演説で、習近平は 2060 年カーボンニュートラルを目指すと表明。「中国は発展途上国のエネルギーの低炭素化を大いに支援し、今後、海外で新たな石炭火力発電プロジェクトを行わない」と述べた。
米国	<ul style="list-style-type: none">2021 年 4 月の米国主催の気候変動リーダーズサミットで、バイデン大統領はパリ協定に対応した新たな目標「2030 年までに 2005 年比で GHG50～52% 削減」を発表。

出典：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル 本編

第3節 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年（2020）10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速しています。また、令和3年（2021）4月には地球温暖化対策推進本部において、中期目標として2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。これは、従来の「地球温暖化対策計画（地方公共団体実行計画）」における温室効果ガス削減目標である26%から大幅に増加しており、既存の実行計画を見直したうえで、さらなる効果の高い計画の策定・実行のために抜本的な取組の見直しが必要となりました。

また、令和3年（2021）6月、国・地方脱炭素実現会議において決定された「地域脱炭素ロードマップ¹⁰」では、脱炭素化の基盤となる重点対策として、自家消費型の太陽光発電¹¹、住宅・建築物の省エネ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立等の施策を全国で推進することが示されました。

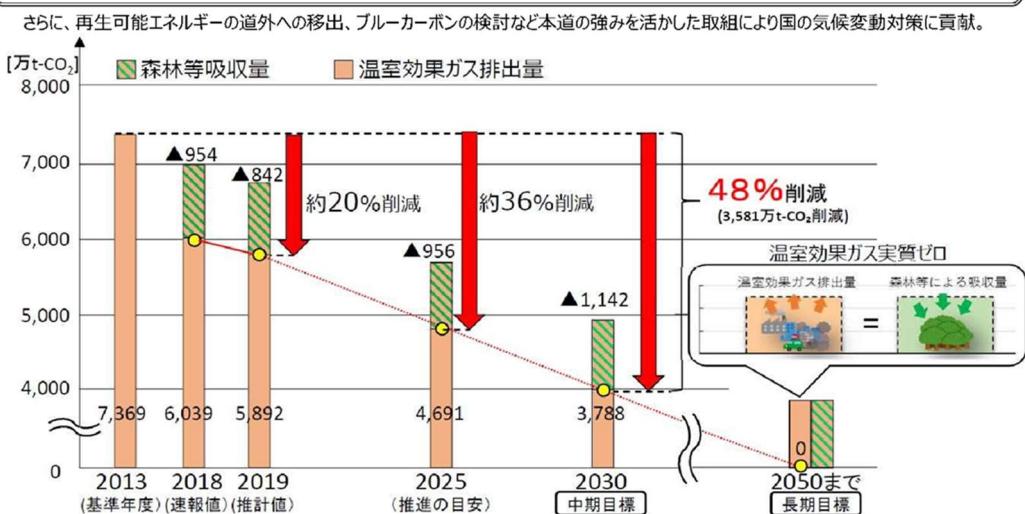
北海道では意欲的な目標として、2030年の温室効果ガス削減目標48%を掲げており、重点的に進める取組として、社会システムの脱炭素化、再生可能エネルギーの活用、森林やブルーカーボン¹²等によるCO₂吸収源の確保をあげています。図I.4に北海道の温室効果ガス削減目標を示します。

（1）めざす姿（長期目標）

2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする（ゼロカーボン北海道の実現）

（2）中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標）

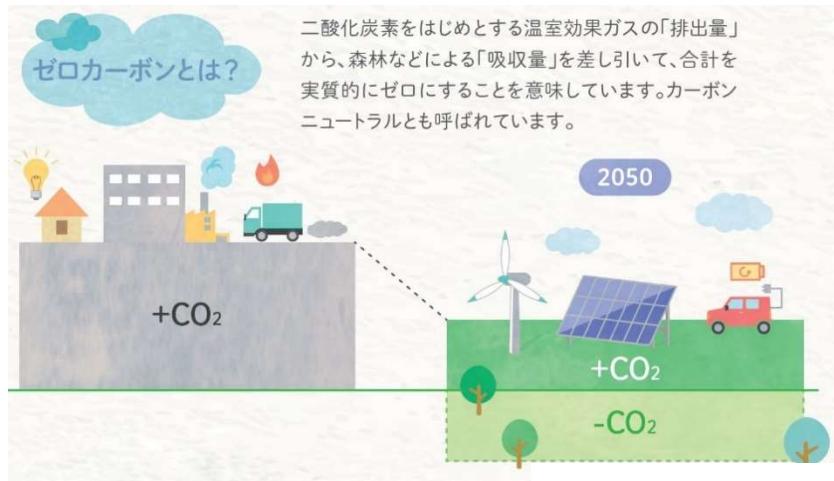
2013年度比で48%（3,581万t-CO₂）削減



図I.4 北海道の温室効果ガス削減目標

コラム

～ゼロカーボンとは～



出典：妙高山地熱通信

「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆる「ゼロカーボンシティ」は、厚岸町が表明した令和3年（2021）3月8日時点では309自治体でしたが、**令和7年（2025）12月末時点においては1,196**自治体が表明し、増加が続いています。

第2章 計画策定の基本的事項

本章では、厚岸町が本計画を策定することの具体的な意義のほか、本計画における対象範囲・対象とする温室効果ガス・目標年度・その他の行政計画との位置付け・計画策定の体制等の基本的な事項を示します。

第1節 計画策定の意義

令和3年(2021)に閣議決定された改定地球温暖化対策計画は、平成27年(2015)COP21で採択されたパリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針に基づき策定されました。この計画では、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靭な社会経済システムへの転換を進め、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進することを目指しています。具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化、自然との共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革、3R(廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用) + Renewable(バイオマス¹³化・再生材利用等)をはじめとするサーキュラーエコノミー¹⁴や自然生態系による炭素吸収・蓄積という生態系サービスの長期的な発揮を含む自然共生社会への移行、脱炭素に向けた攻めの業態転換及びそれに伴う失業なき労働移動の支援等を大胆に実行するとしています。

第2節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、厚岸町全域とします。

第3節 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)のみとします。

※地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCS)、パーフルオロカーボン(PFCS)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の7種類がありますが、排出する温室効果ガスの約9割を占めるのは二酸化炭素であり、排出量の算出が困難な他の6種については対象外としました。

第4節 計画の目標年度

本計画では、国の地球温暖化対策計画の基準年度である平成25年度(2013)を基準年度、令和12年度(2030)を目標年度とし、令和32年度(2050)を長期目標年度として設定します。ただし、社会情勢等の変化や関連計画の改定等を踏まえ、適宜見直しを検討します。

第5節 計画の位置付け

地球温暖化対策は、分野を横断した総合的な長期戦略となること、かつそれ自体が地域の成長戦略となり地域の抱える様々な課題解決・地域経済・地方創生に寄与することが期待されているため、環境・経済・社会の統合的向上という方向性を国、北海道、町、町民及び事業者、全ての主体で共有し、協力してこの具体化に向け実際に行動していくことが非常に重要です。

本計画では、「第6期厚岸町総合計画」、「第2期厚岸町未来創生総合戦略」、「**第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画**」、「第2期厚岸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「厚岸町地域強靭化計画」、「厚岸町まち・ひと・しごと創生推進計画」における目的の達成との調和を図り、施策の検討・策定を行いました。

本計画は、厚岸町におけるゼロカーボンを実現することを目的に、2050年までに地域で必要となる再生可能エネルギーの導入目標を定めた計画であるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に規定される地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定しています。

第6節 計画策定の体制

地球温暖化対策計画における基本的な考え方として「全ての主体の意識の変革、行動の変容、連携の強化」が掲げられています。地球温暖化により地球の気温が上昇することで、海面上昇や様々な異常気象（豪雨・かんばつ・熱波など）という形で、自然環境や私たちの生活に大きく影響を与え、将来世代にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

この問題に対して国、北海道、町、町民及び事業者、全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要です。また、取組に対する町民・事業者の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が脱炭素化の担い手となるよう促すことが重要になります。

本計画では計画の策定にあたり、町、町内関係団体による「厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会」を立ち上げ、先進事例の収集を含め検討を重ねました。また町内の事業者に対し、再生可能エネルギー導入、脱炭素に関する意向、課題に関する調査を行いました。（「II.第2章 脱炭素・再生可能エネルギー導入に関する現状と課題」参照）。

計画策定の最終段階においては、パブリックコメントを募り、「厚岸町環境審議会」に諮り、町内の多様な意見を踏まえた計画策定を行いました。

また、令和7年度には、町内の産官学金の関係者により「厚岸町ゼロカーボン推進協議会」を組織し、ゼロカーボン施策のさらなる推進に向けて、検討を進めています。

第3章 厚岸町の特徴

本章では厚岸町の自然条件・社会条件・再生可能エネルギーの賦存¹⁵状況について、その特徴と分析結果を順に示します。

第1節 自然条件

(1) 地勢

厚岸町は北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しています。

厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が点在し、北部のなだらかな丘が連続する波状丘陵地帯には、広大な酪農地帯が形成されています。

厚岸町、釧路町、浜中町、標茶町の4町に



写真 I.1 厚岸町の市街地

またがって厚岸霧多布昆布森国定公園に指定されており、海岸地形や丘陵と湿原の植物群落、大黒島など海鳥繁殖地を有するほか、厚岸湖及び別寒辺牛湿原はラムサール条約にも登録されており、自然との共生により保全・維持されてきた貴重な自然景観や自然資源があります。桜の名所の子野日公園や約30万株のヒオウギアヤメが咲く原生花園あやめヶ原、愛冠岬等豊かな自然を背景とする多くの名所も有しています。



写真 I.2 オオセグロカモメ



写真 I.3 オオワシ



写真 I.4 別寒辺牛湿原

総面積のうち約53.6%は山林で構成されており、カラマツやトドマツを主体とした人工林率は38%で、ミズナラ等天然林の比率が大きいことが特徴です。



図 I.5 厚岸町の位置

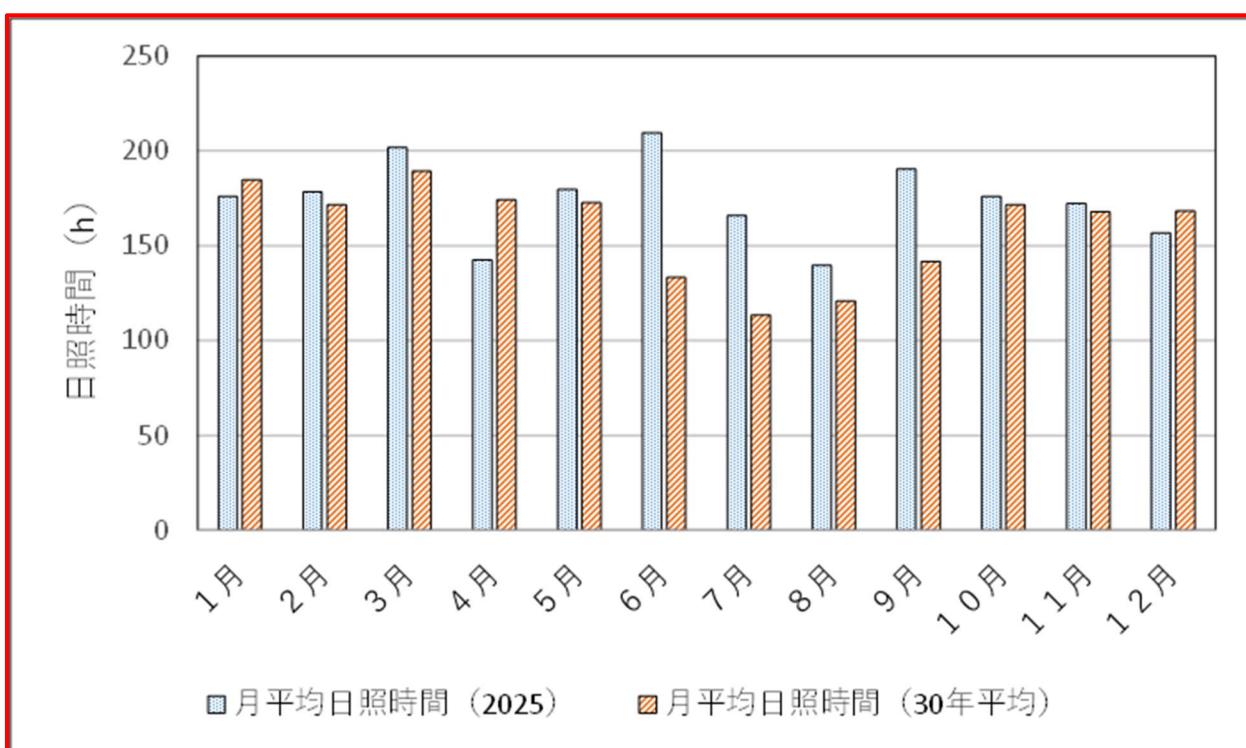
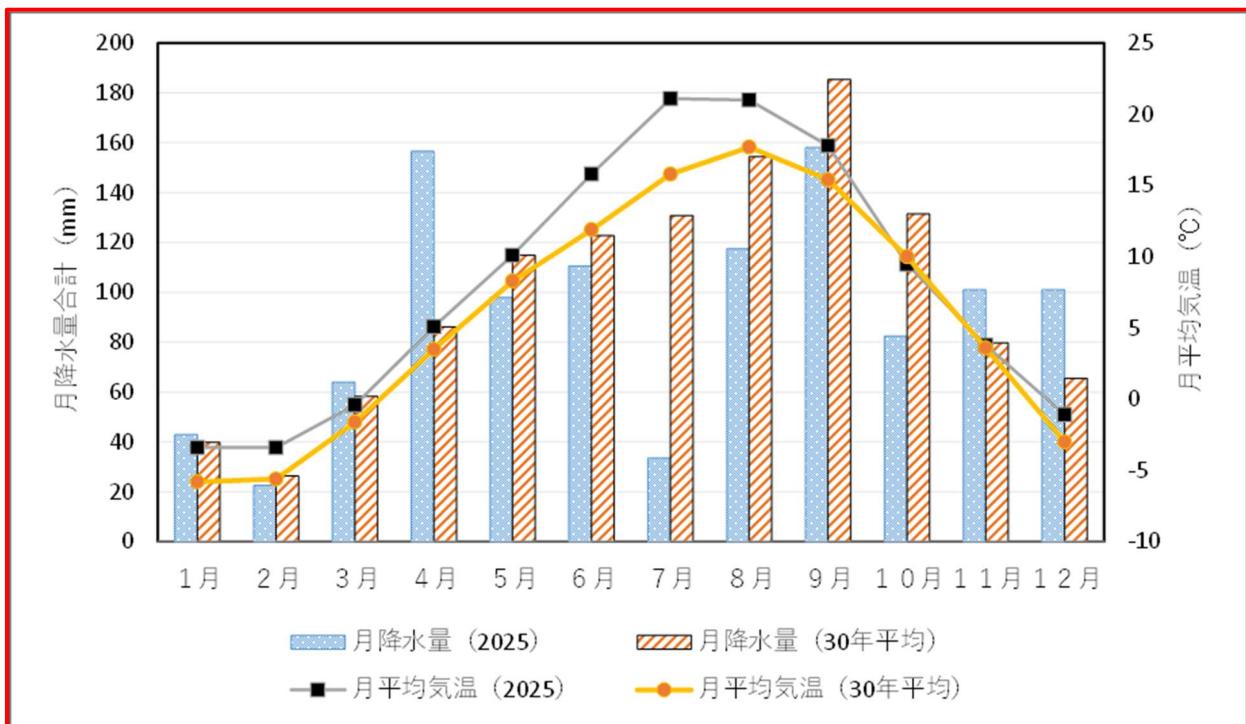
(2) 气象

厚岸町は年間を通して冷涼な気象であり、春から夏にかけて海霧の発生が多く、日照時間は短く、気温は低めです。秋、冬は降水量が少なく晴れの日が多くなる傾向にあります。

図 I.6 は、厚岸町の令和 7 年 (2025) の月別平均気温・降水量と、令和 2 年 (2020) までの平年値 (30 年間平均) を示したものです。年平均気温は 8.0°C で、1 年のうち最も冷え込む冬場 (12~2 月頃) は -3°C を少し下回ります。夏場 (7~8 月) について、令和 7 年 (2025) は猛暑により 20°C を超えていますが、平年値としては、 20°C を下回り、道内でも比較的冷涼な気候であることが伺えます。また、1 年を通して適度な降水量があります。

図 I.7 には、厚岸町の令和 7 年（2025）の月平均日照時間と令和 2 年（2020）までの平年値（30 年間平均）を示しています。月平均日照時間として、150 時間を超える月が多くある一方、8 月には日照時間が減少するなど、夏場に海霧の発生が多い地域特性を示します。

図 I.8 には厚岸町の年別の平均気温と長期変化傾向、図 I.9 には年別の最深積雪と長期変化傾向を示しています。どちらも年ごとに昇降・増減はあるものの、全体を通して気温は 1.5°C 程度上昇、最深積雪はやや増加傾向にあることがわかります。また、基本的には最深積雪が 100 cm 以下に留まることが多く、道内でも積雪量の少ない地域となっています。



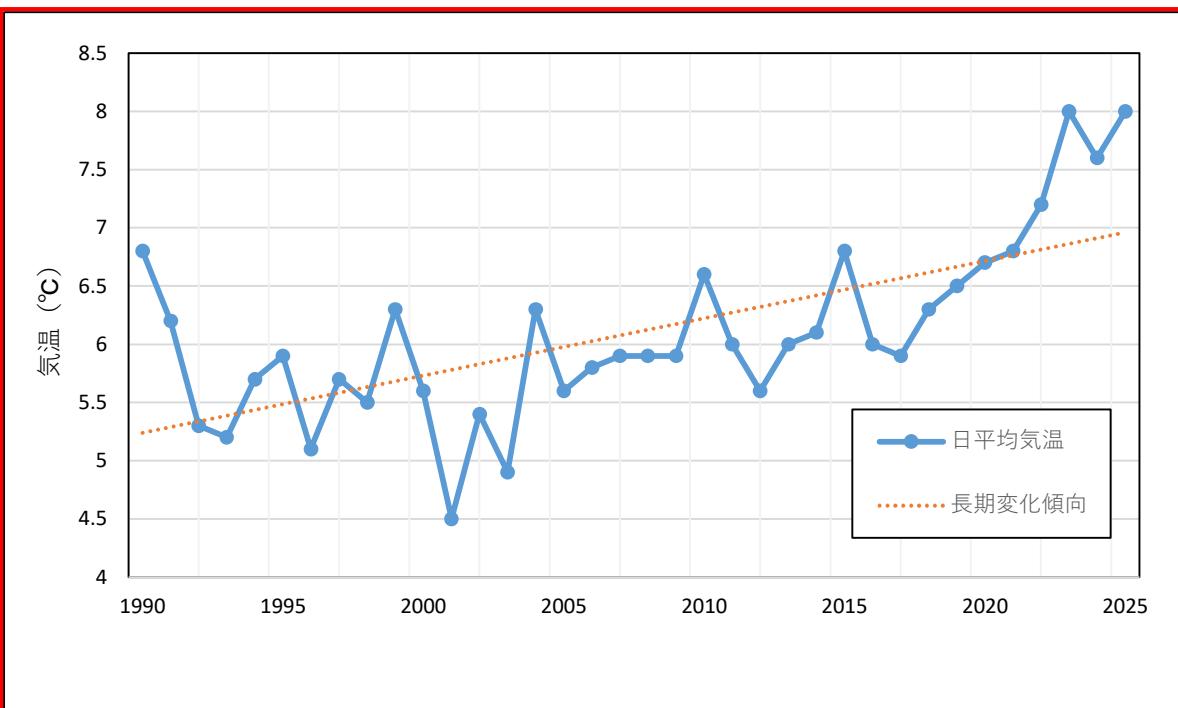


図 I.8 厚岸町の年別気温変化

出典：気象庁 過去の気象データ 太田

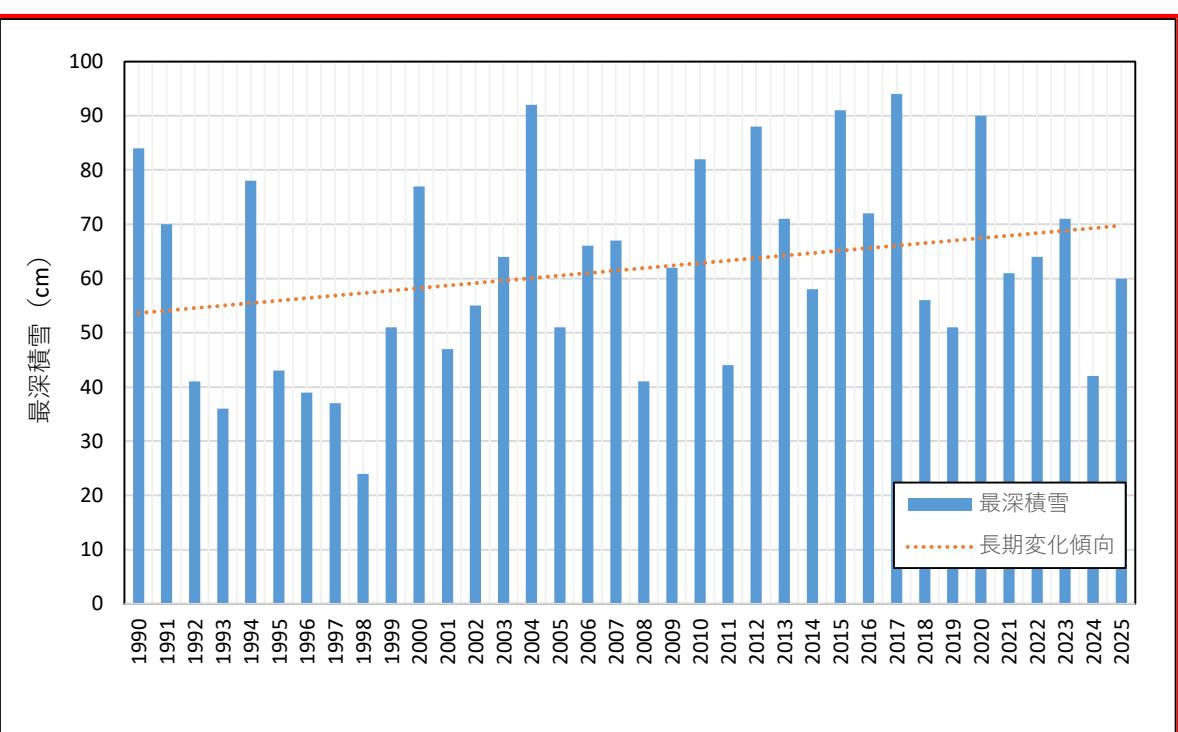


図 I.9 厚岸町の年別最深積雪

出典：気象庁 過去の気象データ 太田

第2節 社会条件

（1）都市構造／交通体系／インフラの状況

町域は、東西 35.5 km、南北 45.1 km に広がり、総面積 739.12 km² です。

厚岸大橋を挟み、北側の湖北地区と南側の湖南地区にわたり大きく2つの生活域が形成されています。

湖北地区は、役場庁舎、学校や病院、図書館、道の駅など、町の中心的な機能を有しているほか、丘陵地帯では、広い範囲で酪農が行われています。湖南地区は、桜の名所である子野日公園や港湾施設を有するほか、寺社が多くあり古くからの歴史を有する地域です。

町内を東西に走る国道44号線を基幹道路として、太田地区へ向かう道道14号厚岸標茶線、湖北地区と湖南地区を結び、浜中町へ至る道道123号別海厚岸線などが整備されています。

厚岸町の公共交通は鉄道と定期バス路線があり、本町と都市部を結ぶ地域間幹線系統となるJR根室本線（花咲線）と、くしろバスが3路線運行しています。町独自の移動施策としてスクールバスへの一般混乗を行っているほか、平成30年（2018）にはデマンド交通¹⁶を導入しています。近年の急速な少子高齢化により、町民の生活交通基盤の確保が課題となっています。



図 I.10 厚岸町の地区



図 I.11 厚岸町へのアクセス

(2) 人口動態

図 I.12 は国勢調査による厚岸町の人口推移を示しています。厚岸町の人口は、昭和 30 年 (1960) の 20,185 人をピークに減少が続いています。

令和 2 年 (2020) の総人口はピーク時の半数以下である 8,892 人まで減少しており、年代別の割合を見ると、15 歳未満の年少人口と 15~64 歳の生産年齢人口の減少が顕著であり、年少人口は、平成 12 年 (2000) には老齢人口を下回っています。高校・大学への進学や就職時における町外への転出、生産年齢人口減少に伴う出生数の減少などが原因として考えられています。

図 I.13 は、平成 27 年 (2015) を基準とした厚岸町の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）提供）を示しています。厚岸町の人口減少は今後も続く見込みで、2030 年には、7,203 人まで減少し、2050 年には、4,347 人まで減少が進むとされています。

この他にも厚岸町ではシミュレーション（施策の展開による合計特殊出生率の上昇+定住促進等社会増減に関する施策）による様々な将来人口推計を独自に行ってています。図 I.13 にはその結果が示されており、人口減少が続くことが予測されています。

本計画では厚岸町の CO₂ 排出量の推計を行うにあたり、計画内で示す施策が厚岸町の人口転出の抑制・転入の促進に寄与することと仮定して、シミュレーションのうち **ポジティブ**な結果である厚岸町独自人口推計シミュレーションの結果を使用し、**2030~2050 年の人口と世帯数を推計しました（表 I.2、図 I.14）。**

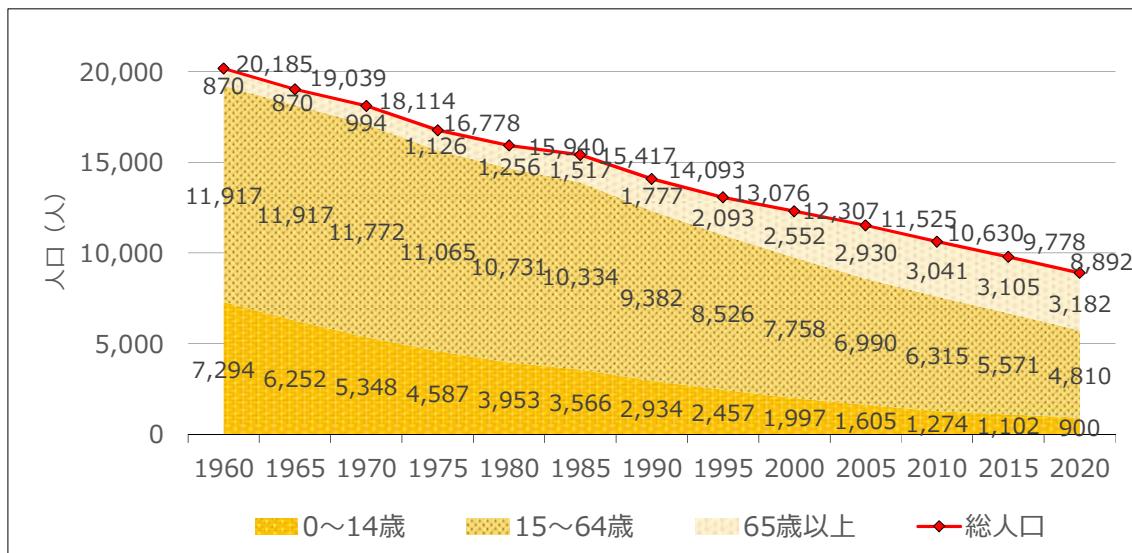


図 I.12 厚岸町の人口推移

出典：総務省統計局 国勢調査

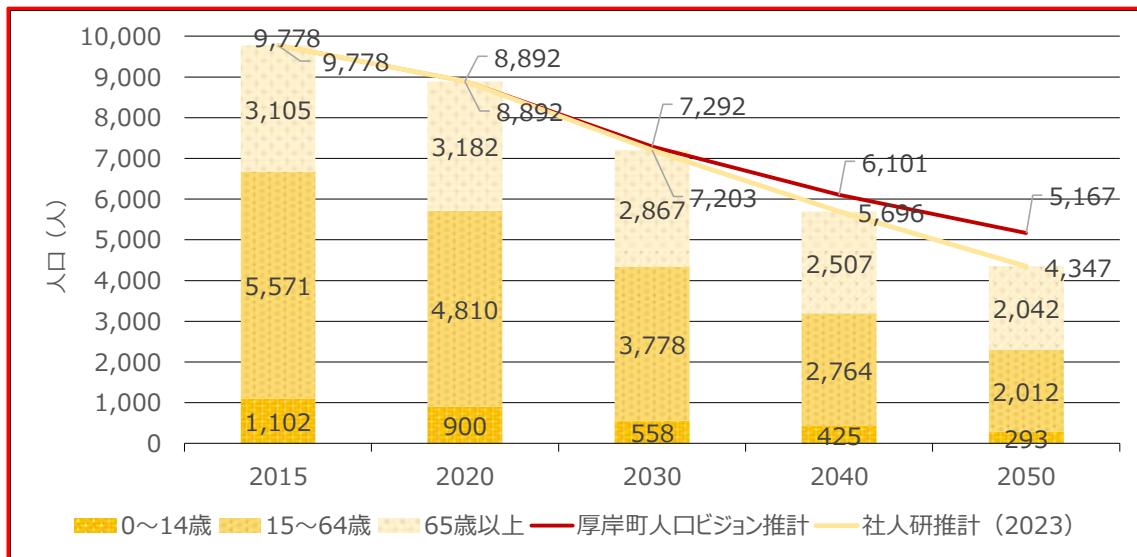


図 I.13 厚岸町の将来推計人口

出典：社人研 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）、厚岸町人口ビジョン（令和7年3月）

表 I.2 厚岸町の将来推計人口、世帯数

	統計データ（住民基本台帳）										将来推計				
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
世帯数	4,536	4,492	4,477	4,464	4,459	4,437	4,399	4,387	4,358	4,254	3,705	3,448	3,197	2,947	2,726
人口	10,561	10,365	10,222	10,016	9,890	9,692	9,435	9,242	9,096	8,078	7,292	6,655	6,101	5,601	5,167

出典：住民基本台帳、厚岸町人口ビジョン（令和7年3月）、青字：独自推計

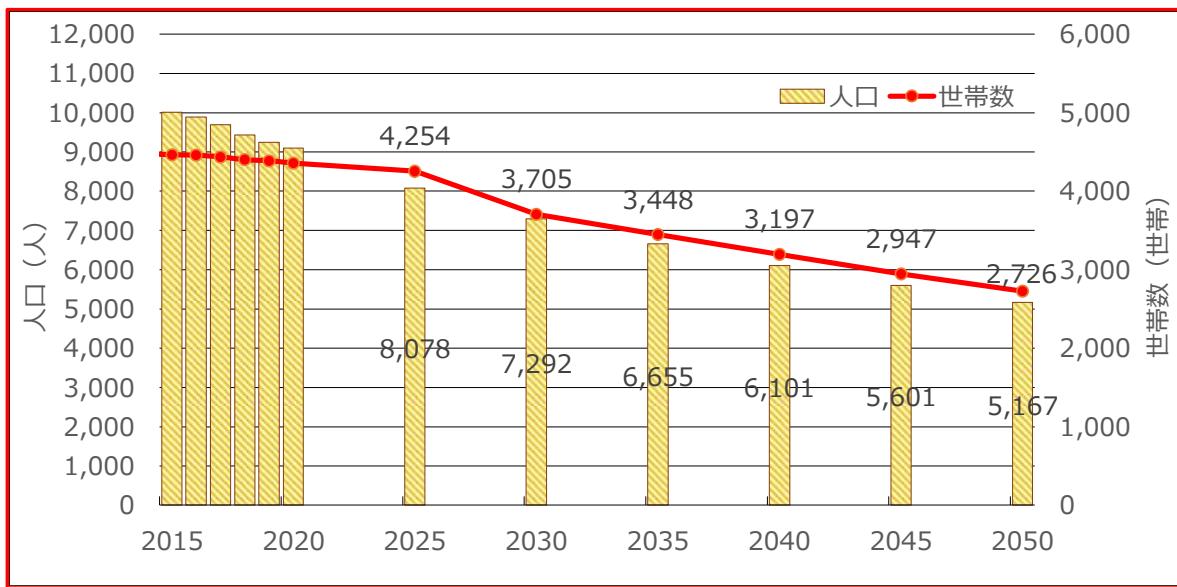


図 I.14 厚岸町の将来推計人口、世帯数

出典：住民基本台帳、厚岸町人口ビジョン（令和7年3月）

(3) 産業構造

厚岸町は、明治以降、漁業、酪農業を中心として発展してきた地域です。

図 I.15、図 I.16 は、厚岸町の就業人口総数の推移と、産業3部門ごとの就業人口推移を示しています。厚岸町では昭和45年（1970）をピークに就業人口が減少しており、昭和35年（1960）から令和2年（2020）にかけて約6割になるまで減少が続いています。また、第1次産業就業人口が年々減少し続けている一方、第3次産業就業人口の占める割合は、近年増加しています。

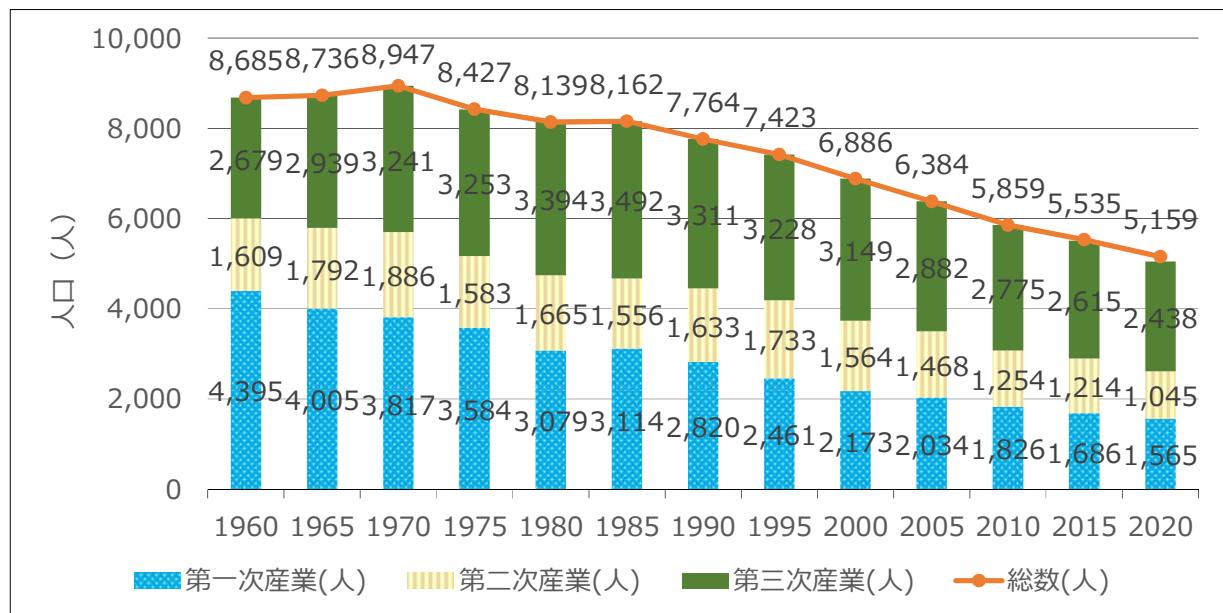


図 I.15 厚岸町の就業人口の推移

出典：総務省統計局 国勢調査

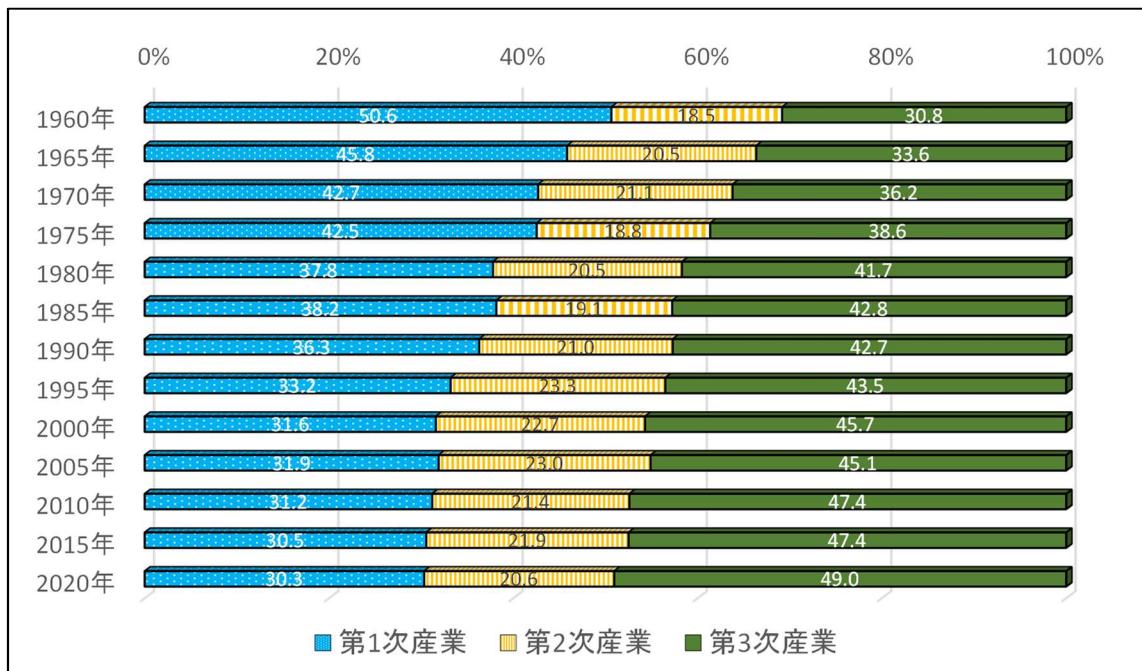


図 I.16 厚岸町の就業構成比

出典：総務省統計局 国勢調査

続いて、図 I.17 に厚岸町の産業別生産額と全国平均産業別生産額構成比の比較結果、図 I.18 に、全国と比較して地域にとって有意な産業を示す産業別修正特化係数¹⁷を示しています。厚岸町では、建設業に次いで、水産業、食料品において生産額が大きくなっています。また、産業別修正特化係数は、水産業の比率が極めて高くなっています。

図 I.19、図 I.20 には厚岸町の産業別エネルギー消費量と、消費量構成比の全国平均との比較結果を示していますが、ここにおいても厚岸町内の主要なエネルギー産業利用が農林水産業での消費であることが分かります。

また、厚岸町では農林水産業の就業人口減少や高齢化が大きな問題となりつつあります。

図 I.21 は厚岸町の漁業経営体数・組合員数の推移、図 I.22 は乳牛飼育戸数・農業組合員数・農業就業者数の推移を示しています。漁業経営体はピークの昭和 43 年（1968）から約半減に、農業就業者も昭和 35 年（1960）から約 1/3 に減少しており、高齢化の進行と産業構造の変化により、労働力が低下傾向にあることが伺えます。

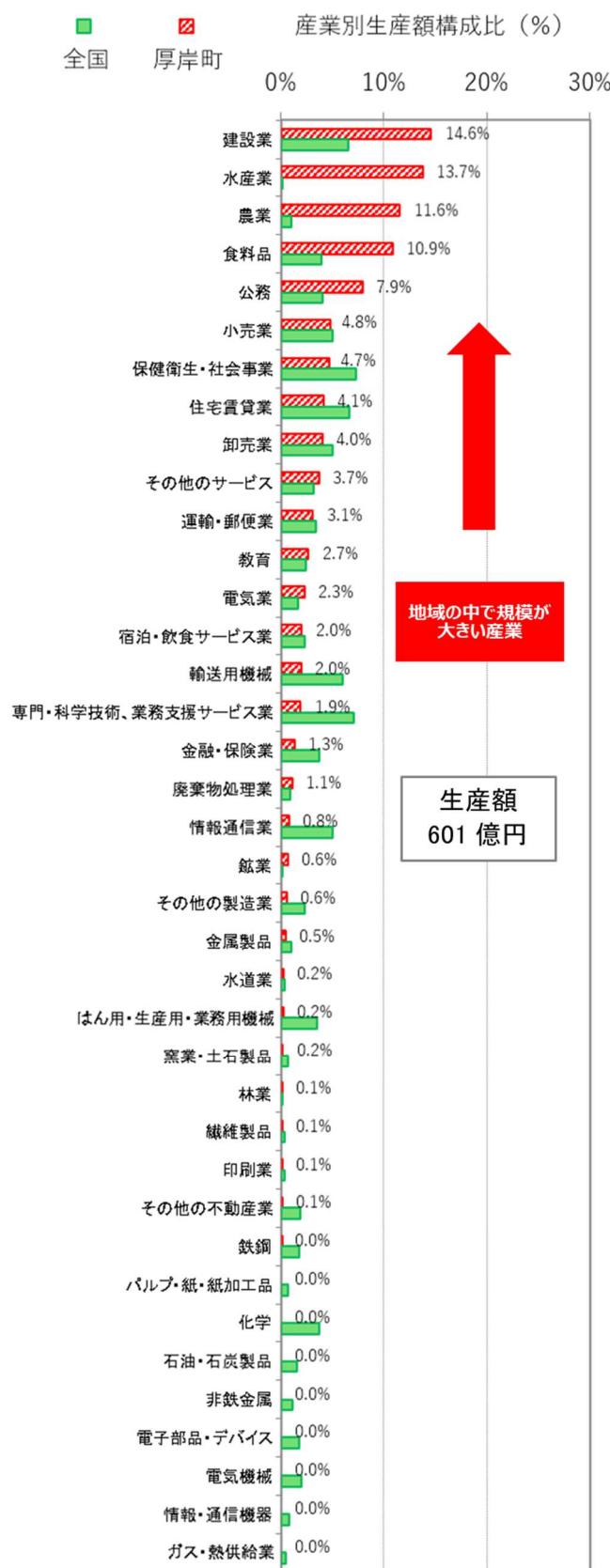


図 I.17 厚岸町と産業別生産額構成比と全国平均

出典：「地域経済循環分析」（環境省、株式会社価値総合研究所）

1以上は全国平均より高い（集積している）

産業を意味する

修正特化係数

0 20 40 60 80 100 120



図 I.18 厚岸町 産業別修正特化係数

出典：「地域経済循環分析」（環境省、株式会社価値総合研究所）

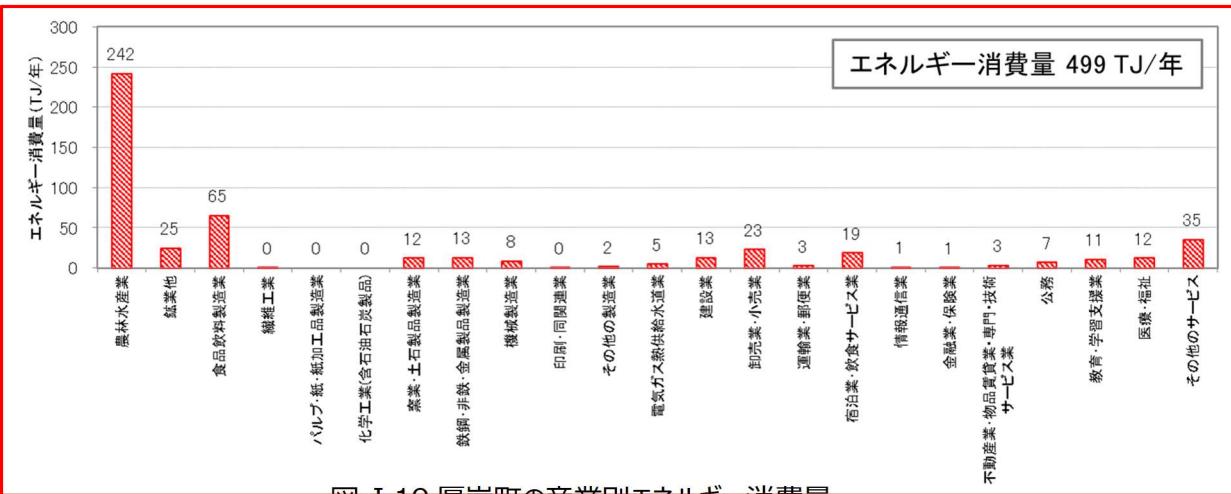


図 I.19 厚岸町の産業別エネルギー消費量

出典：「地域経済循環分析」（環境省、株式会社価値総合研究所）

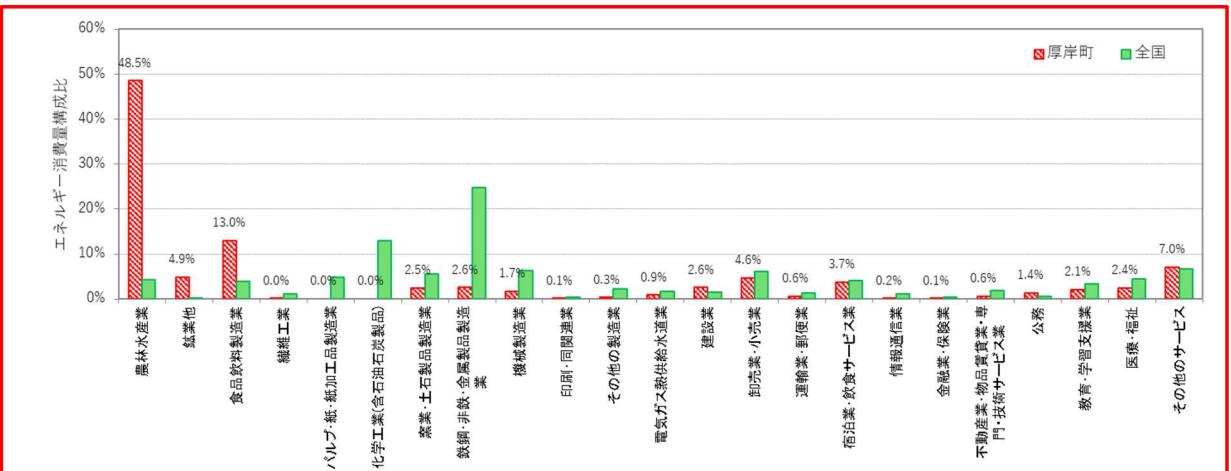


図 I.20 厚岸町の産業別エネルギー消費量構成比と全国平均

出典：「地域経済循環分析」（環境省、株式会社価値総合研究所）

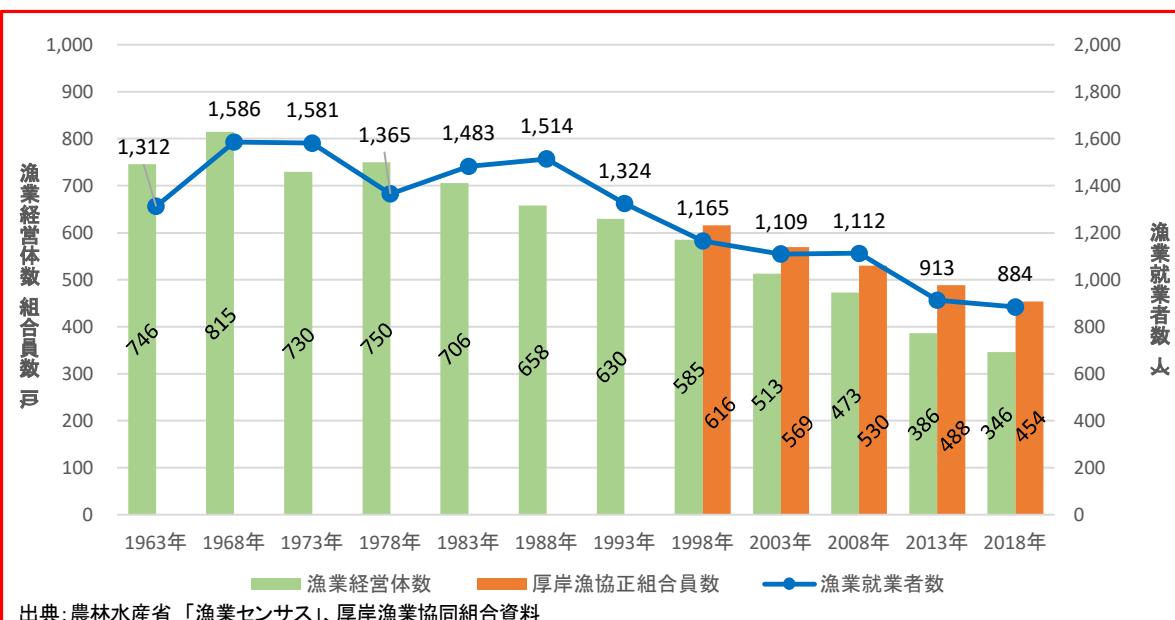


图 I.21 厚岸町の漁業経営体数・組合員数の推移

出典:厚岸町人口ビジョン(令和7年3月)

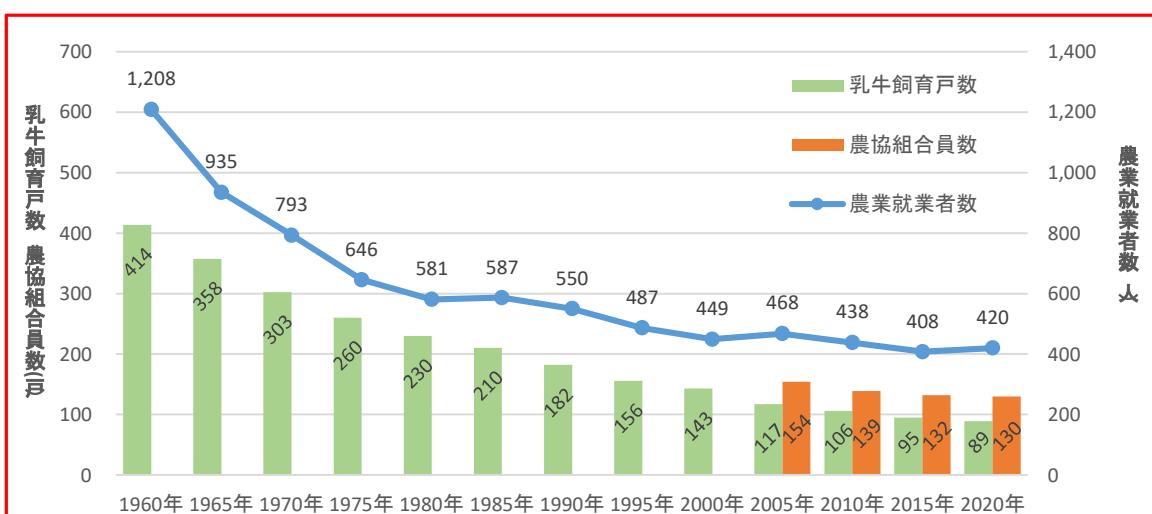


图 I.22 厚岸町の乳牛飼育戸数・農業就業者数の推移

出典:厚岸町人口ビジョン(令和7年3月)

第3節 災害

(1) 災害履歴

厚岸町は標高が低く、海沿いであるため、東北地方太平洋沖地震では津波による深刻な被害が発生しました。また、北海道胆振東部地震では直接的な被害は少なかったものの、大規模停電が発生しました。暴風雨災害では、大雨による水害も発生しています。

表 I.3 厚岸町の地震災害の履歴

名称	発生年	内容	被害
釧路沖地震	平成 5 年 (1993)	M7.5 震度 6	津波なし 重傷 1 人 軽傷 25 人 被害金額 2,517,777 千円
十勝沖地震	平成 15 年 (2003)	M8.0 最大深度 6 弱	津波なし 軽傷 10 人 住宅の一部損壊 88 棟 被害金額 671,860 千円
東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 (2011)	M9.0 震度 3	津波最大高さ 3m 停電 道路通行止め 1,024 人避難 床上浸水 67 戸、床下浸水 165 戸 工場・水産施設・車両等に被害
北海道胆振東部地震	平成 30 年 (2018)	M6.7 震度 2	停電 軽傷 1 人 酪農家・商店・きのこ菌床センター等に被害 被害金額 562,745 千円

表 I.4 厚岸町の暴風雨災害の履歴

発生時期	内容	被害
平成 18 年 (2006) 10 月 7 日	大雨	床上浸水 3 戸、床下浸水 3 戸 水産被害 327 件 道路決壊 5 箇所 尾幌小中学校屋根鉄板落下 被害金額 515,235 千円
平成 19 年 (2007) 7 月 22 日	大雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 6 戸 土砂崩れ発生 奔渡地区 9 世帯 40 人に避難指示発令 被害金額 91,482 千円
平成 25 (2013) 年 9 月 16 日 ～19 日	暴風・大雨	半壊 7 戸 、床上浸水 6 戸、床下浸水 11 戸 尾幌地区でダウンバースト発生 4,107 世帯断水 被害金額 75,965 千円

(2) 避難所

厚岸町では、土砂災害・洪水、地震・津波等の自然災害に対してハザードマップを整備しております。土砂災害危険区域、洪水浸水想定区域等を周知し、避難行動の指針を示しています。また、災害が起こったときの指定避難所として、コミュニティセンター、集会所、小・中学校などを指定しています。

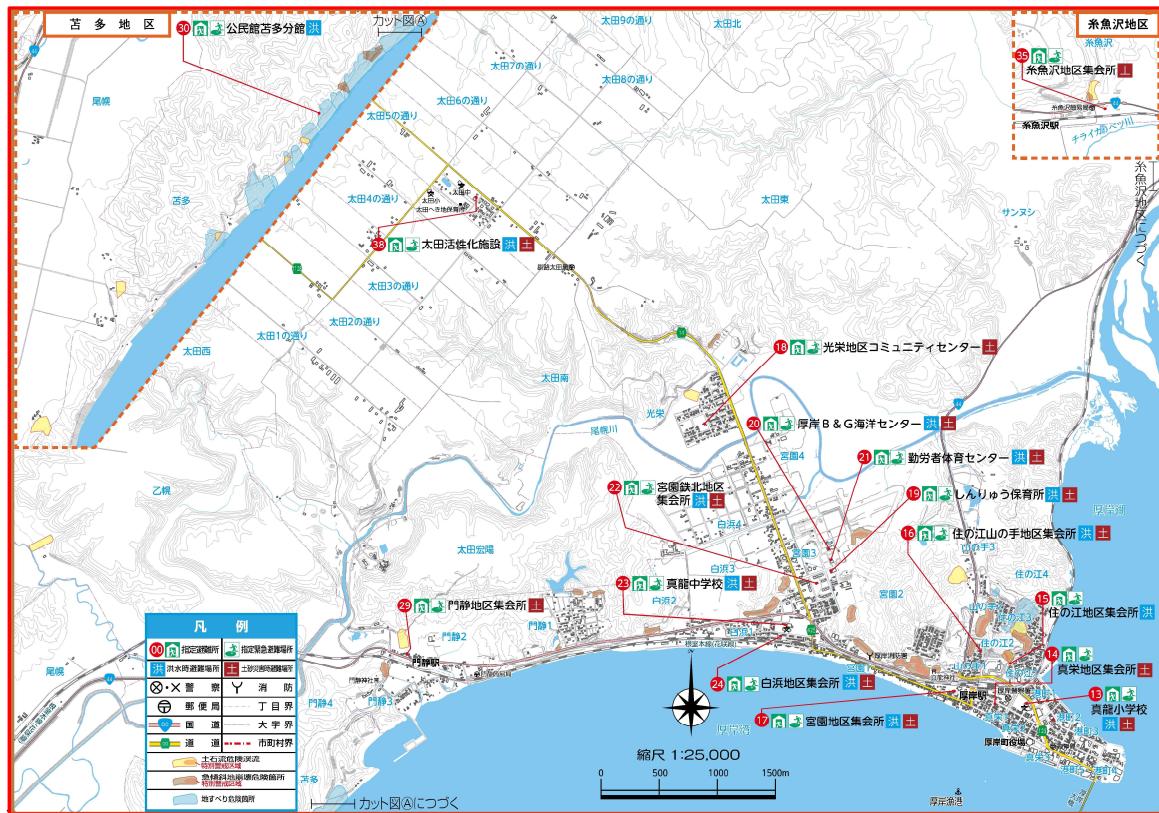


図 I.23 厚岸町防災ハザードマップ（土砂災害・洪水 一部抜粋）

第4節 再生可能エネルギーの賦存状況

厚岸町における再生可能エネルギーの賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した後のエネルギー資源量である「再生可能エネルギー導入ポテンシャル¹⁸」を表 I.5、図 I.24 に示しています。

厚岸町における再生可能エネルギー導入ポテンシャルは合計約 8,384MW であり、主に土地系の太陽光発電と陸上風力発電¹⁹がそのポテンシャルのほとんどを占めていることが分かります。図 I.25～図 I.28 には太陽光発電と風力発電の導入ポテンシャルマップを示しています。

家畜バイオガス発電²⁰のポテンシャルは「厚岸町バイオマス利用可能性調査」で算出されたポテンシャルを基にしています。3.77MW と太陽光発電や風力発電と比較すると小さなポテンシャルに見えますが、家畜バイオガス活用先進自治体と比較しても劣らないポテンシャルとなっています（表 I.6）。バイオガス発電は、気象等に左右されないため、設備利用率が高く、安定して電力を供給できるメリットがあります。

また、厚岸町における再生可能エネルギー導入ポテンシャル（MW）に対する現在の再生可能エネルギー導入実績量（MW）を表 I.7 に示しています。現在、厚岸町には約 29MW の太陽光発電が導入されていますが、これは厚岸町における太陽光発電導入ポテンシャル合計に対して 0.89%、種別合計の導入ポテンシャルに対しては 0.35% と小さな数値に留まっており、今後そのポテンシャルを活かした更なる施策の展開が可能です。

熱利用としての再生可能エネルギーは、太陽熱温水器等で利用可能な太陽熱、地中熱ヒートポンプ²¹等で利用可能な地中熱のポテンシャルを有しており、適用性を見据えながら施策の検討が必要です。

コラム

～再生可能エネルギーとは～

石油や石炭と異なり、発電時に二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない自然由来のエネルギー源です。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがあります。



出典：妙高山地熱通信

表 I.5 厚岸町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

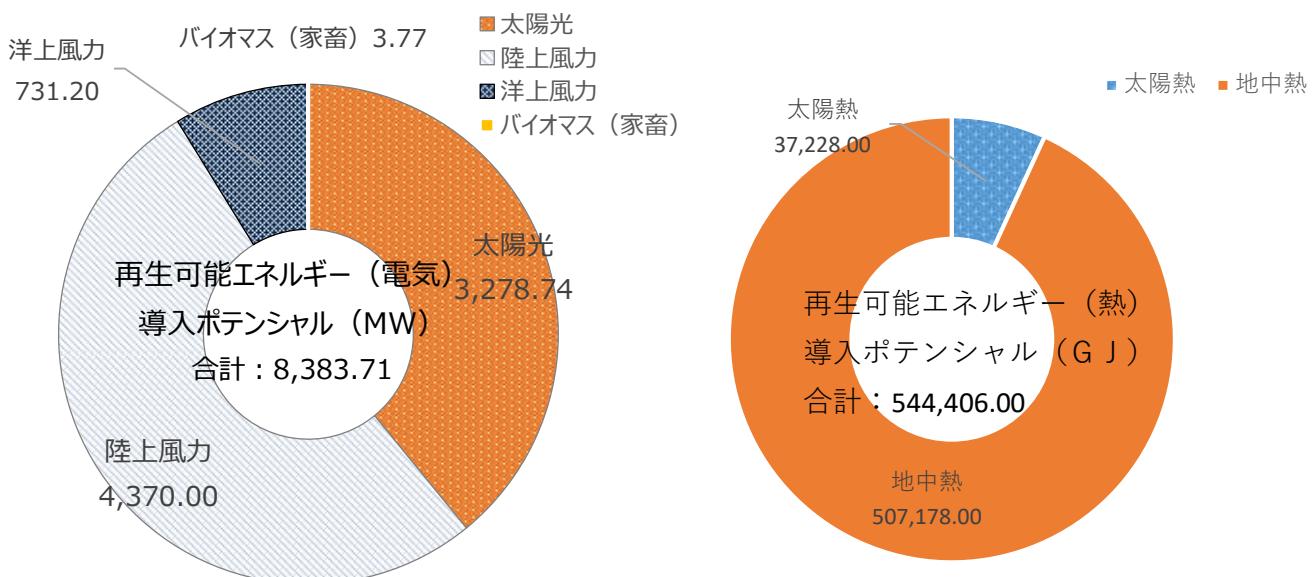
再生可能エネルギー種別		内 容	導入ポテンシャル (電気: MW) (熱: GJ)
大区分	中区分		
太陽光	建物系	官公庁、病院、学校、戸建住宅、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅における太陽光発電	82.04
	土地系	最終処分場/一般廃棄物、耕地/田・畑、荒廃農地/再生利用可能・再生利用困難、水上/ため池における太陽光発電	3,196.70
	太陽光合計		3,278.74
風力	陸上風力	陸上における大型風力発電	4,370.00
	洋上風力	洋上における大型風力発電	731.20
	風力合計		5,101.20
中小水力	河川部	河川における中小水力発電	-
	農業用水路	農業用水路における中小水力発電	-
	中小水力合計		-
バイオマス	木質バイオマス ²²	木材からなるバイオマス (REPOS では推計対象外)	-
	家畜	糞尿等バイオガスの活用 (REPOS では推計対象外)	3.77
	廃棄物	食品残渣等の活用 (REPOS では推計対象外)	-
	バイオマス合計		3.77
地熱 (温泉熱など)		熱水資源開発による蒸気フラッシュ、バイナリー、低温バイナリーでの地熱発電	-
再生可能エネルギー (電気) 導入ポテンシャル合計			8,383.71 MW
太陽熱		太陽熱温水器等による熱利用	37,228
地中熱		地中熱ヒートポンプ等による熱利用	507,178
再生可能エネルギー (熱) 導入ポテンシャル合計			544,406 GJ

出典：環境省 REPOS 自治体再エネ情報カルテ

バイオマス (家畜) は、厚岸町バイオマス利用可能性調査より推計

風力発電は、厚岸湾において環境アセスメントデータベース (EADAS) に示される風速 6.5m 以上のエリアを対象として推計

図 I.24 厚岸町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル



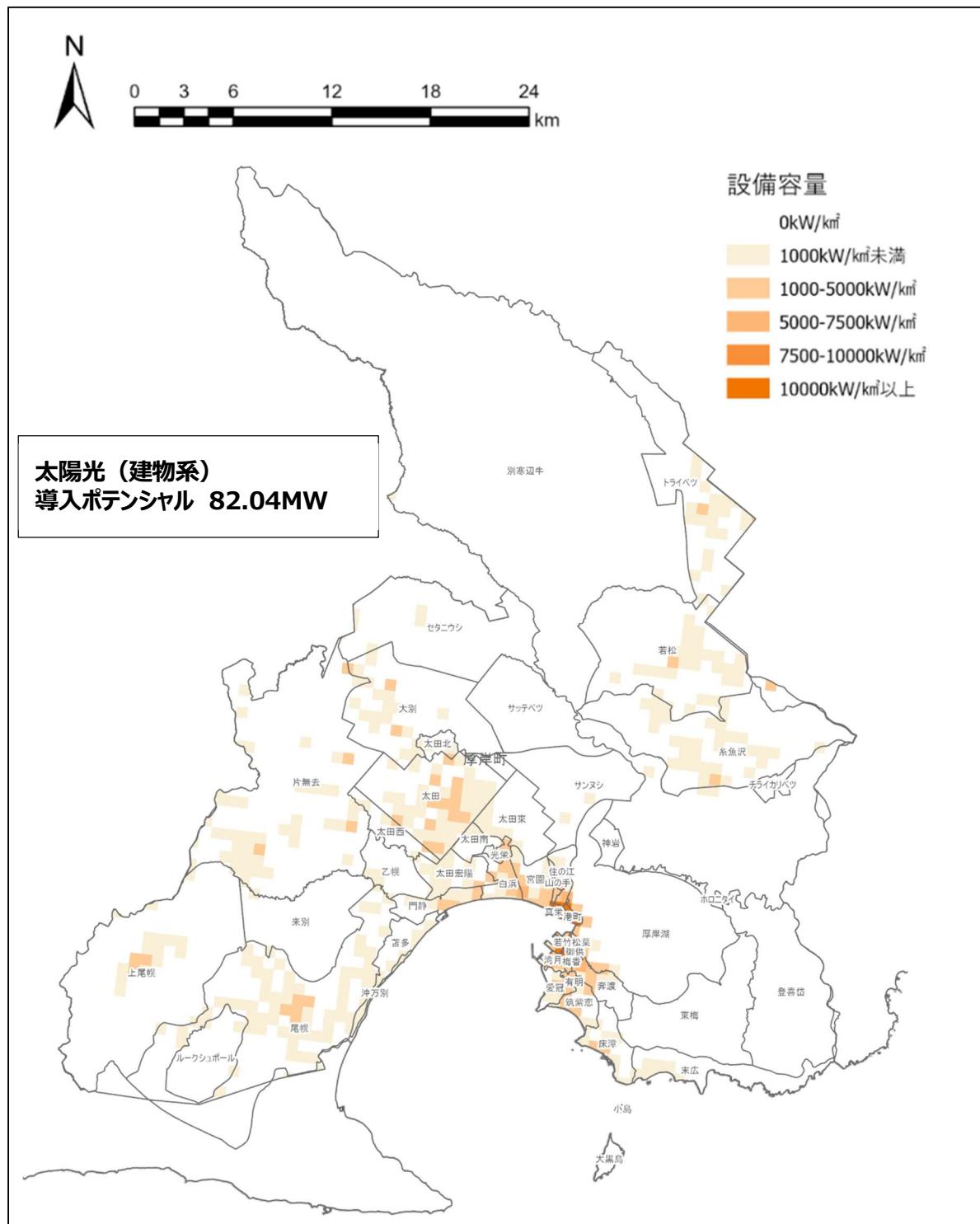


図 I.25 太陽光発電（建物系）の導入ポテンシャルマップ

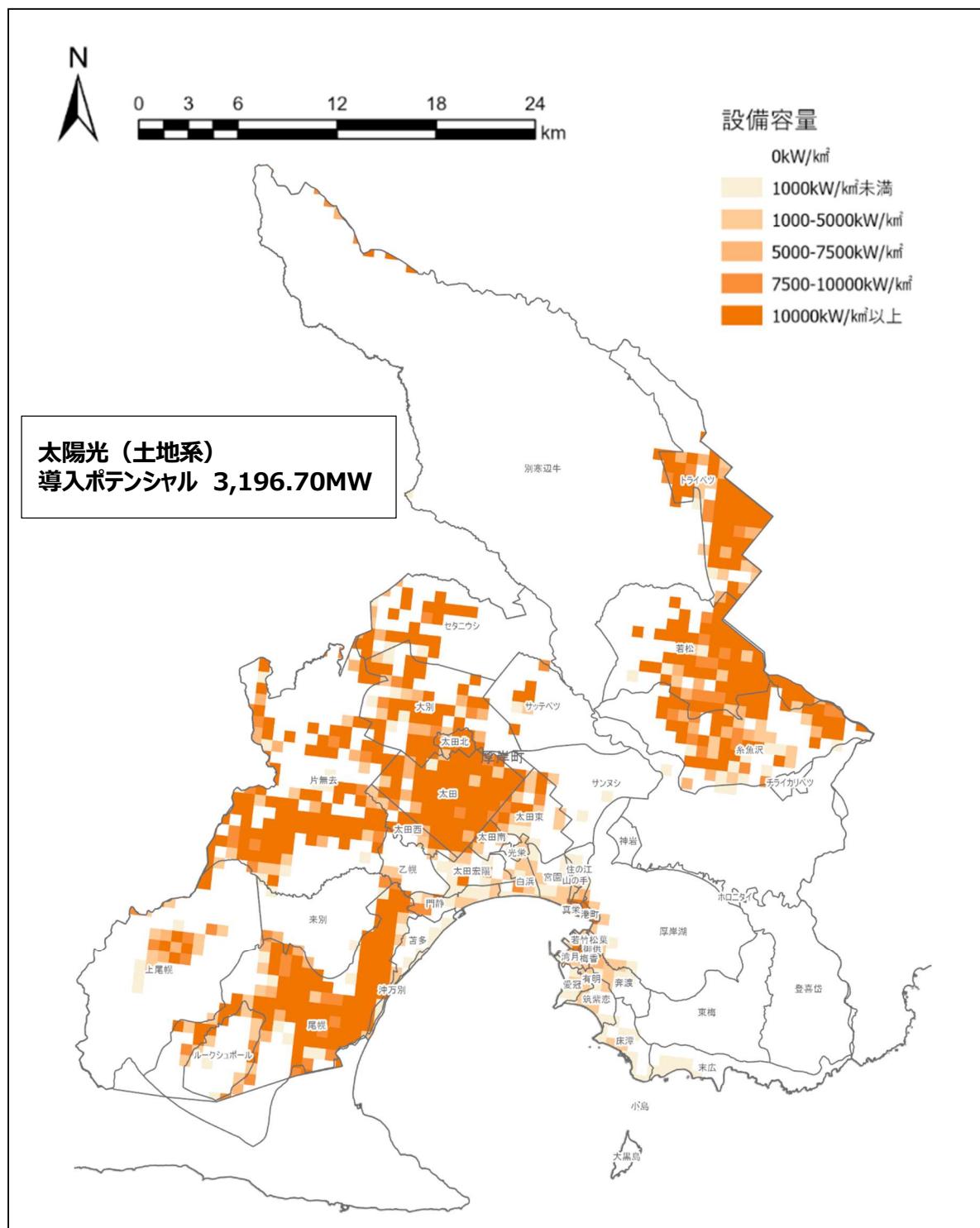


図 I.26 太陽光発電（土地系）の導入ポテンシャルマップ

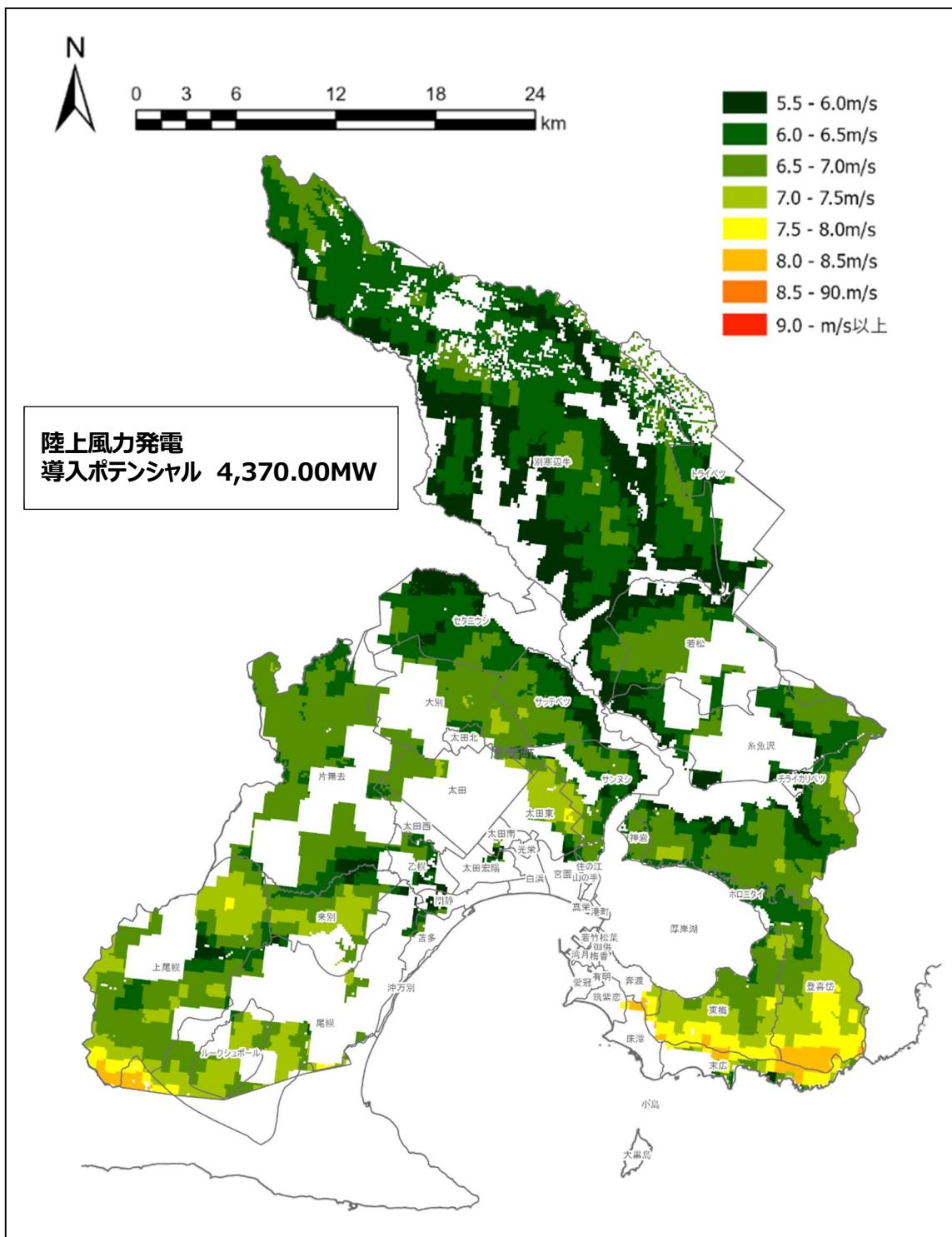


図 I.27 陸上風力発電の導入ポテンシャルマップ

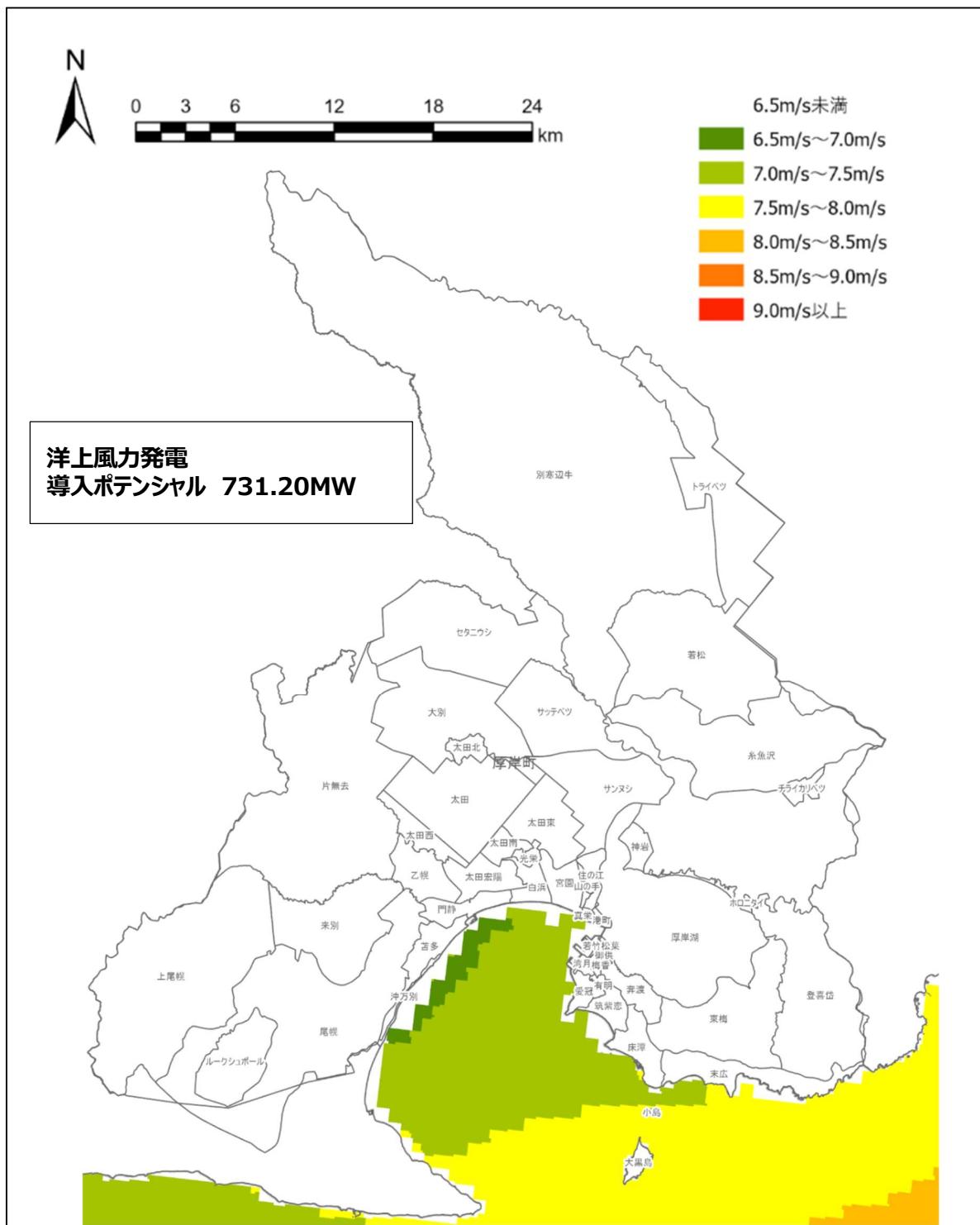


図 I.28 洋上風力発電の導入ポテンシャルマップ

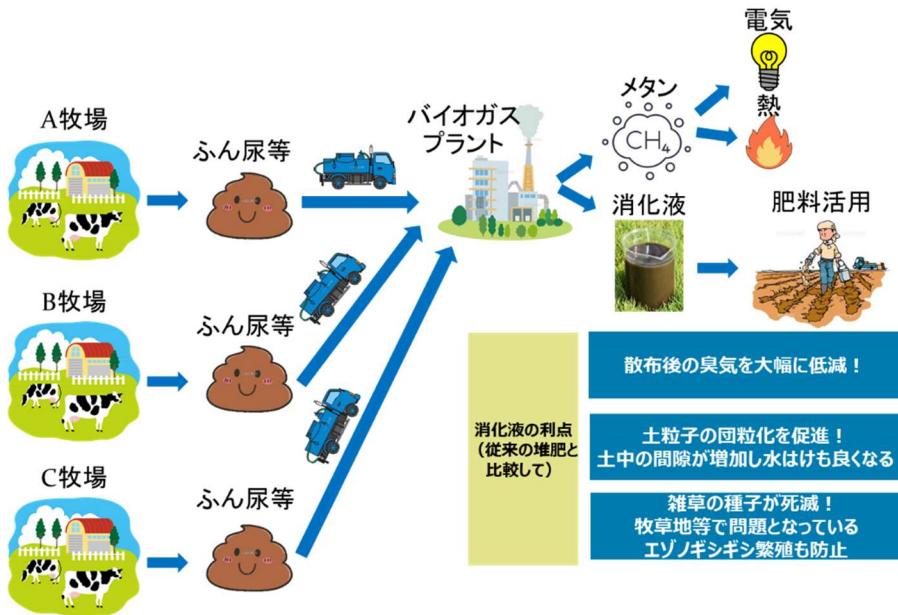
表 I.6 家畜バイオガス発電先進自治体と厚岸町のポテンシャル比較表

	エネルギー量 (MW)	発電量 (MWh/年)
厚岸町	3.7	26,422
自治体A	2.6	18,100
自治体B	1.0	7,300

コラム

～家畜バイオガス発電～

家畜から発生した糞尿をバイオガスプラントでメタン発酵処理して発電します。発酵後の残渣（残りカス）は「消化液」と呼ばれ、有機肥料として牧草地や畠地に還元できます。



また、発生したメタンをメタノールとギ酸に変換する技術が開発され、一部自治体で導入されています。メタノールは国内需要を全て輸入で賄っており、ギ酸は酪農地域でサイレージ²³の添加剤として使用されているため、活用が期待されます。

表 I.7 厚岸町の再生可能エネルギー導入実績量

再生可能エネルギー種別		導入ポテンシャル (MW)	導入実績量		導入ポテンシャルに対する 導入実績量 (%)
大区分	中区分		(MW)	(MWh)	
太陽光	10kW未満	-	0.80	955.29	-
	10kW以上	-	28.29	37,416.25	-
	合計	3,278.74	29.09	38,371.54	0.89%
風力	陸上風力	4,370.00	0.00	0.00	0.00%
	洋上風力	731.20	0.00	0.00	0.00%
バイオマス		3.77	0.00	0.00	0.00%
合計		8,383.71	29.09	38,371.54	0.35%

出典：導入ポテンシャル 環境省 REPOS 自治体再エネ情報カルテ
導入実績量 環境省 自治体排出量カルテ

第5節 再生可能エネルギーの発電量

表 I.8、図 I.29 には、厚岸町における再生可能エネルギーによる発電電力量 (MWh) と実際の電気使用量 (MWh) を経年比較した結果を示しています。これによると厚岸町では電気使用量が年々減少傾向にあります。全体的な発電量としては、平成 26 年度 (2014) より微増傾向にあり、令和元年度 (2019) に大規模発電の導入があったことが分かります。また、表 I.7 において厚岸町の現在の再生可能エネルギー導入実績量はポテンシャルに対して 0.35% に留まることを示しましたが、表 I.8 によると、これは既に現在の厚岸町の電気使用量の約 77.8% に到達していることが分かります。

以上のことから厚岸町は、太陽光、風力（陸上、洋上）、家畜バイオマス等、豊富な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを有した地域であり、その発電ポテンシャルと自然の豊かさを調和させたカーボンニュートラルビジョンの検討を進めていくことが可能な地域であることが分かります。

表 I.8 厚岸町の電気使用量に対する再生可能エネルギー発電 電力量比

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
区域の電気使用量 (MWh)	57,070	56,277	54,915	54,049	52,652	54,386	51,256	51,932	49,316	49,316
区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 (MWh)	2,827	4,795	5,107	5,479	6,723	33,689	36,554	36,882	37,540	38,372
区域の電気使用量に対する再生可能エネルギー発電電力量比	5.0%	8.5%	9.3%	10.1%	12.8%	61.9%	71.3%	71.0%	76.1%	77.8%

出典：環境省 自治体排出量カルテ

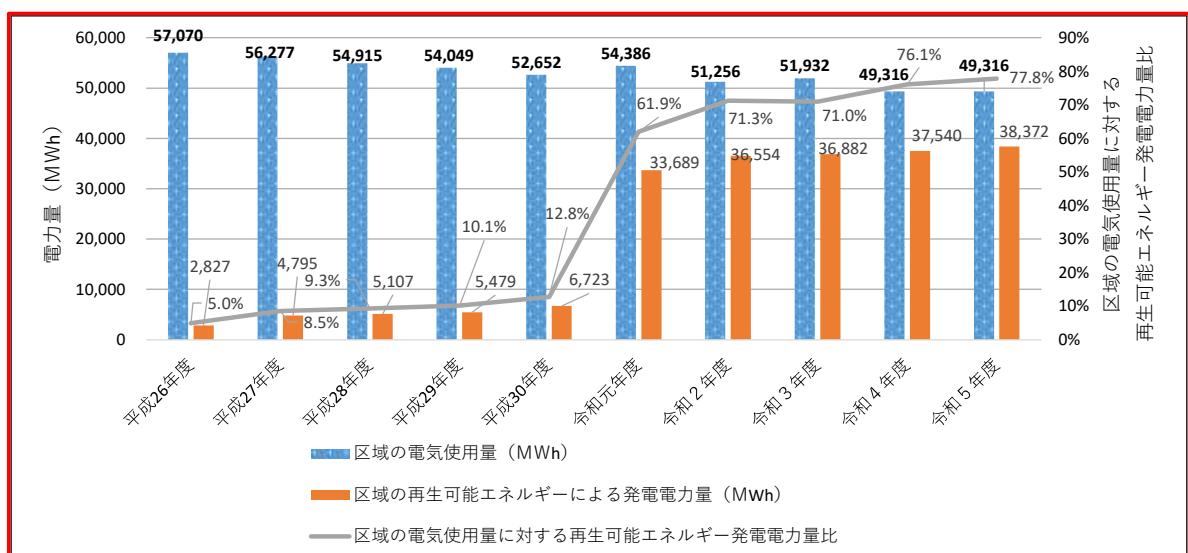


図 I.29 厚岸町の電気使用量に対する再生可能エネルギー発電電力量比

出典：環境省 自治体排出量カルテ

II. 厚岸町の現状と課題

第1章 厚岸町がこれまでに実施してきた取組・今後の展開

「I.第3章 第2節」で示したように厚岸町では人口の減少と、それに伴う就業人口の減少が進行しており、特に漁業、農業等の一次産業でその傾向は顕著です。第6期厚岸町総合計画には、町の目標として以下が掲げられています。

- 1.自然と調和し、**だれ**もが安全・安心で快適に暮らせるまち
- 2.多彩な資源が輝き、活力と魅力にあふれるまち
- 3.みんな笑顔で健やかに、つながり支え合うまち
- 4.未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち
- 5.多様なつながりにより、共に生き、共に創り上げる持続可能なまち



厚岸町ご当地キャラクター

「うみえもん」

目標として掲げられている「あっけしの新時代を創造」を実現するためにも、自然豊かな地域の強みを活かし、基幹産業である農林水産業を中心として、再生可能エネルギー及び脱炭素施策の導入による、地域課題の解決が重要となってきます。

本章では、厚岸町がこれまで行ってきた再生可能エネルギー・脱炭素への取組、今後の展開について示します。

第1節 再生可能エネルギー・脱炭素への取組

(1) 森林保全とブルーカーボン

森林保全の取組として、平成12年度（2000）から厚岸町では、町全体で河川環境や海域環境改善を通じた生活環境の向上、生物多様性確保を目的に厚岸町民の森植樹祭を開催しています。

ブルーカーボン事業としては、北海道大学厚岸臨海実験所における調査結果を活用したブルーカーボンへの取組を検討しています。同大学において厚岸町内の藻場によるCO₂吸収量の算定が実施されており、厚岸町の基幹産業である水産業との連携、観光、飲食業への波及効果が期待されます。



写真 II.1 厚岸町のコンブ藻場



写真 II.2 厚岸町のオオアマモ

（2）厚岸町バイオガス事業推進コンソーシアム

厚岸町では釧路太田農業協同組合と共同で家畜バイオガスプラントについての導入検討や事業計画書の策定を進めています。令和3年度（2021）～令和4年度（2022）には、バイオマス事業の具体的かつ効率的な推進と関係機関の協働体制構築を目的とした検討協議会が開催され、厚岸町バイオマス利用可能性調査が実施されました。本格的な稼働に向けて検討を継続していきます。

（3）厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励事業

平成25年度（2013）から厚岸町では、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、町内での消費を拡大し地域経済の活性化を図ることを目的に、町内での住宅用太陽光発電システム設置に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する奨励事業を実施しています。**令和6年度（2024）からは、太陽光発電設備に接続する定置用蓄電池についても、対象設備としています。**

（4）厚岸町きのこ菌床センターへの地中熱ヒートポンプシステムの導入

平成30年（2018）に新エネルギー導入支援事業を活用し、厚岸町きのこ菌床センターにおいて、培養の温度管理に地中熱ヒートポンプシステムによる冷暖房システムが導入されています。

（5）役場庁舎駐車場のソーラーカーポート事業

役場庁舎駐車場において令和5年（2023）8月に完成したソーラーカーポートを使用したPPAモデル²⁴事業を実施しています。

（6）公共施設のZEB²⁵化

厚岸町ではEMS（環境マネジメントシステム）を導入しており、平成28年（2016）～令和2年（2020）には省エネ診断を実施しています。今後、施設更新が必要な町内の公共施設も多く、ZEB化の検討を進めます。

（7）町公用車のEV²⁶・FCV²⁷・PHEV²⁸車両導入、充電インフラの整備

2050年度までに全ての公用車について、代替できる電動車がない場合を除き、EV車両（電気自動車）・FCV車両（燃料電池自動車）・PHEV車両（プラグインハイブリッド車）に置き換えることとし、令和5年度（2023）には、EV車両を2台、PHEV車両1台を整備しました。**また、インフラ整備として、令和7年度（2025）には厚岸味覚ターミナル・コンキリエへEV急速充電器を導入しています。**

（8）温水プールへの木質バイオマスボイラー導入

町温水プールにおいて、令和7年（2025）4月から地場産木材チップを使用した木質バイオマスボイラーを導入しています。

従来のボイラーには重油を使用していましたが、燃料を木質バイオマスに切り替えることにより、CO₂排出量を200t-CO₂/年削減できます。

また、例年12月から3月については休館としていましたが、本ボイラーの導入により経費を節減できることから、通年開館に切り替えていました。



写真 II.3 木質バイオマスボイラー（厚岸町温水プール内）

（9）J-クレジット制度を活用した林業DX推進に向けた検討

森林のCO₂等吸収量などを「クレジット」として国が認証する制度であるJ-クレジット²⁹制度を活用し、高性能機器を使用した森林データの集積等、林業のDX化推進に向け、各関係機関と令和6年（2024）6月に「林業DXの推進に向けた連携に関する協定」を締結しています。

今後は、先進的な林業施策の推進を検討していきます。



写真 II.4 林業DXの推進に向けた連携に関する協定締結式

（10）厚岸町斎場への液体燃料触媒の導入

厚岸町斎場で使用する灯油について、令和6年（2024）1月から、炭化水素系液体燃料の燃焼効率を高める液体燃料触媒の導入を開始しています。

燃料を完全燃焼させることにより、燃料使用量の削減、CO₂排出量の削減につながっています。

第2章 脱炭素・再生可能エネルギー導入に関する現状と課題

第1節 再生可能エネルギー導入・脱炭素に関する事業者ヒアリング

（1）事業者ヒアリング調査概要

町内事業者の脱炭素、再生可能エネルギー導入に関する取組や意見の聴取を目的に、令和4年（2022）9月に、各事業分野10事業者を対象にヒアリングを実施しました。

ヒアリング結果は、厚岸町の将来ビジョンや本計画に関する施策検討の参考資料として活用しました。

ヒアリング対象とした事業者及び分野は以下の通りです。

表 II.1 ヒアリング対象事業者

事業分類	再生可能エネルギー、脱炭素施策の分野
工務店（建築系）	再エネの導入、ZEH（ネットゼロエネルギーhaus） ³⁰ 、地中熱活用
水産加工業	再エネの導入、脱炭素の取組、流通、地産地消、ブルーカーボン
醸造・蒸留所	再エネの導入、脱炭素の取組、地産地消
カキ養殖業	再エネの導入、脱炭素の取組、流通、地産地消、ブルーカーボン
道の駅運営事業者	再エネの導入、脱炭素の取組、EVステーション、地産地消、観光
公衆浴場	再エネの導入、脱炭素の取組、木質バイオマス
牧場（馬）	再エネの導入、脱炭素の取組、家畜系バイオマス活用
建設業・林業	再エネの導入、脱炭素の取組、木質バイオマス
酪農	再エネの導入、脱炭素の取組、家畜系バイオマス活用
清掃業	再エネの導入、脱炭素の取組、リサイクル、ごみ減量

（2）ヒアリングにおける質問項目

ヒアリングにおいては、以下の質問項目に沿って意見聴取を行いました。

問 1	貴社の事業内容をお教えください。
問 2	貴社の従業員数について該当するものをお教えください。
問 3	貴社では再エネを導入していますか？
問 4	「既に導入している」「今後導入予定」とお答えした方にお伺いします。導入した再エネの種類、方法についてお教えください。
問 5	「導入したいが、具体的な予定はない」とお答えした方にお伺いします。未検討となっている理由をお聞かせください。
問 6	「導入について全く検討していない」とお答えした方にお伺いします。その理由は何ですか？
問 7	再エネについて町からどのような支援が提供されると有益ですか？
問 8	脱炭素に向けて既に実施している取組があれば教えてください。
問 9	脱炭素に向けて今後実施していきたい取組があれば教えてください。
問 10	主要取引先や顧客等から脱炭素への取組を求められたことはありますか？
問 11	脱炭素への取組について町からどのようなサポートがあれば好ましいですか？
問 12	今後貴社はどのように再エネに取り組んでいきたいですか？
問 13	今後貴社はどのように脱炭素に取り組んでいきたいですか？

第2節 ヒアリング結果の概要

再生可能エネルギーの導入状況
自社建物への太陽光発電の導入が多い。 工務店では地中熱活用の導入がある。 将来的に広い敷地を活用し、売電を見据えた再生可能エネルギーの導入を予定している事業者もある。
再生可能エネルギーの導入を困難にしている理由
資金や設置場所の不足、ランニングコストや耐用年数経過時の更新コスト等への不安。 太陽光発電について、積雪地帯であること、霧が多いこと等、発電に必要な環境条件が整わない。 風力発電について、ラムサール条約湿地・国定公園を背景に、自然が豊かな環境の中でバードストライクの懸念がある。 発電の導入（バイオマス等）に伴う情報不足。
再生可能エネルギーについて有益と考える町からの支援提供
補助金、助成金に関する情報提供についての意見が多く挙がった。 バイオマス等について、事例紹介を交えて具体的なランニングコストなどの費用や施設規模に関する情報提供。 具体的な費用面の支援として、補助金による支援、固定資産税の減免等の意見があった。
脱炭素に向けて実施している取組
食品残滓の飼料化、肉の端材の再利用等のフードロスへの対応、箸等のリユース、建築材料・農業資材のリサイクル等が挙がった。 その他、照明のLED ³¹ 化・節電、事業に関連する植樹等の緑化活動、耐用年数の長い資材を使い施設の長寿命化を図る、環境により良い低燃費型の機械や分解性資材の導入、勉強会の開催などが挙がった。
脱炭素に向けて今後実施していきたい取組
特ないという事業者が多くみられた。 牡蠣の牧草地での再利用、洋上風力発電×養殖の提案、牛舎のLED化、環境配慮型車両の導入、EV スタンドの設置等具体的なアイデアが挙がった。

<p>脱炭素への取組に対しての町からのサポート</p>
<p>勉強会の開催や情報交換を望む意見が多く挙がった。</p> <p>脱炭素に関する補助金制度や、同業者等の取組事例の紹介、町内他企業や町の動向が知りたいとの声や、Web サイトでの事例紹介を望む意見も挙がった。</p>
<p>再生可能エネルギー、脱炭素に今後どのように取り組むか</p>
<p>厚岸町から提案があれば取り組んでいきたいという声が多く聞かれた。</p> <p>勉強会の開催と連携して進めたいという意見も聞かれた。</p> <p>事業者が主体的に取り組むために再生可能エネルギー導入に関するメリット、デメリットを提示して欲しいという意見が挙がった。</p>
<p>その他</p>
<p>厚岸ブランドの展開や家畜系バイオガス発電についての周辺環境（消化液の活用等）に関する情報や総合的な展開に対する意見、ブルーカーボンに関する意見、EV 車の導入に関する期待や懸念事項、体験観光や ZEB・ZEH、林業を取り巻く環境、地域振興についてなど、多様な意見があった。</p>

第3節 事業者ヒアリングから抽出される課題・検討事項

<p>再生可能エネルギー導入への不安</p> <p>再生可能エネルギーのコストや技術面での情報不足が挙げられる。さらに、太陽光については多積雪・夏季の海霧の発生という気象面での不安、ランニングコストへの不安を感じ、足踏みをしている事業者が多いと想定される。</p> <p>以上を踏まえ、厚岸町における再生可能エネルギー導入に際しての先行事例を調べ、気象等に対する対応等の科学的知見を整理し、ランニングコスト等金銭的な不安を解消させるための情報提供を行う。</p> <p>風力発電について、自然と共生しつつ展開を進めるためには、バードストライクに関する背景を整理する必要がある。</p>
<p>補助金、助成金に関する情報提供</p> <p>国、道の施策、厚岸町独自の補助金や、固定資産税の減免の制度等、より手に届きやすい形での情報提供を図ることを検討する必要がある。</p>
<p>再生可能エネルギー・脱炭素に関する勉強会・事業者交流会（プラットフォーム）</p> <p>勉強会の開催や情報交換を求める意見が多く聞かれた。</p> <p>カーボンニュートラルを推進するために、勉強会・事業者交流会をスタートとして多くの主体的な参加者や協働体制を作る必要がある。</p>
<p>脱炭素に向けた厚岸町全体での横断的な取り組み</p> <p>各主体、事業者を横断して、カーボンニュートラルを通じての厚岸町の未来像に関する意見があった。</p> <p>「水産×牧畜」牡蠣殻の牧草地での再利用等、「洋上風力×養殖等」、「畜産×水産」消化液による養殖等、「林業×水産」海と山との連携等、バイオガスプラントに関する多面的な展開（電気・消化液・ギ酸・排熱等の利活用）など、様々な視点からカーボンニュートラルを検討する必要がある。</p>

III. 森林吸収量とブルーカーボン吸収量の推定

ここでは、厚岸町における CO₂ の森林吸収³²量とブルーカーボン吸収量の算出結果を示します。厚岸町には広大な森林が広がっており、多くの森林吸収量が見込めます。また、厚岸湾や厚岸湖において広大なアマモ場、コンブ藻場が広がっており、多くのブルーカーボン吸収量が見込めます。

森林吸収量やブルーカーボン吸収量は J-クレジット (CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度) やブルーカーボンクレジット (藻場等海洋での吸収量を「クレジット」として認証する制度) によって資金を得られる可能性があり、地域の活性化に寄与すると考えられます。

第1章 森林吸収量の推定

第1節 厚岸町の森林

厚岸町の森林率は総面積に対し 56% と広大な森林を有しております、CO₂ の吸収源としての効果が期待できます。厚岸町の人口一人あたりの森林面積は 4.7ha です。北海道では 1.1ha、全国では 0.2ha であり、比較すると厚岸町の森林が広大であることが分かります。

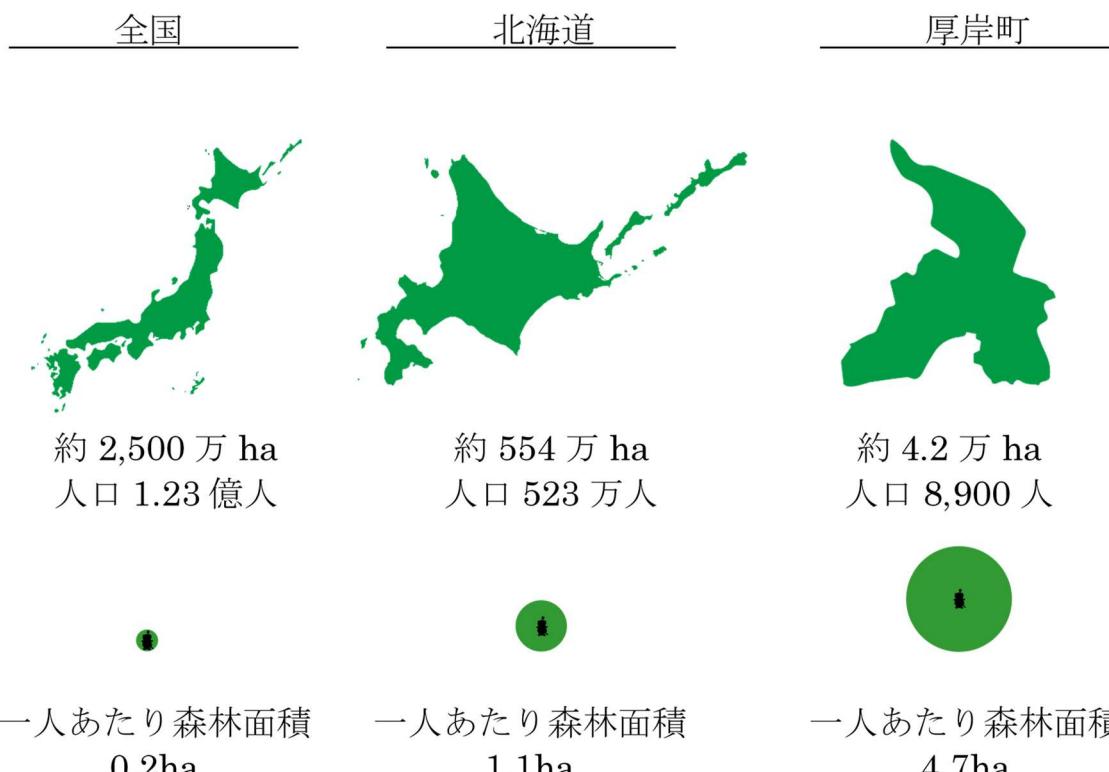


図 III.1 人口一人あたりの森林の割合 (令和 2 年 (2020) 基準)

出典：厚岸町森林組合 HP を参考に作図

第2節 現状の森林によるCO2吸収量

森林等の土地利用においては、人為的な管理活動、施策活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壤中の炭素量が変化し、CO2の吸収や排出が発生します。

本計画では、国有林、道有林を含めた北海道林業統計（令和7年3月）の森林整備計画対象地をCO2吸収量の算定対象面積としました。

北海道林業統計によると、厚岸町内の森林整備計画対象地は42,537haであり、カラマツ、トドマツを中心とした人工林の面積は16,461ha、天然林は22,136ha、残り3,940haは無木地等です。

森林の樹齢は国内の平均樹齢から下記のように仮定しました。

人工林（カラマツ・トドマツ）は、樹齢35年生前後（人工林の平均樹齢）

天然林は、樹齢80年生前後（広葉・針葉混生林：北海道天然林の平均樹齢）

炭素吸収量は、1年当たりの森林の林木（幹・枝葉・根）による炭素吸収の平均的な量を参考に、以下としました。

人工林（35年生前後、カラマツ・トドマツの平均）：1.765 t-C/ha・年

天然林（80年生前後）：0.29 t-C/ha・年

出典：（独）森林総合研究所 1年当たりの森林の林木（幹・枝葉・根）による炭素吸収の平均量

CO2吸収量の計算式は以下の通りです。

計算式：44/12 × 対象面積 × 対象樹木の炭素吸収量

※44/12：炭素から二酸化炭素への換算係数

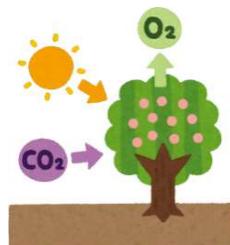
よって、厚岸町の人工林と天然林のCO2吸収量は以下の通りです。

$$\textcircled{1} \text{ 人工林：} 44/12 \times 16,461 \times 1.765 = 106,530 \text{ t-CO2/年}$$

$$\textcircled{2} \text{ 天然林：} 44/12 \times 22,136 \times 0.29 = 23,538 \text{ t-CO2/年}$$

したがって、町内における森林によるCO2吸収量は、

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 130,068 \text{ t-CO2/年} \text{ と推定しました。}$$



第2章 ブルーカーボン

第1節 ブルーカーボンとは

ブルーカーボンとは、海藻や植物プランクトンなど、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことです。ブルーカーボンは豊かな生態系や水質浄化、教育・レジャーの場の提供など、様々な恵みを私たちにもたらします。

厚岸町では現在でも多くの海藻が繁茂しており、厚岸湖の約7割がアマモ場になっているほか、厚岸湾には広大なコンブ藻場が広がっており、これらの藻場は多くのCO2を吸収します。

また、厚岸湖ではカキ・アサリの養殖を行っているほか、厚岸湾ではニシン、ウニ、ホッキなど多様な水産物が水揚げされるとともに、オジロワシ、アザラシ、ラッコが生息しており、豊かなブルーカーボン生態系が成立していると考えられます。ブルーカーボンの保全はカーボンニュートラルだけでなく、地域の水産業・観光業の発展にも深く寄与すると考えられます。

第2節 現状のブルーカーボンによるCO2吸収量

本計画ではブルーカーボンによるCO2吸収量をゼロカーボンにとって重要なCO2吸収源の一つとして位置付け、CO2吸収量を算出しています。

厚岸町における藻場の分布を図 III.2に示しています。厚岸湖、厚岸湾には藻場が広く分布していることがわかります。北海道大学厚岸臨海実験所仲岡雅裕教授の試算結果では、アマモ場の面積は2,800ha、コンブ藻場の面積は800haとされています。

CO2吸収量の計算式は以下の通りです。

計算式：CO2吸収量=面積×吸収係数

吸収係数：アマモ 4.9

コンブ 10.3

出典：浅海生態系における年間二酸化炭素吸収量の全国推計、土木学会論文集B2（海岸工学）、Vol75、No.1、pp.10-20、2019

よって、厚岸町のアマモとコンブのCO2吸収量は以下の通りです

①アマモ： $2,800 \times 4.9 = 13,720 \text{ t-CO2/年}$

②コンブ： $800 \times 10.3 = 8,240 \text{ t-CO2/年}$

したがって、町内におけるブルーカーボンによるCO2吸収量は、

①+②=21,960 t-CO2/年と推定しました。

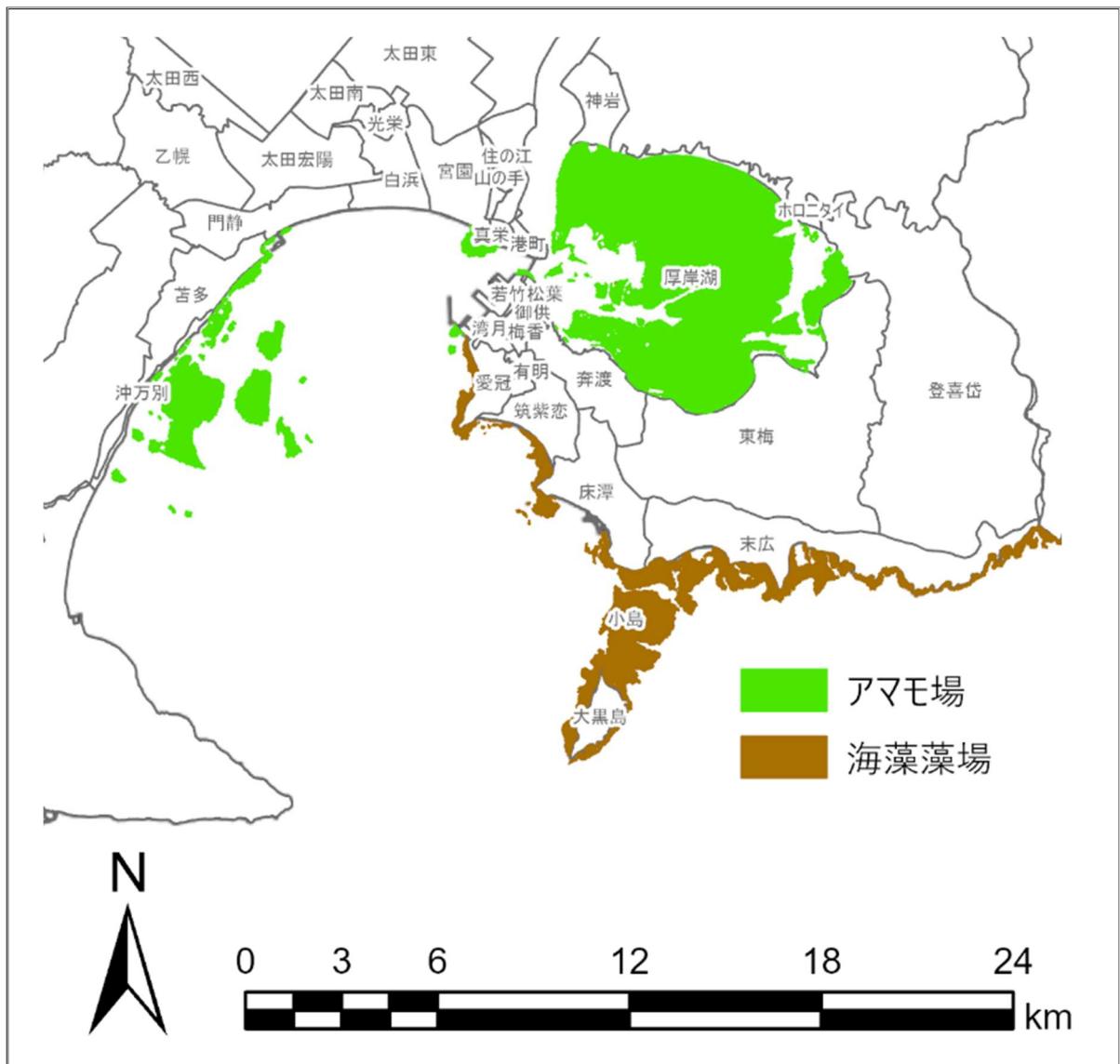


図 III.2 厚岸湖及び厚岸湾の藻場分布

出典：EADAS（環境アセスメントデータベース 環境省）

IV. 温室効果ガス排出量の現状・将来推計

ここでは厚岸町における現状の温室効果ガス排出量に基づき、CO2削減対策を行わなかった場合のCO2排出量とCO2削減対策を行った場合のCO2排出量の将来推計結果を示します。

第1章 温室効果ガスの現状

図IV.1に厚岸町における温室効果ガス(CO2)排出量の経年変化、表IV.1に各部門の説明を示します。

本計画の基準年度となる2013年度のCO2排出量は129千t-CO2です。経年変化をみると2013年度以降、全ての部門で減少傾向にあり、2022年度は92千t-CO2(2013年度比で28.7%減)となっています。

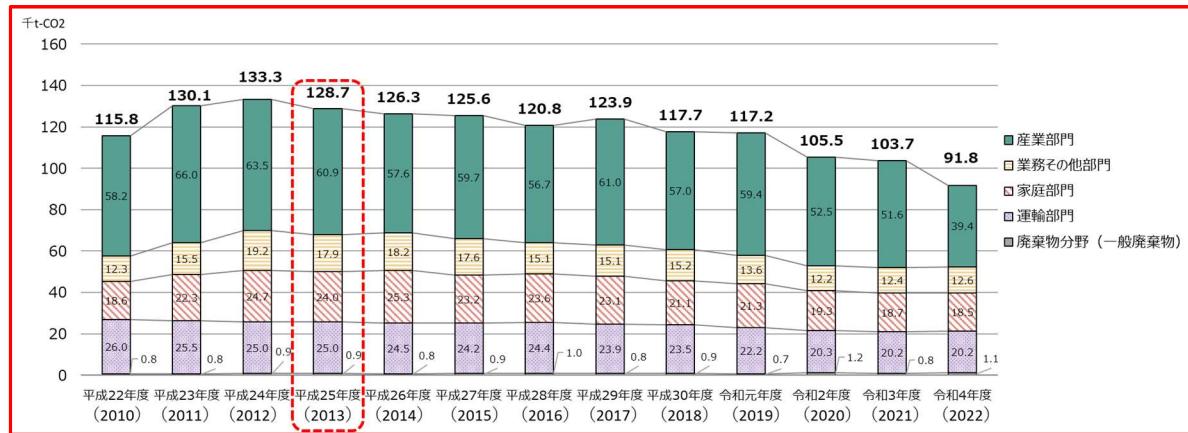


図 IV.1 部門・分野別の温室効果ガス(CO2)排出量の経年変化

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 IV.1 各部門の説明

部 門		説 明
産業部門		製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の農林水産鉱建設部門及び製造業部門に対応します。
民 生 部 門	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の業務他(第三次産業)部門に対応します。
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。自家用自動車からの排出は、「運輸部門(自動車)」で計上します。総合エネルギー統計の家庭部門に対応します。
運輸部門		自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の運輸部門に対応します。
廃棄物分野(一般廃棄物)		廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出(焼却処分)、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出(埋立処分)、排水処理に伴い発生する排出(排水処理)、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出(原燃料使用等)です。

出典：環境省 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施 マニュアル 本編に加筆

図 IV.2 に平成 25 年度（2013）と令和 4 年度（2022）の排出量の部門・分野別構成比を示します。部門別の CO2 排出量の割合をみると、両年度において、産業部門が最も高く、次いで運輸部門、家庭部門がほぼ同程度で、続いて業務その他部門となっています。また、直近のデータである令和 4 年度（2022）の CO2 排出量の内訳をみると、地域内で排出量が多いのは、産業部門の製造業（28 千t-CO2）、運輸部門の自動車（20 千t-CO2）、家庭部門（18 千t-CO2）となっています。

これら排出量が高い部門への施策を検討・推進していくことで、効果の高い CO2 削減が図られると考えます。

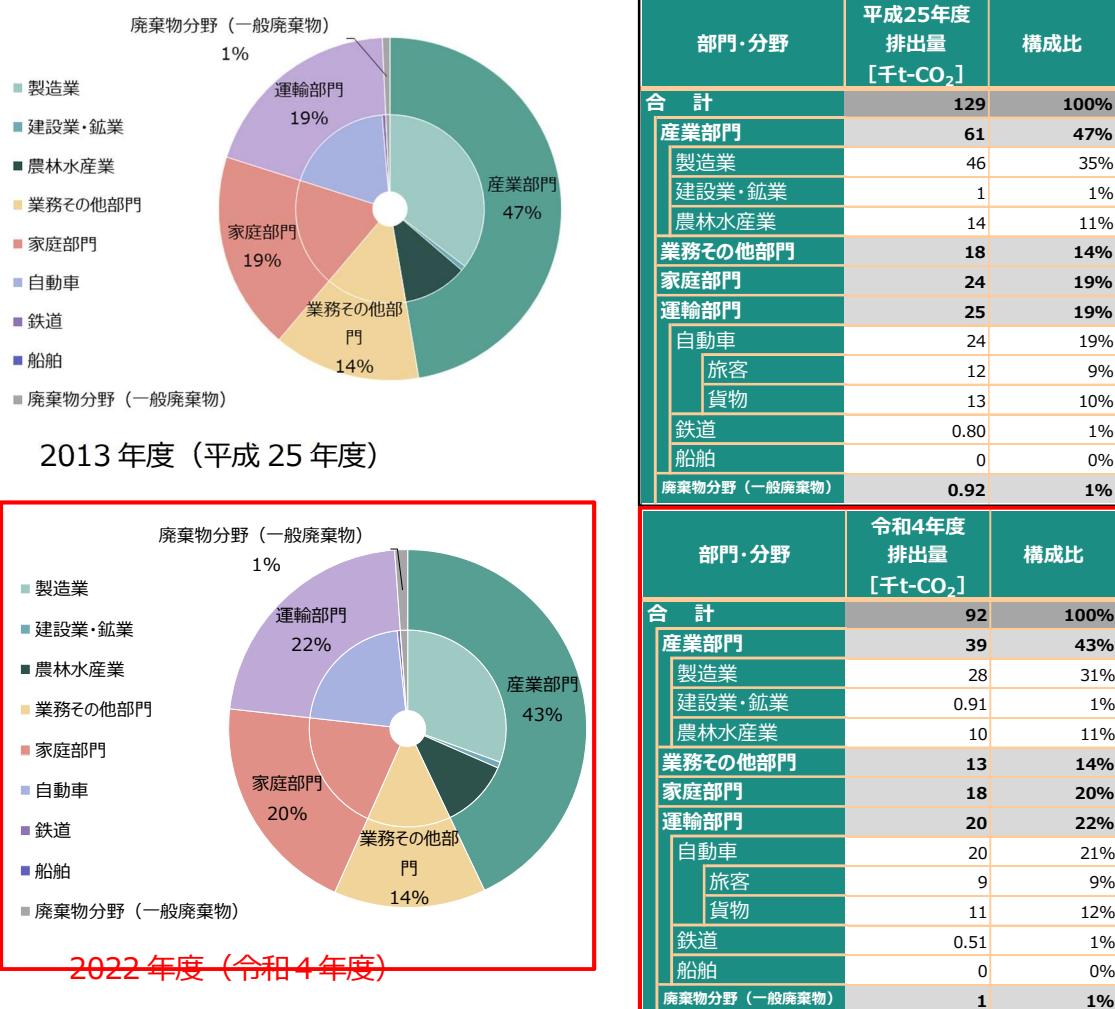


図 IV.2 排出量の部門・分野別構成比と CO2 排出量

出典：環境省 自治体排出量カレッジ

第2章 温室効果ガスの現状すう勢（BAU ケース）排出量

第1節 CO2 排出量の推計方針

ここでは、現状すう勢（以下、BAU³³）ケースの温室効果ガス排出量を推計します。BAUは今後追加的な温室効果ガスの削減対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。BAU 排出量を推計することで、将来の見通しを踏まえて計画目標の設定や部門別の対策・施策の立案を行うことができます（図 IV.3）。

本計画では環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル 算定手法編（令和7年6月）」に準じ、按分法（標準的手法）を用いて推計を行います。また、「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」を対象とします（表 IV.2）。

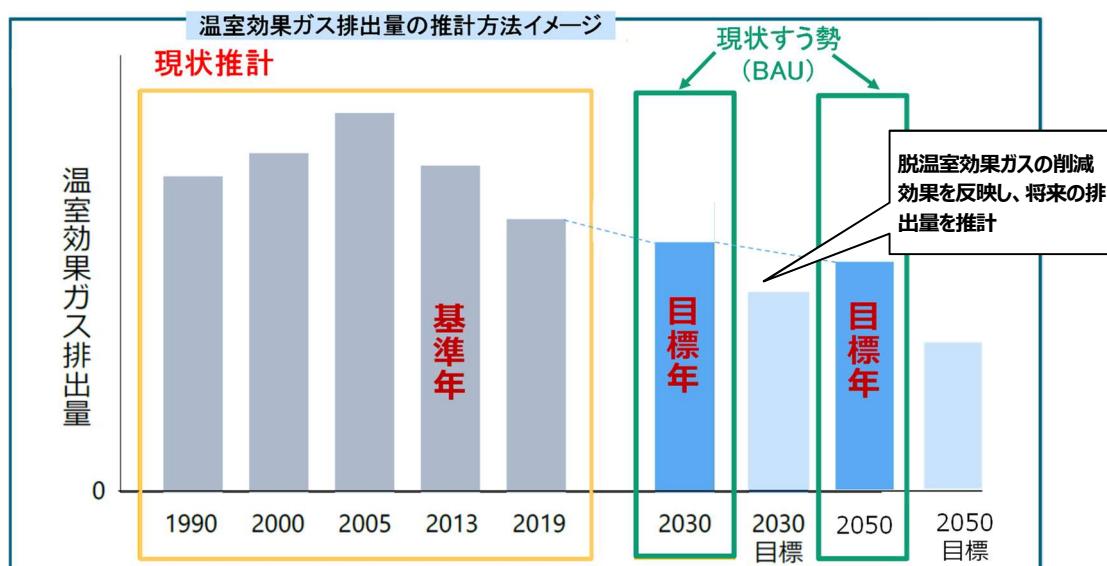


図 IV.3 CO2 排出量推計方法の考え方

出典：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル 本編自治体排出量カルテに加筆

表 IV.2 CO2 排出量の推計対象と手法

ガス種	部門・分野		対象	推計手法
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	按分法
		建設業・鉱業	●	按分法
		農林水産業	●	按分法
	業務その他部門		●	按分法
	家庭部門		●	按分法
	運輸部門	自動車（貨物）	●	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用
		自動車（旅客）	●	
		鉄道	●	
		船舶	●	
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	一般廃棄物処理実態調査データ活用

第2節 BAUケースの推計結果

表 IV.3 に 2013 年度（基準年度）排出量と BAU 排出量を示します。BAU 排出量は、将来の人口推計に比例し 2030 年度と 2050 年度の活動量（従業者数、世帯数、自動車台数など）を変化させ、その活動量に応じた CO2 排出量を推計しています。

推計の結果は、2030 年度 CO2 排出量が 93.5 千 t-CO2（27.5% 削減）、2050 年度 CO2 排出量が 66.8 千 t-CO2（48.2% 削減）となります。将来的な人口減少等によって、CO2 排出量もある程度は減少していくことが分かります。

表 IV.3 2013 年度（基準年度）排出量と BAU 排出量

	活動量 (厚岸町)	2013		将来活動量(厚岸町)	2030年		2050年		
		CO2排出量(千t)	指標 (単位当たり排出量)		BAU CO2排出量(千t)				
					産業・業務部門:従業者数／家庭:世帯数／自動車:台数	ベースとなる活動量 産業・業務:従業者数、家庭:世帯数、自動車:自動車台数	産業・業務部門:従業者数／家庭:世帯数／自動車:台数	ベースとなる活動量 産業・業務:従業者数、家庭:世帯数、自動車:自動車台数	
全体	—	129	—	—	—	93.5	66.8	—	
産業部門 (製造業・農林水産業・建設業・鉱業)	1,338	60.9	0.046	941	667	42.9	30.4	—	
製造業	770	46	0.059	542	384	32.1	22.7	—	
食品飲料製造業	544	32.2	0.059	383	271	22.6	16.0	—	
繊維工業	25	1.5	0.059	17	12	1.0	0.7	—	
木製品・家具他工業	43	2.6	0.059	30	22	1.8	1.3	—	
パリフ・紙・紙加工品製造業	0	0.0	—	0	0	0.0	0.0	—	
印刷・同関連業	10	0.6	0.059	7	5	0.4	0.3	—	
化学生産業(含石油石炭製品)	0	0.0	—	0	0	0.0	0.0	—	
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	3	0.2	0.059	2	1	0.1	0.1	—	
窯業・土石製品製造業	15	0.9	0.059	11	8	0.6	0.5	—	
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	37	2.2	0.059	26	18	1.5	1.1	—	
機械製造業	85	5.0	0.059	60	42	3.5	2.5	—	
他製造業	9	0.5	0.059	6	4	0.4	0.3	—	
農林水産業	農林水産業	205	14	0.070	144	102	10.0	7.1	
建設業・鉱業	建設業	363	1	0.003	256	181	0.8	0.6	
鉱業他	28	0	0.003	20	14	0.1	0.0	—	
建設業	335	1	0.003	236	167	0.7	0.5	—	
業務部門	2,141	18	0.008	1,506	1,067	12.6	8.9	—	
電気ガス熱供給水道業	0	0.0	0.000	0	0	0.0	0.0	—	
情報通信業	2	0.0	0.008	2	1	0.0	0.0	—	
運輸業・郵便業	178	1.5	0.008	125	89	1.0	0.7	—	
卸売業・小売業	915	7.7	0.008	644	456	5.4	3.8	—	
金融業・保険業	61	0.5	0.008	43	30	0.4	0.3	—	
不動産業・物品賃貸業	41	0.3	0.008	29	21	0.2	0.2	—	
学術研究・専門・技術サービス業	77	0.6	0.008	54	39	0.5	0.3	—	
宿泊業・飲食サービス業	238	2.0	0.008	167	119	1.4	1.0	—	
生活関連サービス業・娯楽業	89	0.7	0.008	63	45	0.5	0.4	—	
教育・学習支援業	19	0.2	0.008	13	9	0.1	0.1	—	
医療・福祉	214	1.8	0.008	151	107	1.3	0.9	—	
複合サービス事業	74	0.6	0.008	52	37	0.4	0.3	—	
他サービス業	232	1.9	0.008	163	116	1.4	1.0	—	
家庭部門	4,492	24	0.005	3,705	2,726	19.8	14.6	—	
運輸部門	8,477	25	0.003	5,964	4,226	17.6	12.4	—	
自動車	旅客	6,267	12	0.002	4,409	3,124	8.2	5.8	
軽	軽乗用車	2,102	4	0.002	1,479	1,048	2.8	2.0	
	乗用普通車	1,795	3	0.002	1,263	895	2.3	1.6	
	乗用小型車	2,342	4	0.002	1,648	1,167	3.0	2.1	
	乗合用普通車	9	0	0.002	6	4	0.0	0.0	
	乗合用小型車	19	0	0.002	13	9	0.0	0.0	
貨物	2,210	13	0.006	1,555	1,102	8.8	6.2	—	
軽	四輪貨物トラック	647	1	0.001	455	322	0.6	0.4	
軽	四輪貨物バン	529	1	0.001	372	264	0.5	0.3	
軽	三輪貨物トラック	0	0	—	0	0	0.0	0.0	
	貨物用小型車	381	2	0.006	268	190	1.6	1.1	
	貨物用普通車	558	9	0.016	393	278	6.2	4.4	
	貨物用牽引車	95	0	0.000	67	47	0.0	0.0	
鉄道	10,365	1	0.0001	7,292	5,167	0.6	0.4	—	
廃棄物分野	(-)	10,365	1	0.00009	7,292	5,167	0.6	0.5	
森林吸収	ブルーカーボン吸収	-	-	-	-	-130.7	-130.7	-	
						-22.0	-22.0	-	

第3章 温室効果ガス排出量の削減の考え方

第1節 温室効果ガス排出量の削減に向けた施策の方向性

将来の温室効果ガス排出量の削減シナリオを検討するにあたり、図 IV.4 に BAU における CO2 排出量の変化を、施策の方向性を図 IV.5 に示します。大きな方針としては①再生可能エネルギーの量を増やす、②CO2 実質排出量を減らす、③取組を加速させることが重要となり、これらを踏まえた施策を具体化し、何を、いつまでに、どのくらい実行すれば町が目指すカーボンニュートラルビジョンが達成できるシナリオになるかを検討します。また、シナリオ作成にあたっては、表 IV.4 に示すような主要な取組に対する方針を設定し、シナリオやロードマップにも反映します。



図 IV.4 BAU ケースにおける CO2 排出量の変化

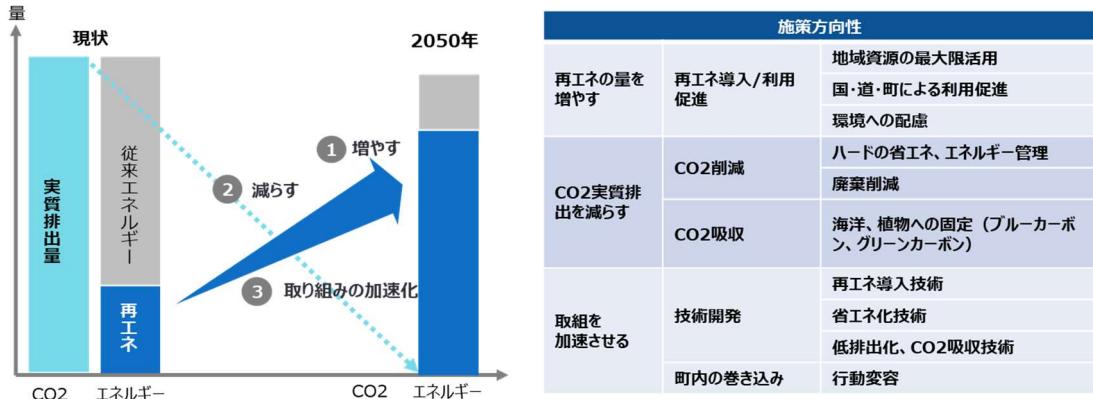


図 IV.5 排出量削減に向けた施策の方向性

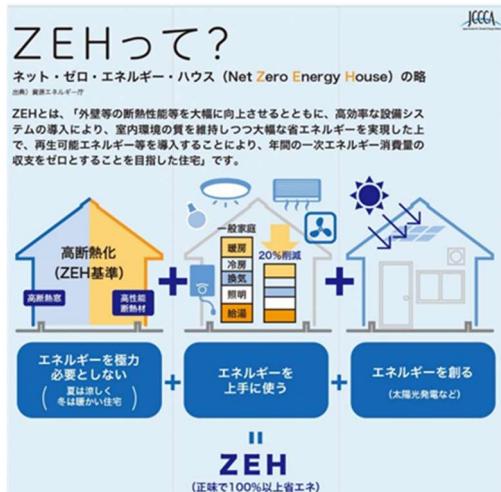
表 IV.4 排出量削減に向けた検討方針

主要な取り組み	方針
再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030 年度の目標年度までに取組を進めている必要がある
CO2 削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 町内の主要排出源であり、排出割合の比較的多い産業部門の削減を進めるのが効果的 ✓ その他家庭・運輸部門でも削減策を柔軟に導入し、総合的な展開を図る
町内の巻き込み・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 脱炭素の取組促進のためには、公共・企業の取組を推進し、町民への展開を加速化する。 ✓ 普及啓発による意識の底上げを行う

第2節 CO2排出量を減らす取組例

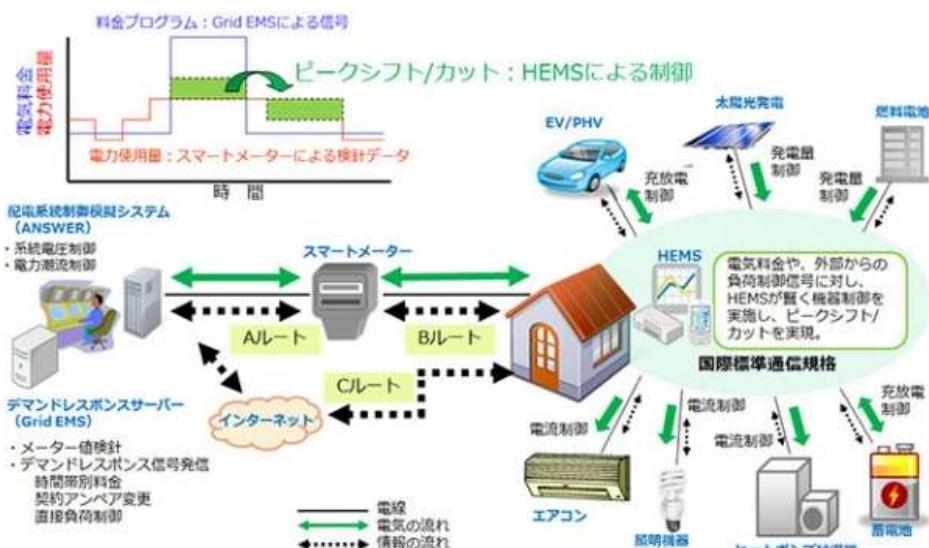
(1) ZEH/ZEB化

ZEH(ゼッヂ)とはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、高い「断熱」性能をベースに、高効率機器等による「省エネ」、太陽光発電等による「創エネ」を組み合わせ、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅です。また、ZEB(ゼブ)とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、ZEHと同じく、「断熱」「省エネ」「創エネ」でエネルギー消費量の収支ゼロを目指した建物です。



(2) EMS(エネルギー・マネジメント・システム) ³⁴導入

センサーライやIT技術を駆使して電力消費量の見える化(可視化)を行うことで、節電に繋げ、再生可能エネルギー・蓄電池の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムです。用途に応じてBEMS(ビル)、HEMS(家庭)、FEMS(製造業)、VEMS(農山漁村)等と呼ばれます。



(3) EV・FCV・PHEV の導入

EV は電気自動車を、FCV は燃料電池自動車を指しており、化石燃料を使用しない車両です。それぞれモーターを回す仕組みが異なっており、EV は電気を蓄電池内に蓄え、その電力でモーターを回して走る仕組みです。FCV は、車に搭載されている燃料電池内で水素ステーションから得た水素と、空気中の酸素との化学反応によって発電した電気エネルギーでモーターを回して走ります。PHEV はプラグインハイブリッド電気自動車を指しており、外部電源とエンジンの双方を切り替えて走ることができます。

(4) LED 照明の導入

LED とは「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと、"Light Emitting Diode"の頭文字をとったものです。従来の白熱電球や蛍光灯と違い、物質に与えた電気エネルギーが直接光に変わる光源です。

LED 照明のメリットは電力消費量の低減と長寿命化等が挙げられます。白熱電球と比較して 80%以上、蛍光灯と比較して 50%程度の電力で運用でき、電気料金を抑えられます。また、白熱電球の 25 倍以上、蛍光灯の 3.3 倍程度長寿命であり、交換の手間や費用の削減ができます。

40W 蛍光灯タイプを LED に交換した場合、1 日 9 時間の点灯で、工事費、寿命による交換費用を含め約 5 年 5 ヶ月で導入時のコストを回収できます。

電力消費量が低減されることにより、白熱電球と比較して電球 1 個あたり 630kg-CO₂/年以上、蛍光灯と比較して 1 本あたり 33kg-CO₂/年以上の CO₂ の削減が見込めます。

○省エネの取組による効果事例

省エネ行動		エネルギー種別	省エネ効果(年間)		
			エネルギー削減量	二酸化炭素削減量	料金削減効果(目安)
テレビ					
見ないときは電源をオフにする	液晶テレビ(50V型)を見る時間(1日1時間)を減らした場合	電気	28.87 kWh	12.4 kg-CO2	895 円
画面は明るすぎないようにする	液晶テレビ(50V型)の画面の輝度を1割下げる場合	電気	18.73 kWh	8.0 kg-CO2	581 円
パソコン					
使用時間を1日1時間削減する	デスクトップ型の場合 ノート型の場合	電気	31.57 kWh 5.48 kWh	15.4 kg-CO2 2.7 kg-CO2	980 円 170 円
電源オプションを「モニターの電源OFF」から「システムスタンバイ」にした場合(3.25時間/週、52週)	デスクトップ型の場合 ノート型の場合	電気	12.57 kWh 1.50 kWh	6.1 kg-CO2 0.7 kg-CO2	390 円 50 円
照明					
電球形LEDランプに取り替える	54Wの白熱電球から7.5Wの電球形LEDランプに交換(年間2,000時間使用) 12Wの蛍光ランプから7.5Wの電球形LEDランプに交換(年間2,000時間使用)	電気	93.00 kWh 9.00 kWh	39.9 kg-CO2 3.9 kg-CO2	2,883 円 279 円
照明器具をLEDに取り替える	68Wの蛍光灯器具から34WのLED照明器具に交換(年間2,000時間使用)	電気	68.00 kWh	29.2 kg-CO2	2,108 円
使用時間を1日1時間削減する	電球形LEDランプ(7.5W)の場合 LED照明器具(34W)の場合	電気	2.74 kWh 12.41 kWh	1.2 kg-CO2 5.3 kg-CO2	85 円 385 円
トイレ					
使用しないときは便座のフタを閉める	閉めた場合と開けたままの場合の比較	電気	34.90 kWh	17.0 kg-CO2	1,080 円
暖房便座の温度を低めに設定する	中から弱に下げる場合(貯湯式)	電気	26.40 kWh	12.9 kg-CO2	820 円
洗浄水の温度を低めに設定する	洗浄水の温度設定を一段階下げた(中⇒弱)場合(貯湯式)	電気	13.80 kWh	6.7 kg-CO2	430 円
洗濯機					
洗濯物はまとめ洗いをする	定格容量(洗濯・脱水容量:6kg)の4割を入れて洗う場合と、8割を入れた場合とで洗濯回数を半分にした場合の比較	電気	5.88 kWh	2.7 kg-CO2	180 円
衣類乾燥機					
まとめて乾燥し、回数を減らす	定格容量(5kg)に8割入れて2日に1回使用した場合と、4割ずつに分けて毎日使用した場合の比較	電気	41.98 kWh	20.5 kg-CO2	1,300 円
自然乾燥を併用する	自然乾燥8時間後、未乾燥のものを補助乾燥する場合と乾燥機のみで乾燥させる場合の比較(2日に1回使用)	電気	394.57 kWh	192.6 kg-CO2	12,230 円
冷蔵庫					
ものを詰め込みすぎない	詰め込んだ場合と半分にした場合の比較	電気	43.84 kWh	21.4 kg-CO2	1,360 円
無駄な開閉をしない	旧JIS開閉試験(※)の開閉を行った場合と、その2倍の回数行った場合の比較 (※冷蔵庫は12分ごと25回、冷凍庫は40分ごと8回、開放時間10秒)	電気	10.40 kWh	5.1 kg-CO2	320 円
開けている時間を短くする	開けている時間が20秒間の場合と、10秒間の場合の比較	電気	6.10 kWh	3.0 kg-CO2	190 円
設定温度を適切にする	設定温度を「強」から「中」にした場合(周囲温度22°C)	電気	61.72 kWh	30.1 kg-CO2	1,910 円
壁から適切な間隔で設置	上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合の比較	電気	45.08 kWh	22.0 kg-CO2	1,400 円
掃除機					
部屋を片付けてから掃除機をかける	使用する時間を、1日1分短縮した場合	電気	5.45 kWh	2.7 kg-CO2	170 円
パック式掃除機のパックを適宜取り替える	パックいっぱいにごみが詰まっている状態と、未使用のパックとの比較	電気	1.55 kWh	0.8 kg-CO2	50 円
エアコン					
冷暖房を適切に調整する	冷房(外気温31°Cの時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27°Cから1°C上げた場合(使用時間:9時間/日)) 暖房(外気温6°Cの時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21°Cから1°C下げる場合(使用時間:9時間/日))	電気	30.24 kWh 53.08 kWh	14.8 kg-CO2 25.9 kg-CO2	940 円 1,650 円
冷暖房を必要なときだけつける	冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度:28°C) 暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度:20°C)	電気	18.78 kWh 40.73 kWh	9.2 kg-CO2 19.9 kg-CO2	580 円 1,260 円
フィルターを月に1回~2回清掃	フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較	電気	31.95 kWh	15.6 kg-CO2	990 円
ガス・石油ファンヒーター					
室温を20°Cを目安に設定する(外気温6°Cの時、暖房の設定温度を21°Cから1°C下げる場合(使用時間:9時間/日))	ガスファンヒーターの場合 石油ファンヒーターの場合	LPガス 灯油	8.15 m³ 10.22 L	18.3 kg-CO2 25.4 kg-CO2	1,320 円 880 円
必要なときだけつける	ガスファンヒーター(1日1時間、運転を短縮した場合(設定温度20°C)) 石油ファンヒーターの場合(1日1時間、運転を短縮した場合(設定温度20°C))	LPガス 灯油 電気	12.68 m³ 15.91 L 3.89 kWh	28.5 kg-CO2 39.6 kg-CO2 1.9 kg-CO2	2,050 円 1,370 円 120 円
電気カーペット					
広さに合った大きさを選ぶ	室温20°C、設定温度「中」で1日5時間使用した場合、3畳用と2畳用で比較	電気	89.1 kWh	43.9 kg-CO2	2,790 円
設定温度を低めに設定する	3畳用で、設定温度を「強」から「中」にした場合(1日5時間使用)	電気	185.97 kWh	90.8 kg-CO2	5,770 円
電気こたつ					
こたつ布団に上掛と敷布団を合わせて使う	こたつ布団だけの場合との比較(1日5時間使用)	電気	32.48 kWh	15.9 kg-CO2	1,010 円
設定温度を低めに設定する	温度調節を「強」から「中」に下げる場合(1日5時間使用)	電気	48.95 kWh	23.9 kg-CO2	1,520 円
電子レンジ					
野菜の下ごしらえに電子レンジを使用 ・根菜(ジャガイモ、里芋)の場合	100gの食材を1Lの水(27°C程度)に入れ沸騰させ煮る場合と、電子レンジを使用する場合との比較	原油換算	5.45 L	10.5 kg-CO2	860 円
電気ポット					
長時間使用しない場合は電源プラグを抜く	6時間保温状態にした場合と電源プラグを抜いて保温せず再沸騰させた場合の比較	電気	107.45 kWh	52.4 kg-CO2	3,330 円

省エネ行動	エネルギー種別	省エネ効果(年間)		
		エネルギー削減量	二酸化炭素削減量	料金削減効果(目安)
ガスコンロ				
炎がなべ底からはみ出さないように火力を調節	水 1L (20°C程度) を沸騰させるとき、強火から中火にした場合 (1日3回)	LPガス	2.38 m ³	5.3 kg-CO ₂ 390 円
ガス給湯器				
食器を洗うときは低温に設定	65Lの水道水(水温20°C)を使い、給湯器の設定温度を40°Cから38°Cに下げ、1日に2回手洗いした場合(使用期間:冷房期間を除く253日)	LPガス	8.80 m ³	19.7 kg-CO ₂ 1,430 円
風呂給湯器				
間隔を空けずに入浴する	2時間の放置により、4.5°C低下したお湯(200L)を追い焚きする場合(1日/日)	LPガス	38.20 m ³	85.7 kg-CO ₂ 6,190 円
シャワーを不必要に流したままにしない	45°Cのお湯を流す時間を1分間短縮した場合	LPガス	12.78 m ³	28.7 kg-CO ₂ 2,070 円
自動車(ガソリン車)				
エコドライブの実践	ふんわりアクセル「eスタート」 ※5秒間で20km/h程度に加速した場合	ガソリン	83.57 L	194.0 kg-CO ₂ 11,950 円
	加減速の少ない運転	ガソリン	29.29 L	68.0 kg-CO ₂ 4,190 円
	早めのアクセルオフ	ガソリン	18.09 L	42.0 kg-CO ₂ 2,590 円
	アイドリングストップ ※5秒の停止で、アイドリングストップした場合	ガソリン	17.33 L	40.2 kg-CO ₂ 2,480 円

参考：経済産業省資源エネルギー庁 HP

コラム

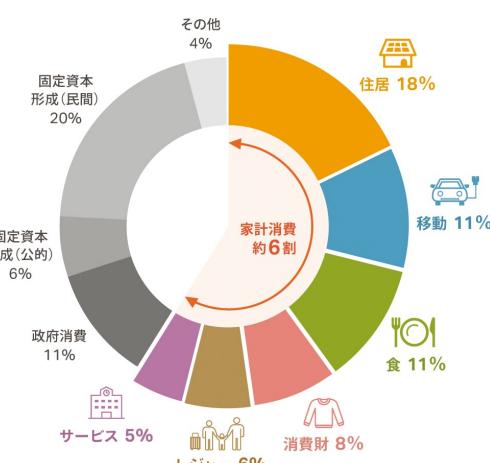
～普段の生活でもできる CO₂ 削減～

衣食住や移動など、私たちの普段の生活でも温室効果ガスは発生します。私たちの生活から発生する CO₂ は、全体排出量の約 6 割を占めています。

カーボンニュートラルを目指す中で、暮らし、ライフスタイルの分野でも省エネ等 CO₂ 削減の取組が進められています。我々のライフスタイル変革を促すために、衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（＝「デコ活」）が提案されており、地域の特性やそれぞれの働き方、脱炭素につながる様々な製品やサービス、行動変容の後押し（ナッジ：気づき）等、私たちの普段の生活の中ににおける多面的な取組が推奨されています。



「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の概要（出典：環境省）



温室効果ガス排出源
(出典：環境省)

脱炭素につながる 新しい豊かな暮らしの 10 年後



「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの 10 年後」（出典：環境省）

第4章 温室効果ガス排出量の将来推計

表 IV.5 に本計画における、再生可能エネルギーの導入及び省エネ施策の導入条件を、図 IV.9 に本計画を遂行し、目標を達成した場合の CO2 実質排出量グラフを示します。ここでは BAU ケースをベースに、以下に示す削減目標による温室効果ガス排出量削減の取組に応じて CO2 削減量を算出しました。

本計画では、2030 年に再生可能エネルギー利用率 10%、2050 年に再生可能エネルギー利用率 50% の達成を目指します。

「III.森林吸収量とブルーカーボン吸収量の推定」で示したように、厚岸町では森林吸収量とブルーカーボン吸収量が非常に多く、2030 年でカーボンマイナスを達成できる見込みとなっています。マイナスカーボンとなる余剰な CO2 の吸収量は、J-クレジットの活用等により都市部や周辺自治体との地域間連携に利用していくことが考えられます。

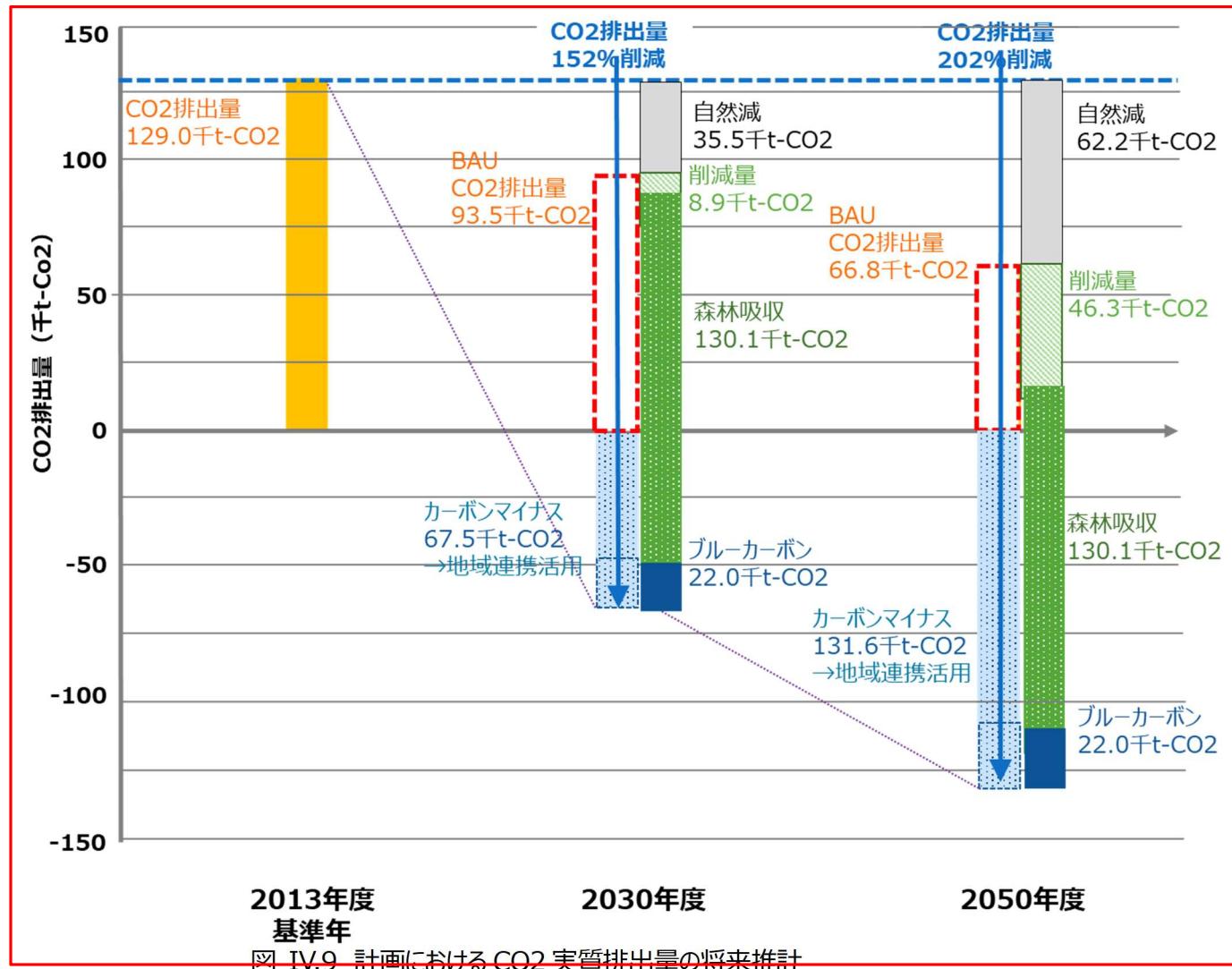
○目標：温室効果ガス削減目標 2030 年度 152% 削減、2050 年度 202% 削減

将来の社会的動向を踏まえた温室効果ガス排出量の削減の取組や導入割合を想定しています。地域での再生可能エネルギー利用率は 2030 年に 10%、2050 年に 50% としました。

表 IV.5 将来推計に用いた再生可能エネルギーの導入及び省エネ施策の導入条件

BAU (business as usual)		人口等の将来活動量の変化は想定するが、排出削減の追加的対策が行われなかった場合 (活動量のみ将来推計値を使用) 2030年27.5%減、2050年48.2%減
目標	2030年 152%削減達成	「2030年に2013年度比で温室効果ガス排出量を152%減」を達成できる温室効果ガス削減目標シナリオとして下記仮説で算定 ■ 地域再エネ利用（再エネの地産地消）率10% ■ LED普及率15%、EV/FCV/PHEV普及率5%、VEMS（農山漁村エネルギー・マネジメントシステム）10% ■ プラスティックごみ削減率25%、森林吸収分を算定、ブルーカーボン吸収分を算定
	2050年 202%削減達成	「2050年の更なるマイナスカーボン」を目指し、2030年シナリオに即して、下記仮説で算定 ■ 地域再エネ利用（再エネの地産地消）率50% ■ LED普及率100%、EV/FCV/PHEV 普及率50%、未利用エネルギー（廃熱、雪冷熱）による削減率5% ■ ZEB/ZEH普及率70%、各種EMS普及率40%、プラスティックごみ削減率50%など

※青字は各シナリオで想定した主要な温室効果ガス排出量の削減の取組



厚岸町が目指す「目標」における部門別の CO2 排出量は、図 IV.10 のようになります。また、これに準じた部門別の CO2 排出量と関連する主要な施策内容は図 IV.11 となり、2030 年、2050 年の目標達成に向けて、各種取組を推進していく必要があります。

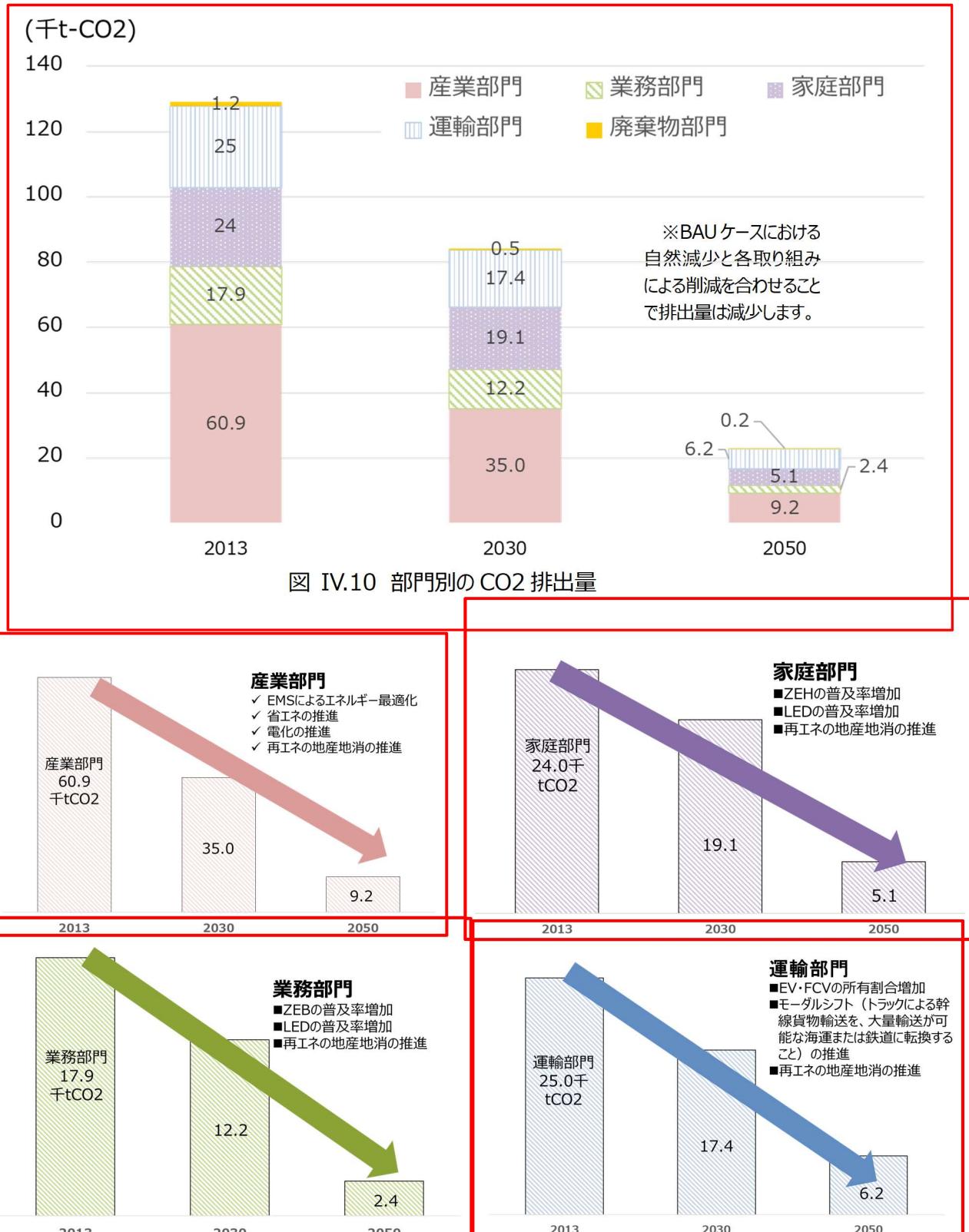


図 IV.11 部門別の CO2 排出量と関連施策

V. 再生可能エネルギーの導入目標

「IV. 第4章 温室効果ガス排出量の将来推計」で示した目標をもとに、地域で必要となる再生可能エネルギーについて、導入可能性や導入量等の検討結果を示し、温室効果ガス削減目標を達成するための再生可能エネルギーの導入目標を設定しています。なお、ここでの再生可能エネルギーの導入目標は地域での再生可能エネルギーの利用を前提としています。

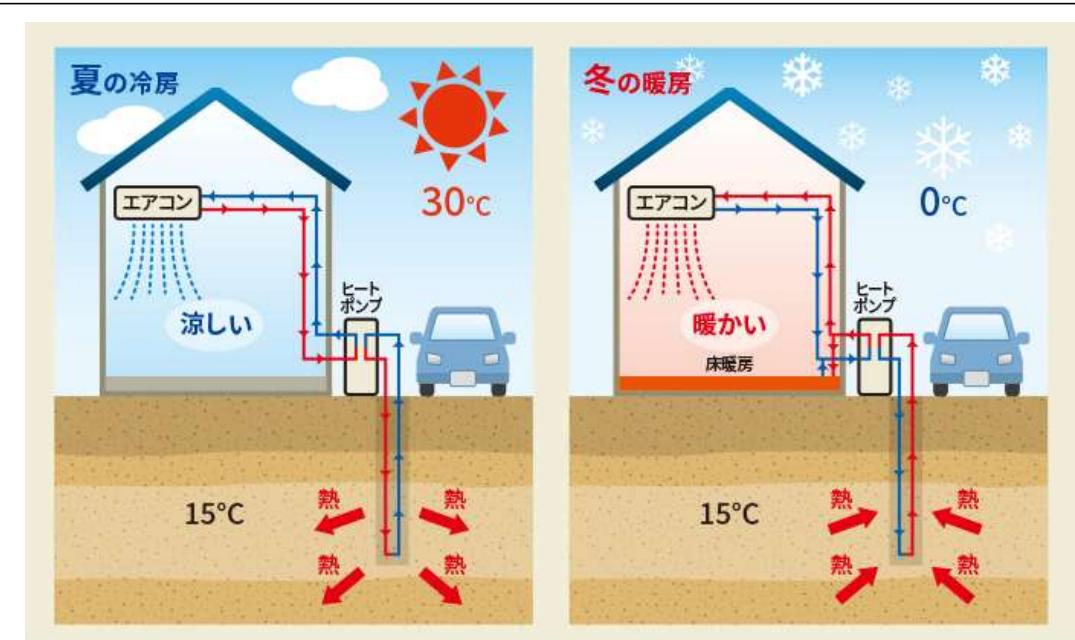
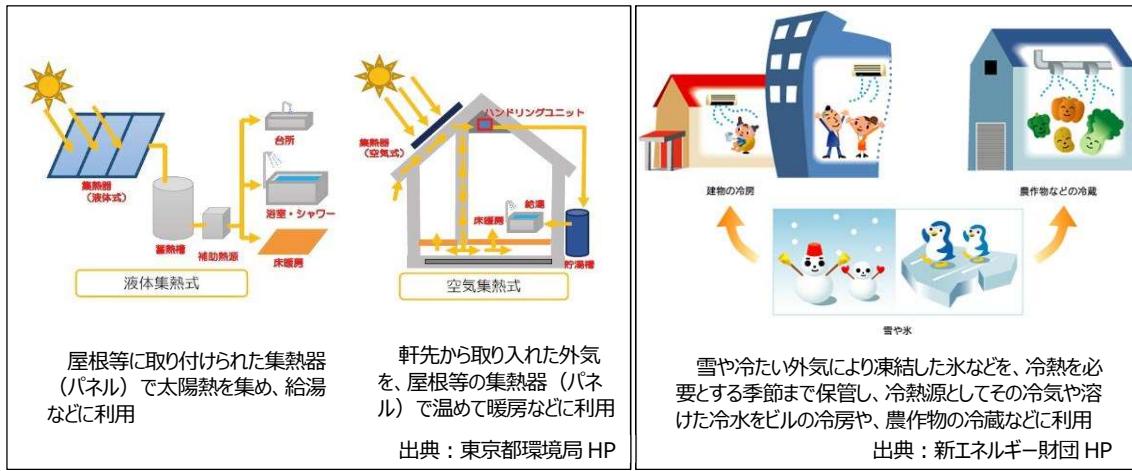
第1章 再生可能エネルギーの導入可能性

図V.1に代表的な再生可能エネルギーの種類と特徴、図V.2に熱利用のイメージを示します。

 太陽光発電		<p>太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">相対的にメンテナンスが簡単。非常用電源としても利用可能。 <p>課題</p> <p>天候により発電出力が左右される。一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。</p>
 風力発電		<p>風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。ウインドファームのような大型のものから、学校などの公共施設に設置される小型のものもあります。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。 <p>課題</p> <p>広い平地が必要。また、風況の良い適地が北海道と東北に集中しているため、広域での連系についても検討が必要。</p>
 水力発電		<p>水力発電はダムなどの落差を活用して水を落とさせ、その際のエネルギーを用いて発電します。現在では農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプが注目されています。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">安定した信頼性の高い電源。中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。 <p>課題</p> <p>中小規模タイプは相対的にコストが高く、水利権の調整も必要。</p>
 地熱発電		<p>地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">出力が安定しており、大規模開発が可能。昼夜を問わず24時間稼働。 <p>課題</p> <p>開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。また、温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。</p>
 バイオマス発電		<p>動植物などの生物資源(バイオマス)をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。天候などに左右されにくい。 <p>課題</p> <p>原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。</p>

図V.1 代表的な再生可能エネルギーの種類と特徴

出典：資源エネルギー庁 なつとく！再生可能エネルギー



地中熱利用ヒートポンプとは、大地とヒートポンプを組み合わせた冷暖房・給湯システムです。年間を通して温度が一定の地中を利用し、夏は外気より温度の低い地中に熱を放熱し、冬は外気より温度の高い地中から熱を採熱します。ヒートポンプとは、熱を温度の低い所から高い所に移動させる機械です。

出典：環境省 HP

図 V.2 热利用のイメージ

カーボンニュートラルビジョンの達成には地域資源を活用することが重要です。そこで、町内の再生可能エネルギーの賦存状況（「I.第3章 第4節 再生可能エネルギーの賦存状況」参照）と地域内の状況から導入可能性を検討した結果、本町では太陽光発電と家畜系バイオマスを利用したバイオガス発電の活用が適していると考えます。太陽光発電は蓄電池との併用で停電時の電源としても有効であることから、災害発生時の活用も検討します。また、将来的には、地域の自然環境や景観資源との共生を図りながら小規模な風力発電の導入可能性も検討していく方針です。なお、地域の森林から生じる間伐材³⁵などを利用した木質バイオマスボイラーについては、既に温水プールにおいて導入していますが、今後は、木質バイオマスのさらなる活用を検討していきます。太陽熱、地中熱についても、適用性を見据えながら活用を検討します。

表 V.1 再生可能エネルギーの導入可能性

エネルギー種類		適用性※	適用性の概要
太陽光	建物系	○	太陽光発電設置奨励事業により支援 (H25-)
	土地系	○	自然災害リスクの高いエリアに配慮したうえで、未利用地の有効活用を想定
風力	陸上	△	国定公園の景観配慮、バードストライクの懸念があり、自然と調和した慎重な導入の検討が必要
	洋上		
中小水力	河川	×	町内に落差・流量のある河川が乏しい
バイオマス	木質	○	地場産木材（間伐材）を活用した木質バイオマスボイラーを導入済
	廃棄物	×	町内に廃棄物焼却施設がない
	家畜	○	酪農によるバイオガス発電導入を推進
地熱		×	町内にポテンシャルはない。
太陽熱		○	寒冷地のため、一定のニーズあり
地中熱		○	各種廃熱利用も含めた導入可能性を検討

※○：短期的な重点項目、△：
2050年を見据えた長期の導入項目

出典: 環境省 REPOS 自治体再エネ情報カルテ
バイオマス(家畜)は、厚岸町の家畜系バイオマス総量より推計
風力発電は、厚岸湾においてEADASに示される風速6.5m以上 のエリアを対象として推計

現在、町内には太陽光発電による **29.09MW** の再生可能エネルギーの導入実績があります（「I.第3章 第4節 再生可能エネルギーの賦存状況」参照）。この再生可能エネルギーは FIT (固定価格買取制度)³⁶ によって電気事業者に買い取られており、地域における CO2 削減には寄与していません。しかし、FIT には買取期間が設けられていることから、買取期間終了後に地域で消費する電力に利用（エネルギーの地産地消）できる仕組みを作ることで、将来的に地域の CO2 削減に繋がる可能性があります。

コラム

～特殊な太陽光パネル～

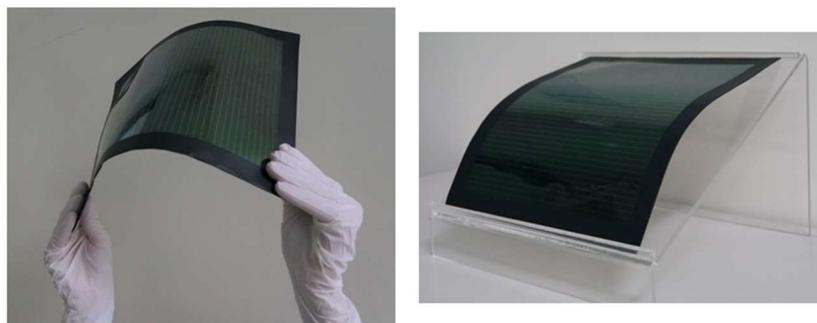
再生可能エネルギーの代表格とも言えるのが太陽光発電です。

太陽光発電は、ソーラーパネルで太陽光を電力に変換することで電気を生み出します。

【薄型太陽光パネル】

他の再生可能エネルギーと比較して、取り組みやすい太陽光発電ですが、ソーラーパネルを取り付けるための基礎となるフレーム部分やソーラーパネル自体の重さから古い建物には設置できること、曲がっている場所や平たんではない場所には取り付けが困難であることなどの問題もありました。しかし、近年の技術の進歩により、「軽く」「薄く」「柔らかい」フレキシブルな形状の太陽光パネルが開発され、従来では設置できなかった建物や曲がった面にも設置することが可能となりました。

現時点では、太陽光を電力に変換するエネルギーの変換効率は、従来のパネルよりも低いですが、研究開発が続いている今後、発電の効率も高く、安価で取り付ける場所を選ばない太陽光パネルが開発される可能性があります。



薄型太陽光パネル

出典：「TOSHIBA CORPORATION」HP 研究開発ニュース

【垂直設置型太陽光パネル】

降雪地域では、太陽光発電において積雪への対策が大きな課題となります。垂直設置型の太陽光パネルでは、積雪荷重への耐性が高くなり積雪への課題が解消されます。また、汚れが付着しづらいこと、両面ガラスモジュールの採用により、電力需要の高い朝、夕に発電のピークを迎えることができる、モジュール間のスペースが確保され陽光が当たるため、植生の成立しない裸地が生じず、発電と同時に耕作や放牧に活用できることがメリットとして挙げられます。



垂直設置型太陽光パネル

出典：「Next2Sun LuxorSolar 資料」

コラム

～木質バイオマスボイラー～

木質バイオマスとは木材からなるバイオマスのことと、樹木の間伐や造材のときに発生した樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。木質バイオマスをボイラーで燃焼させ、発生した熱を室内の暖房や温水プールの水を温める熱などとして利用でき、化石燃料を使うことなくエネルギーを得られます。



木質バイオマスボイラー
(厚岸町温水プール)

なお、木質バイオマスを燃やすことにより CO₂ は発生しますが、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その生長の過程で CO₂ は再び樹木に吸収されます。よって、木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないカーボンニュートラルな特性を有しています。

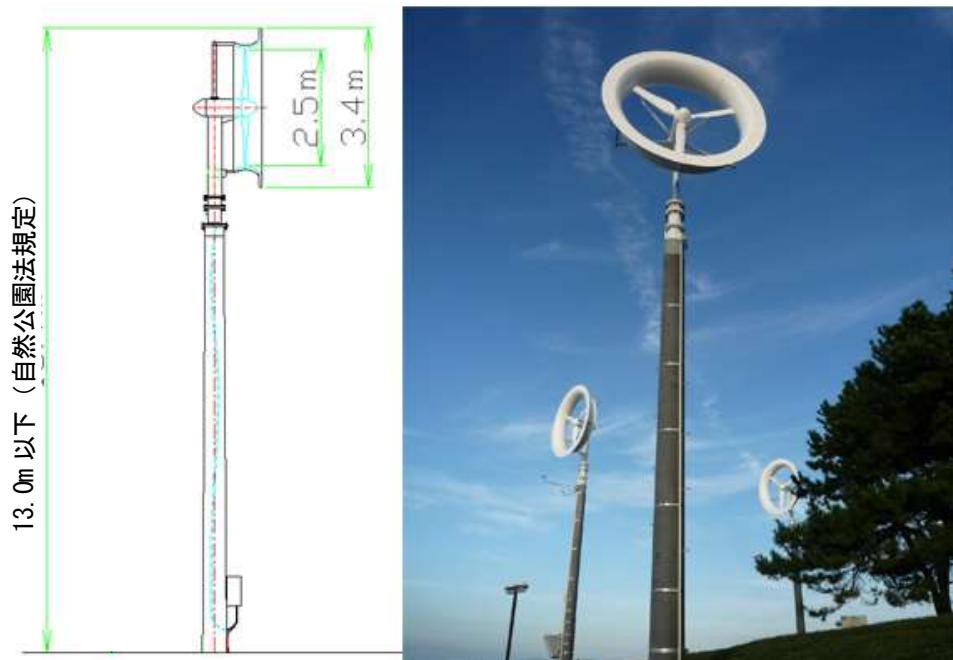


出典：木質バイオマス発電・熱利用導入ガイドブック
(一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会)

コラム

～小規模風力発電「風レンズ風車」～

風レンズ風車は九州大学の産学連携により開発された国産技術です。プロペラの周りに円形のダクトを設置することにより、従来型風車より高効率で発電が可能になります。また、鳥類が円形のダクトを障害物として視認できるため、バードストライクの機会が大きく減少することが考えられます。発電能力は5kWで小規模なもの、場所を選ばず設置が可能なため、総合的には多くの発電量が見込めます。



風レンズ風車の概要図と写真

出典：株式会社ウィンドレンズホームページ

第2章 再生可能エネルギーの導入目標設定

ここでは、「IV. 第4章 温室効果ガス排出量の将来推計」から地域で必要となる再生可能エネルギーの導入目標（将来のエネルギー消費量のうち地域再生可能エネルギーが占める割合）を示します。

2030年度：再生可能エネルギー導入目標 3,741MWh（エネルギー消費量の約10%）

将来のエネルギー消費量 39,255MWh と推計され、これに対して再生可能エネルギー 3,741MWh（エネルギー消費量の約10%）の導入が必要となります。導入する再生可能エネルギーは太陽光と家畜バイオガス発電を想定しています。

2050年度：再生可能エネルギー導入目標 24,784MWh（エネルギー消費量の約50%）

将来のエネルギー消費量 49,958MWh と推計され、これに対して再生可能エネルギー 24,784MWh（エネルギー消費量の約50%）の導入を目指します。再生可能エネルギーは太陽光とバイオガス発電を増強し、風力発電等その他の導入を目指します。風力発電は自然環境や景観への影響が考えられるため、慎重に検討します。

表 V.2 本計画における目標

項目	基準年度	目標年度	長期目標年度
年度	2013年	2030年	2050年
CO ₂ 削減率	—	カーボンマイナス 152%削減の達成	カーボンマイナス 202%削減の達成
CO ₂ 実質排出量(①-②-③)	—	-67,428 t-CO ₂	-131,528 t-CO ₂
① CO ₂ 排出量	129,000 t-CO ₂	93,500 t-CO ₂	66,800 t-CO ₂
② CO ₂ 削減量	—	8,900 t-CO ₂	46,300 t-CO ₂
③ CO ₂ 吸収量	—	152,028 t-CO ₂	152,028 t-CO ₂
再生可能エネルギー導入量	—	3,741 MWh エネルギー消費量の約10%	24,784 MWh エネルギー消費量の約50%

表 V.3 再生可能エネルギーの導入目標

町内で再エネ利用されずに 町外へ流出している発電分を含む	2023 現状	2030 目標	2050 目標
エネルギー消費量(MWh)	49,316	39,255	49,958
再エネ発電量(MWh)	38,372	42,113	63,156
地域内再エネ利用率(%)	0%	10%	50%
地域内再エネ利用量(MWh)	0	3,741	24,784
ポテンシャルに対する導入割合(%)	0.35%	0.36%	0.51%
太陽光建物系	設備容量(MW) 発電量(MWh)	0.8 955	0.8 955
太陽光土地系	設備容量(MW) 発電量(MWh)	28.3 37,417	28.7 38,025
バイオマス (畜産系バイオガス)	設備容量(MW) 発電量(MWh)	0.0 0	0.4 3,133
その他分野	設備容量(MW) 発電量(MWh)	0.0 0	0.4 8,410

※設備容量:発電設備の単位時間あたりの最大仕事量、発電量、発電設備がある経過時間に供給した電力の総量（年間）

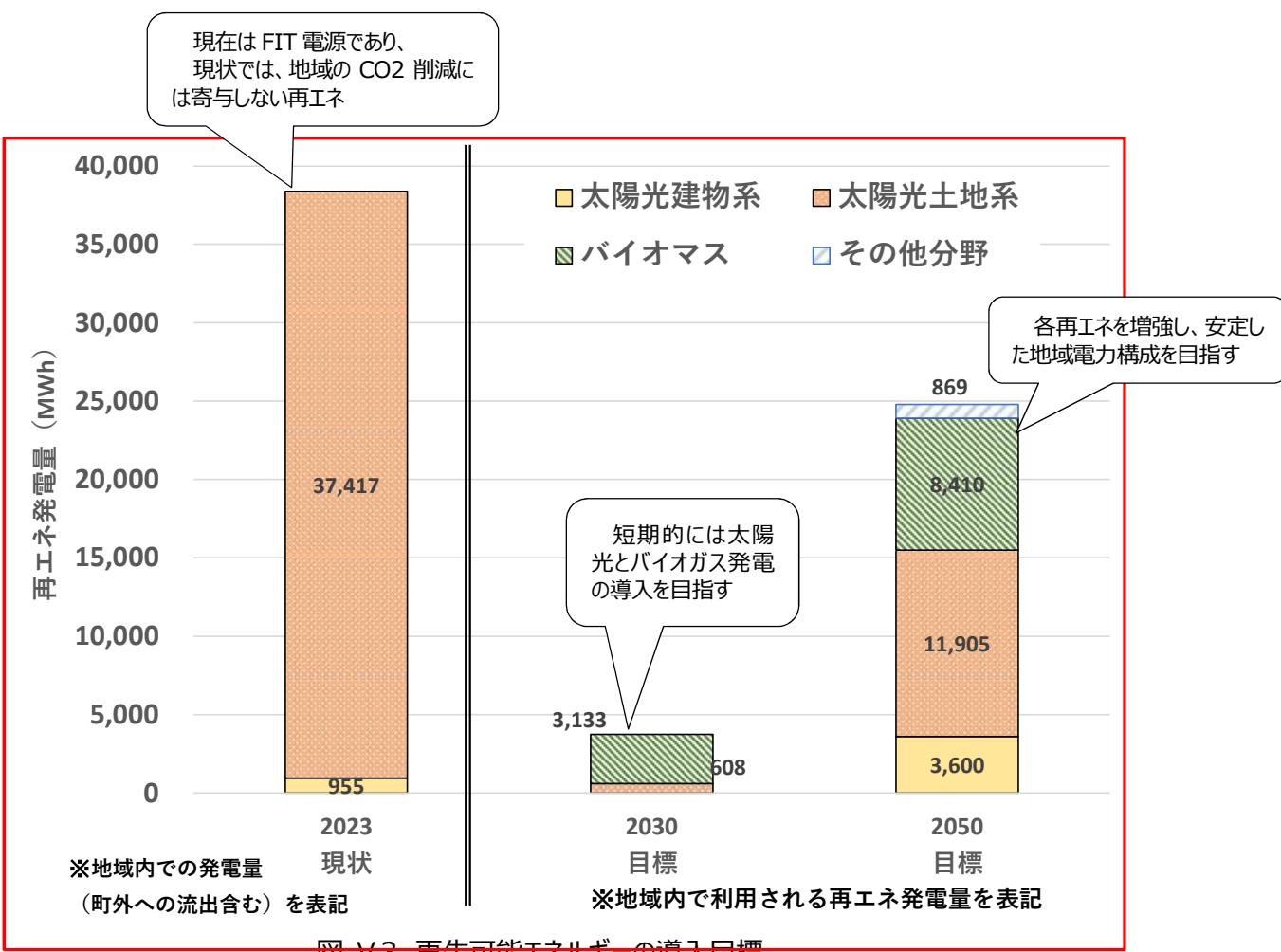


図 V.3 再生可能エネルギーの導入目標

VI. 計画全体の目標

ここでは、厚岸町の地域特性を踏まえたカーボンニュートラルの実現に向けた将来ビジョンを示します。

第1章 将来ビジョン

カーボンニュートラルの実現を目指すにあたり、再生可能エネルギーの導入や省エネ等の施策を実施するとともに地域としての将来ビジョンを描くことが重要です。

本計画ではカーボンニュートラルの実現に向け厚岸町におけるビジョン、コンセプト、施策を策定しました。一般的にビジョンは市町村としての将来像や目指す方向性、コンセプトはビジョン達成に向けた施策方針、施策はコンセプト達成に向けた具体取組案を指します。ここではビジョンをカーボンニュートラルに向けて描く長期目標である 2050 年の厚岸町の目指す姿、コンセプトはビジョン達成に向けた施策や活動方針、施策を具体的な脱炭素取組や再生可能エネルギー導入量として定めました。

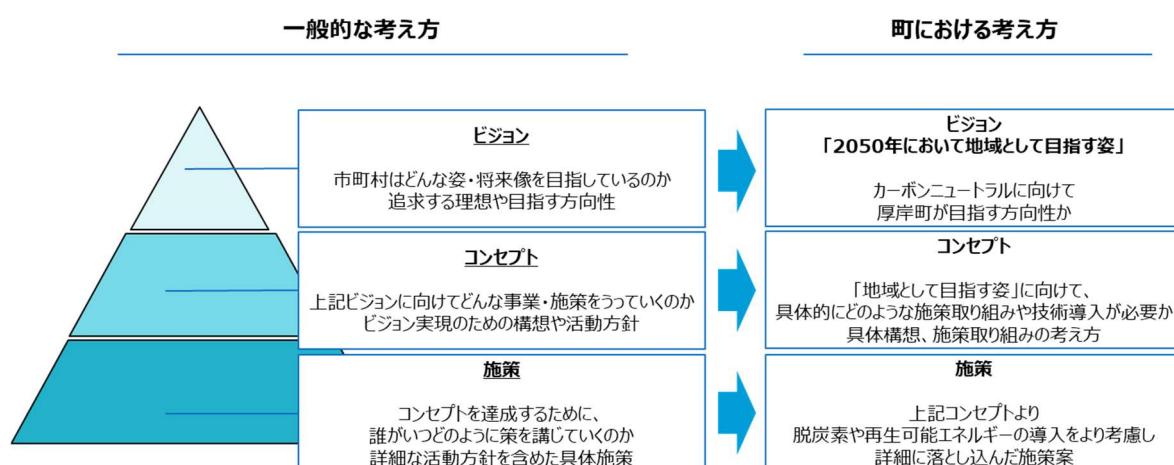


図 VI.1 ビジョン・コンセプト・施策の位置づけ



図 VI.2 厚岸町の地域課題

地域課題の整理結果を踏まえ、厚岸町のメインの将来ビジョンを「再生可能エネルギーの導入・カーボンニュートラルによる“あっけし”の自然環境と産業の好循環」とし、「再エネ導入による生産性の向上と厚岸ブランドの展開」、「豊富な自然資源を活用した交流人口拡大・資本呼び込み」、「自然環境と調和した安全で住みよいまちづくり」の3点をビジョンとして策定しました。

このビジョンを実現することで、再エネ導入による産業振興や少子高齢化・人口減少への対応、雇用就業機会の確保がかなう、安心・安全で快適なまちを目指します。



図 VI.3 カーボンニュートラルビジョン一覧



図 VI.4 カーボンニュートラルビジョンイメージ

策定したビジョンに向けどどのような事業や施策を実施していくのか、ビジョン実現のための構想や活動方針を決めるため、「再エネの導入」、「省エネの推進」、「漁業のスマート化」、「農林業資源の活用」、「再エネ関連の雇用創出」、「ブルーカーボンの創出」、「特產品のリブランディング」、「森林資源の活用」、「地域交通の利便性向上」、「地域防災力の強化」の10のコンセプトを策定しました。

コンセプト	概要
再エネの導入 (太陽光パネル等)	<ul style="list-style-type: none"> PPAモデル等の活用による建物への太陽光パネルの設置や蓄電池の設置
省エネの推進	<ul style="list-style-type: none"> ZEB・ZEH化、LED導入などの省エネの取組み
漁業のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光や風力等、自然環境および漁業操業と協調した再エネ電力を活用した漁業のスマート化
農林業資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> 町内酪農事業者と連携した牛のふん尿活用によるバイオガス発電の導入
再エネ関連の雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ事業に関連した新規雇用の創出
ブルーカーボンの創出	<ul style="list-style-type: none"> 藻場の保全によるブルーカーボンオフセット認証
特產品のリブランディング	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ導入による水産物等の特產品のリブランディング
森林資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> 適切な森林経営による森林吸収量の増加 J-クレジット制度の認証（林業DX施策推進）
地域交通の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 再エネと連携したEV車による公共交通手段の充実
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ（道の駅厚岸グルメパーク）の防災拠点化

図 VI.5 ビジョンに基づくコンセプト一覧

VII. 計画に関する施策

「VI.計画全体の目標」で示した将来ビジョン・コンセプトを元に、カーボンニュートラル実現に向けた具体的な施策、ロードマップ、そして重要施策の詳細を示します。計画達成に向けては、町と町民・事業者が協力・連携し、各種取組を推進していくことが重要となります。

第1章 施策一覧

本計画における厚岸町の将来ビジョンである、「再エネ導入による生産性の向上と厚岸ブランドの展開」、「豊富な自然資源を活用した交流人口拡大・資本呼び込み」、「自然環境と調和した安全で住みよいまちづくり」、そしてコンセプトとなるビジョンに基づく形で、「再エネの導入」、「省エネの推進」、「漁業のスマート化」、「農林業資源の活用」、「再エネ関連の雇用創出」、「ブルーカーボンの創出」、「特產品のリブランディング」、「森林資源の活用」、「地域交通の利便性向上」、「地域防災力の強化」を目的とした施策と具体的な取組を導出しました（表 VII.1）。

表 VII.1 施策一覧

ビジョン	コンセプト	施 策
再エネ導入による生産性の向上と厚岸ブランドの展開	再エネの導入 (太陽光パネル等)	太陽光発電の導入
	省エネの推進	小規模風力発電の導入
	漁業のスマート化	EV・FCV・PHEVの導入
	農林業資源の活用	公共施設のZEB化及びZEB/ZEH普及促進
	再エネ関連の雇用創出	廃棄物の削減
豊富な自然資源を活用した交流人口拡大・資本呼び込み	ブルーカーボンの創出	再エネに関する勉強会の実施
	特產品のリブランディング	バイオガス発電の導入
	森林資源の活用	木質バイオマスボイラーの導入
自然環境と調和した安全で住みよいまちづくり	地域交通の利便性向上	漁業施設等での再生可能エネルギー電力活用
	地域防災力の強化	ICT活用による省力化
		EV船の導入

第2章 ロードマップ

各施策の今後のロードマップ（図 VII.1～図 VII.3）を示します。「IV. 第4章 温室効果ガス排出量の将来推計」で示した2030年152%以上削減（カーボンマイナス）、2050年202%以上のCO₂削減を達成するため、各施策を推進していきます。

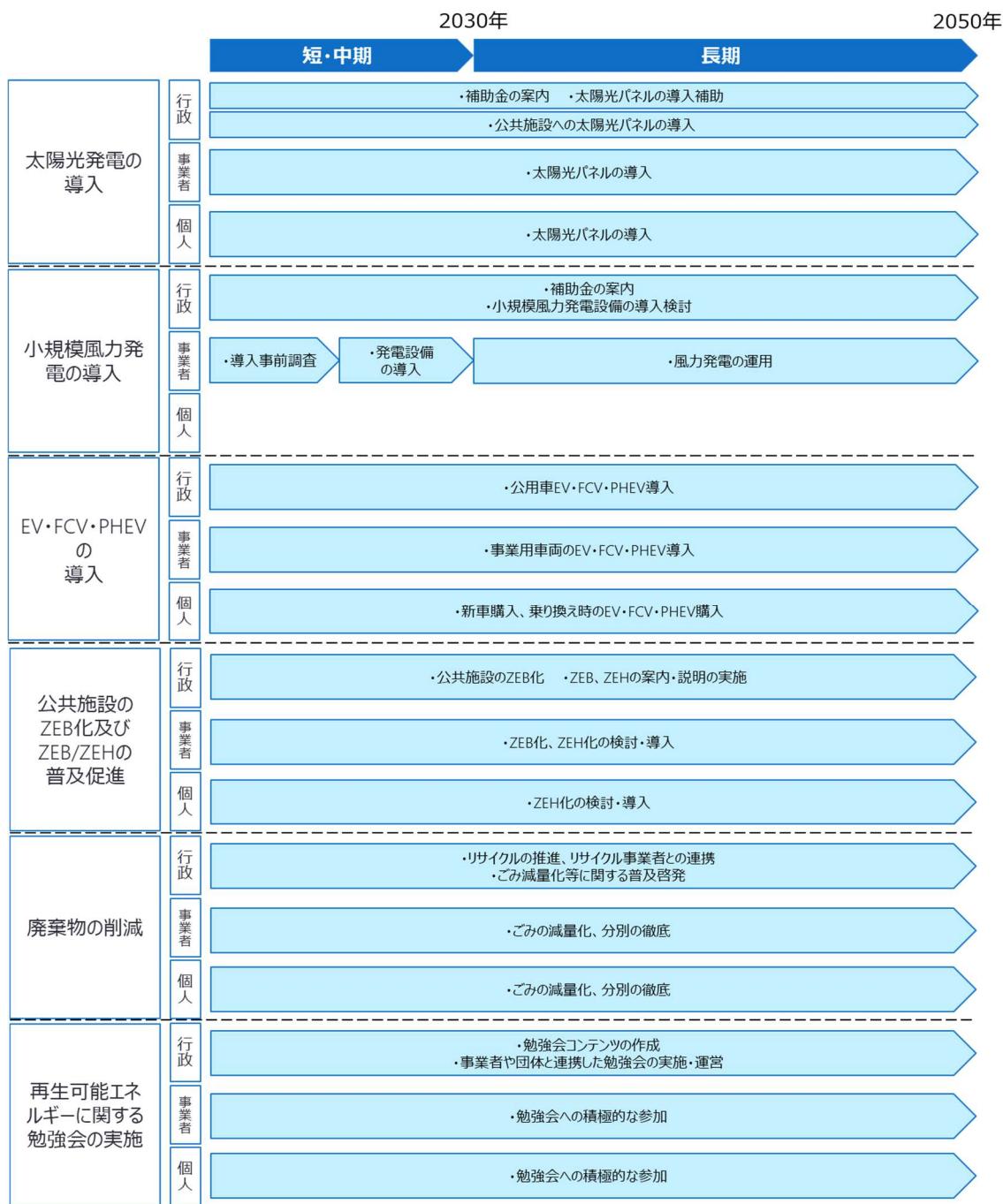


図 VII.1 ロードマップ①

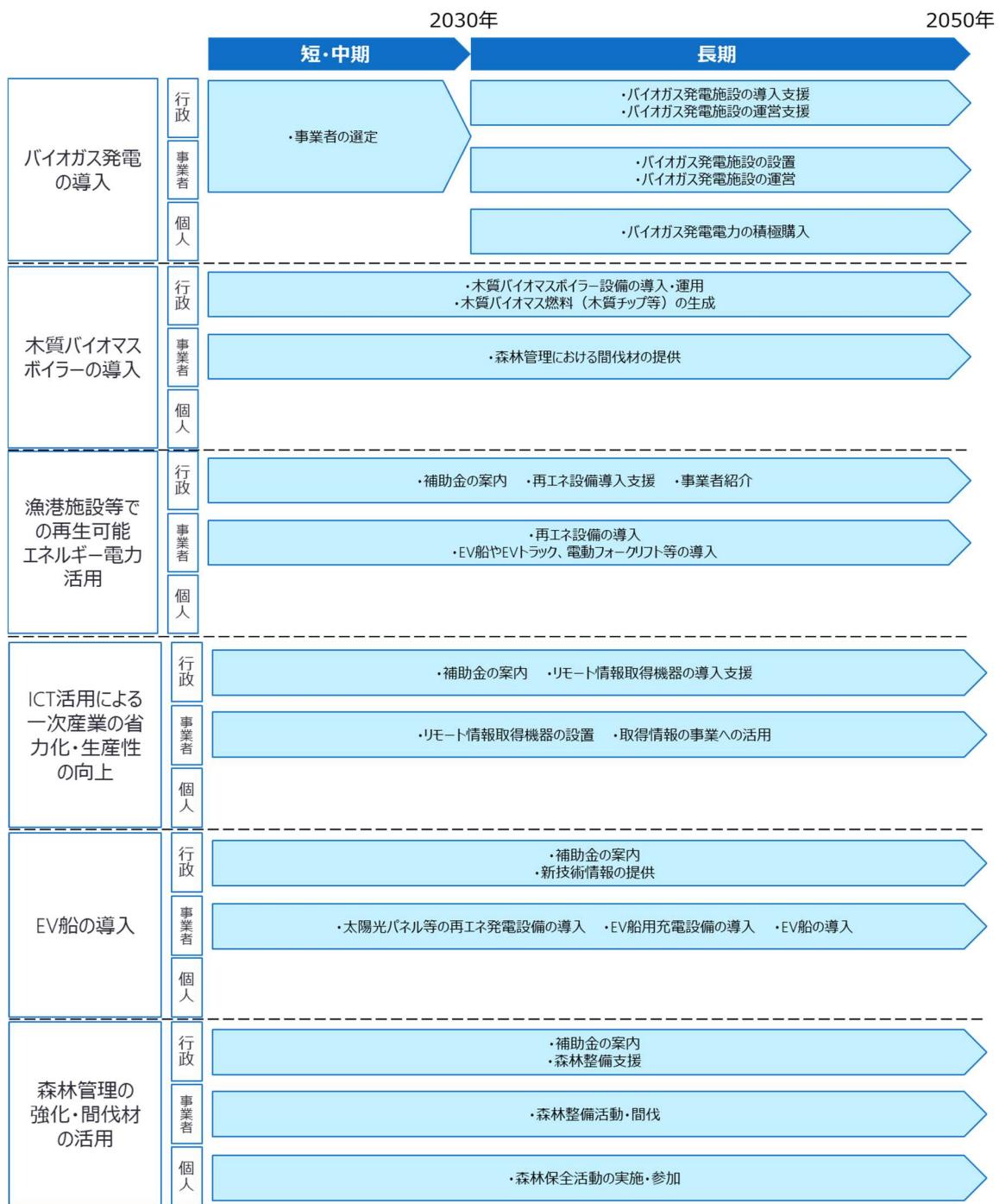


図 VII.2 ロードマップ②



図 VII.3 ロードマップ③

第3章 施策詳細

ここでは、「VI. 第1章 将来ビジョン」で検討したコンセプトごとに、施策の詳細として事業イメージ、行政のアプローチ、目標を示します。事業イメージは全体の施策概要、行政のアプローチは厚岸町として実際に実施していく具体的な取組となります。

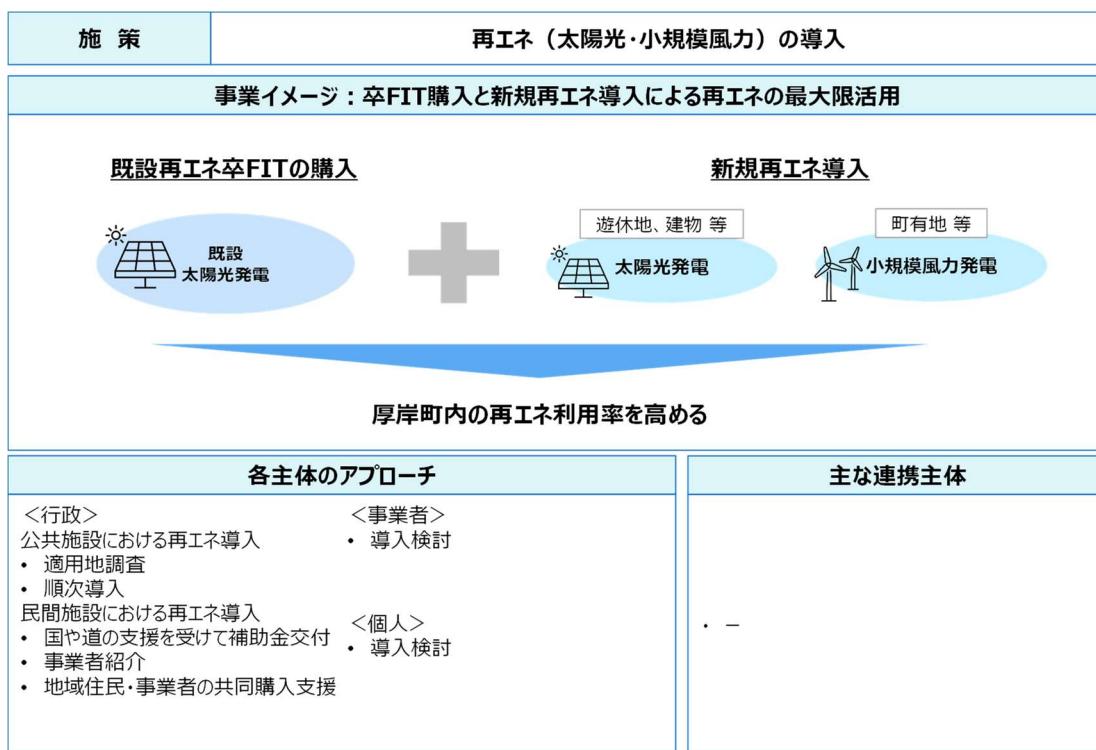
第1節 再生可能エネルギー（太陽光・小規模風力）の導入

厚岸町における再生可能エネルギーの導入として、太陽光発電の導入や景観や自然環境に配慮した小規模風力発電の実証試験的な導入を提案します。

太陽光発電では、**自然災害発生リスクの高いエリアや厚岸町の美しい景観等環境に配慮したうえで、公共施設建物の屋上や町有地への太陽光パネルの設置及び戸建住宅屋根や遊休地への設置を検討します。戸建住宅・遊休地への太陽光パネルの設置にあたり、町から太陽光パネル導入に関する説明会の実施や活用可能な補助金の案内等を行います。**

風力発電では、太陽光発電同様、**自然災害発生リスクの高いエリアに配慮し、景観や鳥類等の生態系への影響がないことを確認したうえで、導入を検討します。**

また、既設の太陽光発電設備において、FIT契約期間満了となる卒FIT電力を購入することにより、厚岸町内の再エネの最大限活用と再エネ利用率を高める取組を推進します。



指標			
指標名	現状値（2023）	目標（2030）	長期目標（2050）
再生可能エネルギー発電量 (太陽光・風力)	38,372MWh	38,980MWh	54,747MWh
指標名	現状値（2025）	目標（2030）	長期目標（2050）
住宅用太陽光発電システム 設置奨励事業利用件数（累計）	62件	90件	200件

図 VII.4 施策詳細（再生可能エネルギーの導入）

第2節 EV・FCV・PHEV の導入

公用車へのEV、FCV、PHEVの積極的な導入に加え、町内事業者や町民の新規車両購入時に活用可能な補助金の創設、国等の補助金を含めた説明会を実施することで導入の促進を図ります。

また、EV、FCV、PHEVの導入・普及促進にあたり、充電スタンドや水素ステーション等の充電インフラの設置を進め、利用しやすい環境を整備することで、EV、FCV、PHEVの導入を円滑に進めます。

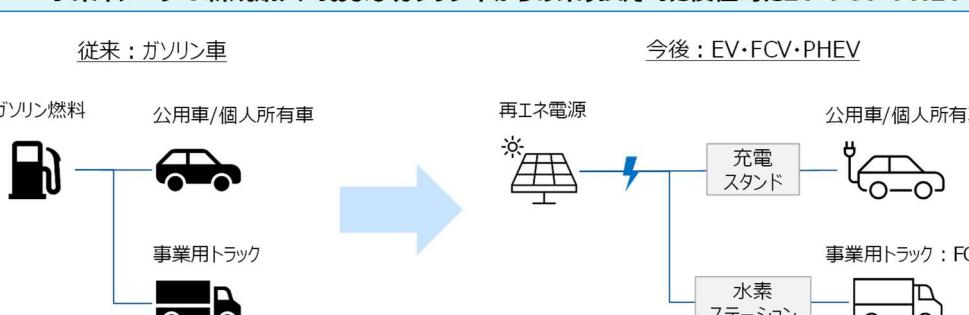
施策	EV・FCV・PHEVの導入			
事業イメージ：新規購入時およびガソリン車からの乗り換え時に積極的にEV・FCV・PHEVを導入				
<p><u>従来：ガソリン車</u></p> 		<u>今後：EV・FCV・PHEV</u>		
各主体のアプローチ	主な連携主体			
<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車のEV・FCV・PHEV化 ・充電インフラの設置 ・地域住民・事業者へのEV・FCV・PHEV普及促進 <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用車両の等EV・FCV・PHEV化検討 <p>＜個人＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車購入時または、乗り換え時のEV・FCV・PHEV購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 			
指標	指標名	現状値（2025）	目標（2030）	長期目標（2050）
公用車への次世代自動車導入台数（累計）	3台	3台	30台	
次世代自動車購入補助金利用件数（累計）	－	1件	10件	
急速充電設備設置台数	1台	1台	1台	

図 VII.5 施策詳細（EV・FCV・PHEV の導入）

第3節 公共施設のZEB化及びZEB/ZEHの普及促進

公共施設において、再生可能エネルギーの利用や高断熱化、高効率化を図ることにより、年間に消費するエネルギー収支をゼロにすることを**目指した建築物**（Net Zero Energy Building、略称：ZEB（ゼブ））**の導入**を検討します。

新築予定の公共施設の計画時におけるZEB化検討や、既存公共施設のZEB化改修検討を進めることにより、ZEB化の導入を進めます。

ZEB/ZEHは、冬季のエネルギー消費量が大きい厚岸町においても、積極的な導入が推奨される施策です。公共施設だけではなく、事業者、個人においても導入により冬季の暖房エネルギーコストの大きな削減が期待されます。町主催のZEB/ZEHに関する説明会等の実施により、普及促進を進めます。

また、公共施設のLED化を推進するとともに、事業者、町民に対してLED照明に係る補助制度の創設、説明会を実施することにより、省エネルギーの普及に努めます。

施策	公共施設のZEB化及びZEB/ZEHの普及促進
事業イメージ：公共施設のZEB化及びZEB/ZEHの普及促進	
<p><ZEB（ゼブ）とは></p> <p>Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物</p> <p>従来の建物で必要なエネルギー - ZEBで使うエネルギー - ZEBで創るエネルギー = 0 エネルギー消費量が正味ゼロ！</p>	
各主体のアプローチ	主な連携主体
<p><行政></p> <ul style="list-style-type: none"> 新築予定の公共施設のZEB化検討 既存公共施設のZEB化改修検討 ZEB、ZEHの案内、説明の実施 <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ZEB化、ZEH化の検討・導入 <p><個人></p> <ul style="list-style-type: none"> ZEH化の検討・導入 	<p>・ -</p>

指標			
指標名	現状値（2025）	目標（2030）	長期目標（2050）
説明会・勉強会開催回数	年1回	年1回	年2回
エコリフォーム補助金 (LED照明改修に係る内容) 利用件数（累計）	0件	5件	50件

図 VII.6 施策詳細（公共施設のZEB化及びZEB/ZEHの普及促進）

コラム

～ZEB 化施設の先進事例～

ZEB 化施設の先進事例として、大樹町の役場庁舎を紹介します。令和 4 年 (2022) に竣工しました。役場の ZEB 化は北海道では 3 番目、十勝地方では初めてです。ZEB とは、設備システムの高効率化、自然エネルギー利用等により、大幅な省エネルギーを実現することです。

大樹町役場の ZEB は、冷暖房は地中熱ヒートポンプのみで化石燃料を一切使用せず、庁舎内の照明は全て LED を導入することにより省エネを図っています。また、建物の気密性を高めることによって、空調負荷を軽減しています。



出典：北海道経済産業局における ZEB 導入拡大の取り組み～道内建築物の標準を目指して

第4節 廃棄物の削減

カーボンニュートラルの実現にあたり、産業部門や家庭部門の廃棄物の削減に努めます。

具体的には、事業や家庭から排出されるごみの分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努めます。また、一般家庭から排出され分別収集された生ごみや水産加工場から発生する動植物性残渣、町営牧場において発生する家畜ふん尿、町内の下水汚泥については、堆肥センターによる堆肥化を継続するほか、一般家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図るための生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入費助成を継続します。

各農家から発生する家畜ふん尿については、バイオガス発電への活用を検討し、廃棄量の削減に努めます。

町としては、町内事業者、町民に対して、ごみの分別・リサイクルの徹底に関する普及啓発を行っていきます。

施 策	廃棄物の削減						
事業イメージ：ごみの分別、家畜ふん尿・生ごみの活用による廃棄物の削減							
ごみの分別 	家畜ふん尿・生ごみの活用 						
各主体のアプローチ <行政> ・リサイクルの徹底 ・廃棄物削減に関する普及啓発 ・生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）購入費助成 <事業者> ・事業ごみの分別の徹底 ・事業活動で発生する生ごみの有効活用 <個人> ・家庭ごみの分別の徹底	主な連携主体 • -						
指標 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状値 (2024)</th> <th>目標 (2029 (参考))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物削減量 (2018年度比) (一般廃棄物排出量 : 3,673 t)</td> <td style="text-align: center;">▲18.5% (排出量 : 2,994 t)</td> <td style="text-align: center;">▲29.5% (排出量 : 2,588 t)</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	現状値 (2024)	目標 (2029 (参考))	廃棄物削減量 (2018年度比) (一般廃棄物排出量 : 3,673 t)	▲18.5% (排出量 : 2,994 t)	▲29.5% (排出量 : 2,588 t)
指標名	現状値 (2024)	目標 (2029 (参考))					
廃棄物削減量 (2018年度比) (一般廃棄物排出量 : 3,673 t)	▲18.5% (排出量 : 2,994 t)	▲29.5% (排出量 : 2,588 t)					

図 VII.7 施策詳細（廃棄物の削減）

第5節 再生可能エネルギーに関する勉強会等の実施

カーボンニュートラルは町の働きかけのみで達成できるものではありません。町民や町内事業者も含めた町全体での働きかけが必要になります。そのためにも今後カーボンニュートラルを実現する町として町民も含めた町全体での環境意識の醸成を図っていきます。

具体的な施策として、個人の意識を高めるために、エシカル消費（地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと）の推進、環境教育や再エネに関する勉強会を実施していきます。

単なる普及啓発に留まらず、町民、事業者が普段の生活において、脱炭素の取組が定着するよう社会実装型の取組の推進を検討します。

施 策	再生可能エネルギーに関する勉強会等の実施		
事業イメージ：再エネ導入や活用促進を目指した普及啓発のための勉強会等の実施			
町民・事業者・町が一体となった 環境意識の高いまちづくり			
各主体のアプローチ	主な連携主体		
<p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会等コンテンツの作成 ・事業者や団体と連携した勉強会の実施・運営 <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会・セミナーへの積極的な参加 <p>＜個人＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会・セミナーへの積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業者、個人 		
指標			
指標名	現状値 (2025)	目標 (2030)	長期目標 (2050)
【再掲】説明会・勉強会開催回数	年1回	年1回	年2回

図 VII.8 施策詳細（再エネに関する勉強会等の実施）

第6節 バイオガス発電の導入

厚岸町における再生可能エネルギー導入および家畜ふん尿処理コストの低減、有効活用施策として、家畜ふん尿を利用したバイオガス発電の導入を検討します。

各農家から発生する家畜ふん尿をバイオガス発電プラントへ集積し、生成されるバイオガスを利用して発電を行います。発電した電力は、電力会社への販売、マイクログリッド³⁷による各農家の使用を提案します。

また、バイオガス発電の導入を通じて、再生可能エネルギー関連新規雇用を創出し、町内の産業活性化を図るとともに、将来的にはバイオガスからのギ酸や水素生成等新しい形でのエネルギー活用を検討します。

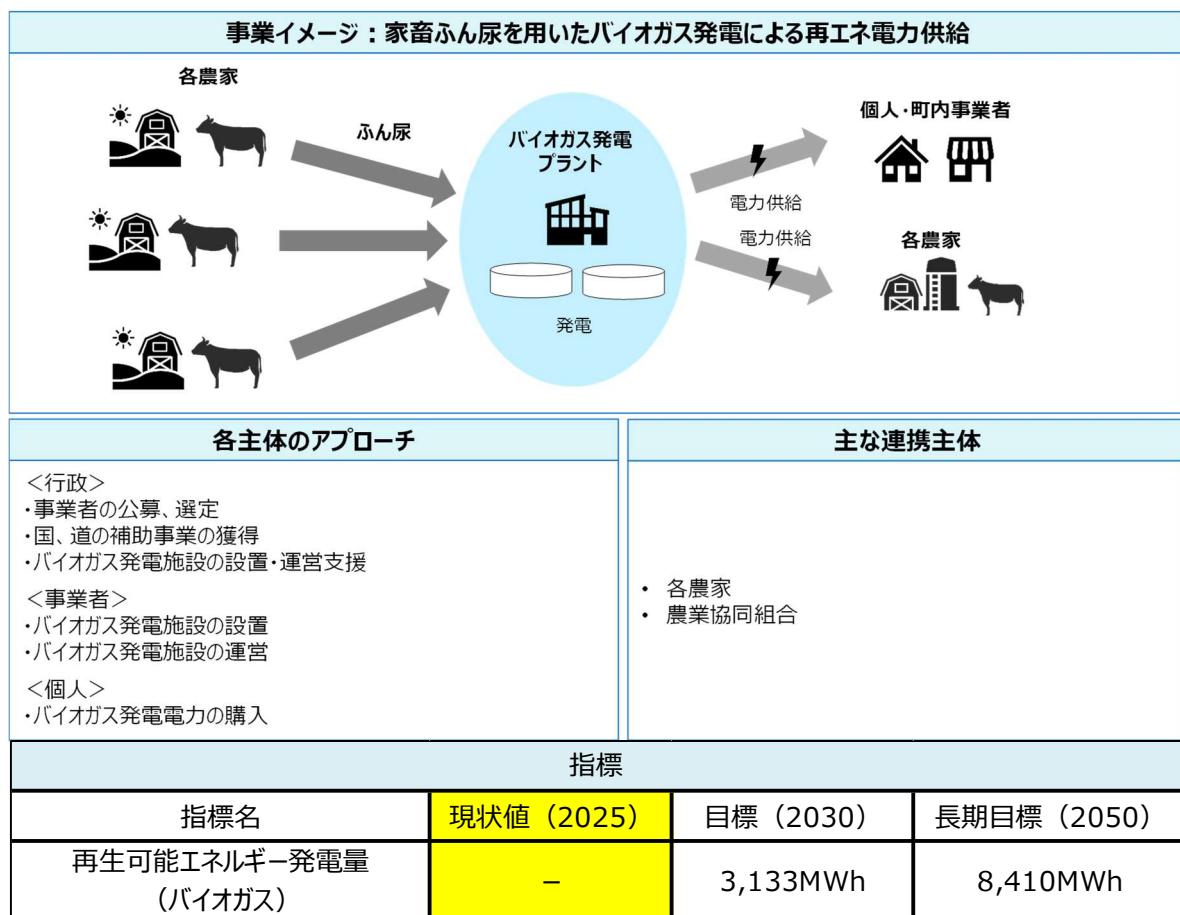


図 VII.9 施策詳細（バイオガス発電の導入）

コラム

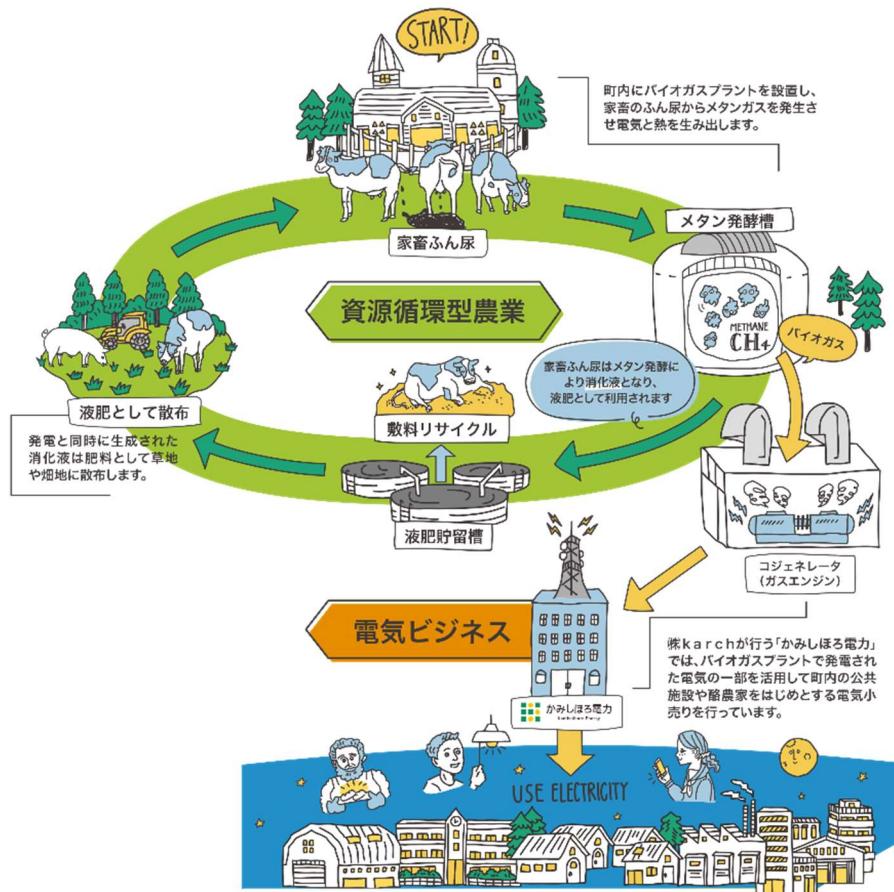
～家畜バイオガス発電先進事例～

家畜バイオガス発電の先進事例として、北海道上士幌町を紹介します。上士幌町はSDGs³⁸達成に向けた先導的な取組をしていて、「自治体 SDGs モデル事業」、「脱炭素先行地域」に選定されています。SDGs の取組の一つとして家畜バイオガス発電による電気の地産地消を行っています。

上士幌町では家畜の糞尿処理が地域課題となっていて、そのことが家畜バイオマス事業の契機となりました。平成 29 年（2017）1 月に農協、畜産農家 53 戸、バイオガスプラントメーカー 1 社の出資により「上士幌町資源循環センター（株）」を立ち上げ、プラントを運営しています。上士幌町内で現在 5 基の集中型プラントが運営されています。運営費は FIT 売電を活用しています。

FIT 売電は平成 30 年（2018）から 20 年間で、FIT 売電価格は 39 円です。FIT が切れたときの構想が今後の課題とされています。

発電で使用する糞尿は上士幌資源循環センター（株）が 1tあたり 100 円で農家から買い取っています。糞尿を売った農家は消化液を買い取っています。消化液を散布する機械や作業員は農協が手配しています。



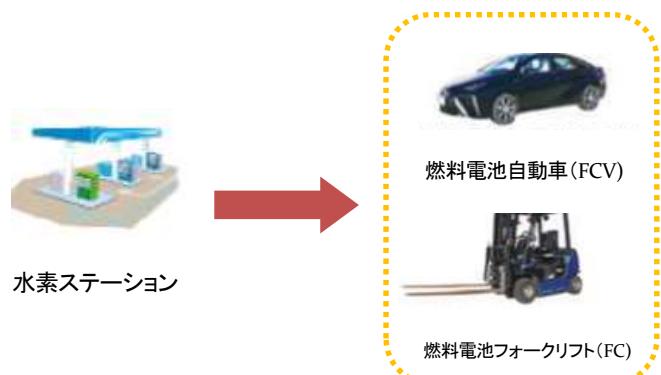
出典：上士幌町 HP

コラム

～バイオガス発電の更なる展開～

バイオガス発電の更なる展開として、北海道鹿追町の水素利用を紹介します。

国内有数の家畜糞尿処理施設である鹿追町環境保全センター内に「しかおい水素ファーム」が整備されました。ここではバイオガスからメタンガスを抽出し、メタンガスと水蒸気を反応させて水素を発生させています。発生させた水素は燃料電池フォークリフトや燃料電池自動車で利用しています。



出典：鹿追町 HP

第7節 木質バイオマスボイラーの導入

厚岸町では木質バイオマスの熱利用方法として、温水プールで使用していた化石燃料ボイラーに代えて、令和7年度（2025）から木質バイオマスボイラーを導入しています。木質バイオマスボイラーの燃料となる木質バイオマスには、町内の森林管理において発生する間伐材を用いた木質チップを利用し、化石燃料ボイラーから木質バイオマスボイラーへの転換を行うことにより、脱炭素化に取り組むとともに、町内の森林管理で発生する間伐材の有効活用、林業の活性化を目指しています。

今後は木質バイオマスのさらなる活用方法を検討していきます。

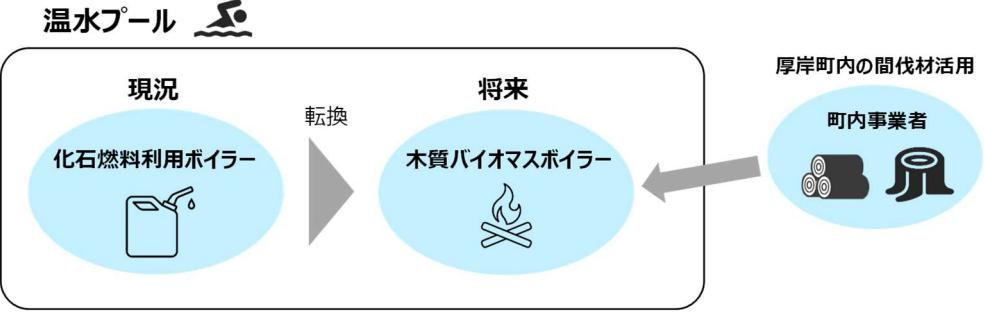
施 策	木質バイオマスボイラーの導入					
事業イメージ：温水プールへの木質バイオマスボイラー導入と町内森林資源の活用						
 <p>温水プール </p> <p>現況 化石燃料利用ボイラー </p> <p>将来 木質バイオマスボイラー </p> <p>転換</p> <p>厚岸町内の間伐材活用 町内事業者 </p>						
各主体のアプローチ	主な連携主体					
<p><行政></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスボイラーの導入・運用 ・木質バイオマス燃料（木質チップ等）の生成 <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理における間伐材の提供 <p><個人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ - 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業従事者 ・ 森林組合 					
指標						
指標名	現状値 (2025)	目標 (2030)	長期目標 (2050)			
木質バイオマスボイラー導入件数	1 件	1 件	1 件			

図 VII.10 施策詳細（木質バイオマスボイラーの導入）

～木質バイオマスボイラーの先行事例～

木質バイオマスボイラーの先行事例として、美瑛町のコミュニティ施設「Bi.yell」と温水プールを紹介します。

「Bi.yell」では暖房の熱源として使用しており、温水プールでは暖房と水の加温の熱源として使用しています。ボイラーは基本的に無人で自動制御運転しており、焼却灰は肥料として農地に散布しています。



削除予定



↑木質バイオマスボイラー↓



焼却灰

第8節 漁業施設等での再生可能エネルギー電力活用

漁港施設での再エネ発電および漁業関連施設での再エネ電力の活用を検討します。

具体的な施策として、漁港敷地や漁業関連施設への再エネ発電設備を導入し、発電した電力を水産加工場や冷蔵・冷凍庫、漁業関連施設へ供給することを提案します。また、今後の技術進歩により、EV漁船が普及した場合、漁港にて発電した再エネ電力を供給することも提案します。

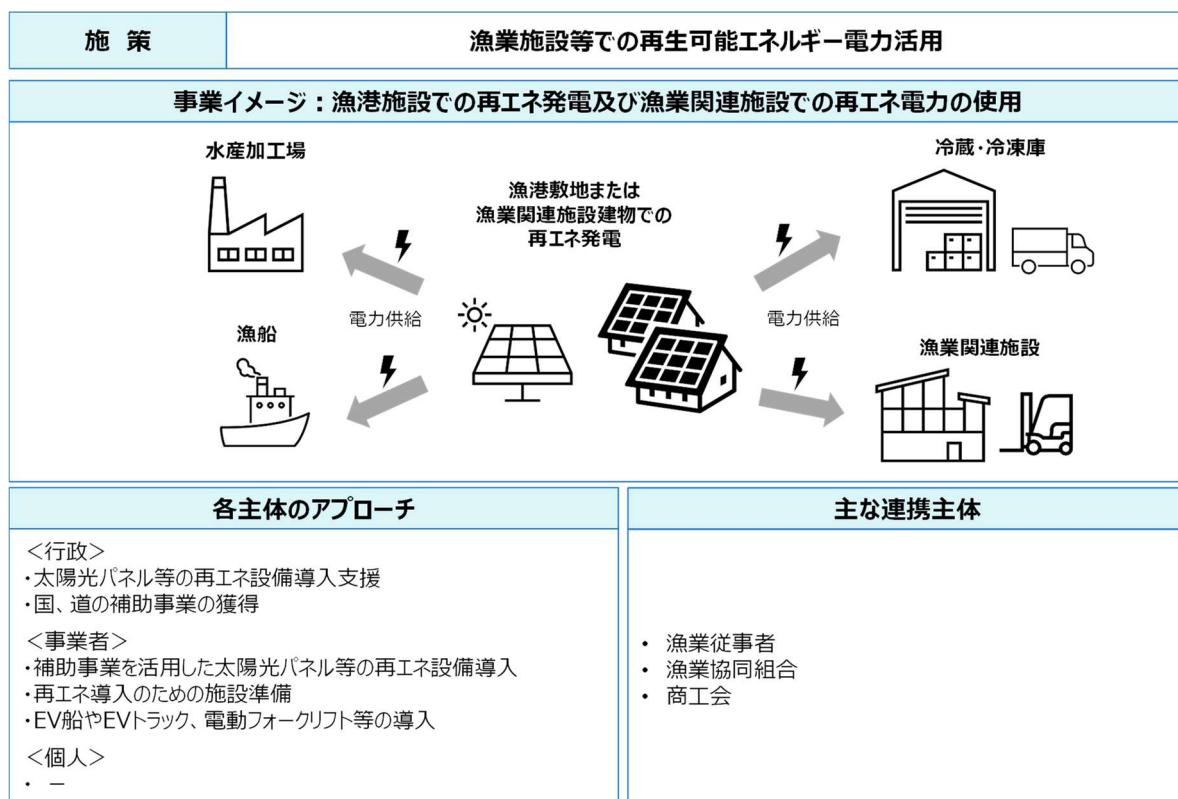


図 VII.11 施策詳細（漁業施設等での再エネ電力活用）

第9節 ICT 活用による一次産業の省力化・生産性の向上

厚岸町の基幹産業である農林水産業の省エネルギー施策として、ICT 技術の活用を提案します。

ICT とは、「Information and Communication Technology」の略称で、デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人を繋ぐ役割を果たします。

ICT 活用施策では、計測器等のデジタル機器を設置し、気温、水質、土壌水分、飼料の供給状況等の情報をリモートで取得できます。

漁業では、養殖時の水質を常時観測し、リスクの低減を図ります。

農業では、遠隔操作による作物への灌水や乳牛への飼料供給等を行うことで、省力化を図り、生産性を上げることができます。

林業においても枝打ち、森林調査等の作業に、ロボットやドローンを導入することで作業の一部が無人化され、コストの削減や就労環境を改善する効果が期待できます。

現在、J-クレジット制度を活用したうえで、林業に係る各種施策を検討中です。

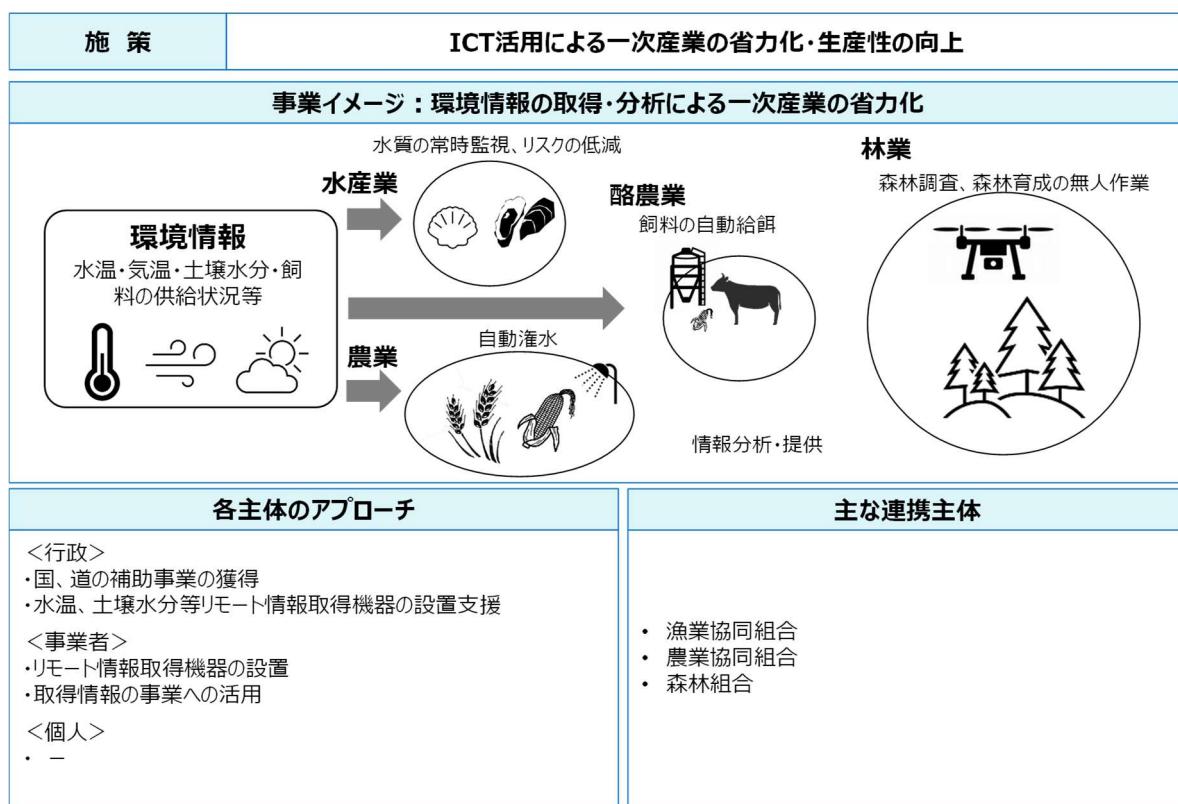


図 VII.12 施策詳細（ICT 活用による一次産業の省力化・生産性の向上）

第10節 EV船の導入

令和7年度（2025）時点で、漁船の電動化に関して、電動タイプの船外機や小型の電動船内外機船（ドライブ船）の試験運用や実証試験が行われています。

現状では、馬力不足や航続距離の問題等の課題はありますが、今後の技術動向を踏まえたうえで、漁船の電動化を提案します。

町としては、EV船の普及を促進するため、各種情報提供に努めます。

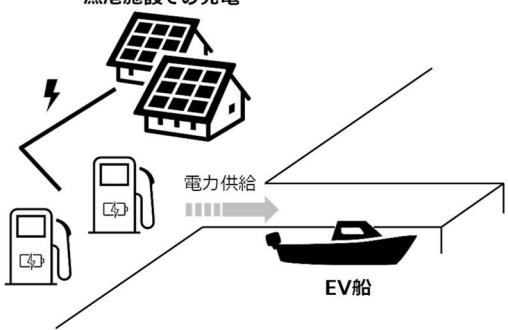
施策	EV船の導入
事業イメージ：漁船の電動化	
 <p>漁港施設での発電</p>	<p>＜漁船の電動化に関する技術動向＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型の電動船内外機船（ドライブ船）は実証試験を実施 ・電動タイプの船外機は開発され試験運用されている <p>＜今後の見込み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬力不足克服のための電動エンジンも開発中 ・次世代型漁船としてリチウムイオン電池による電池推進漁船を検討中
<p>各主体のアプローチ</p> <p>＜行政＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道の補助事業の獲得 ・漁港施設への太陽光パネル等の再エネ発電設備の導入支援 <p>＜事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設への太陽光パネル等の再エネ発電設備の導入 ・EV船用充電設備の導入 ・EV船の導入 <p>＜個人＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ - 	<p>主な連携主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業従事者 ・漁業協同組合

図 VII.13 施策詳細（EV船の導入）

第11節 森林管理の強化・間伐材の活用

厚岸町の豊かな自然環境の保全や森林吸収の促進のため、森林管理の強化や間伐材の活用を促進します。

適切な森林管理を行うため、森林環境譲与税³⁹の活用による森林管理の強化や林業に従事する人材育成を検討します。

森林環境譲与税は、令和元年度（2019）から施行された市町村・都道府県の私有人工林面積と林業就業者数、住民人口等の基準から算出された指数をもとに、予算額が分配されます。

また、森林管理にて生じる間伐材の木質バイオマス燃料（木質チップ）化や建材等への活用を行います。

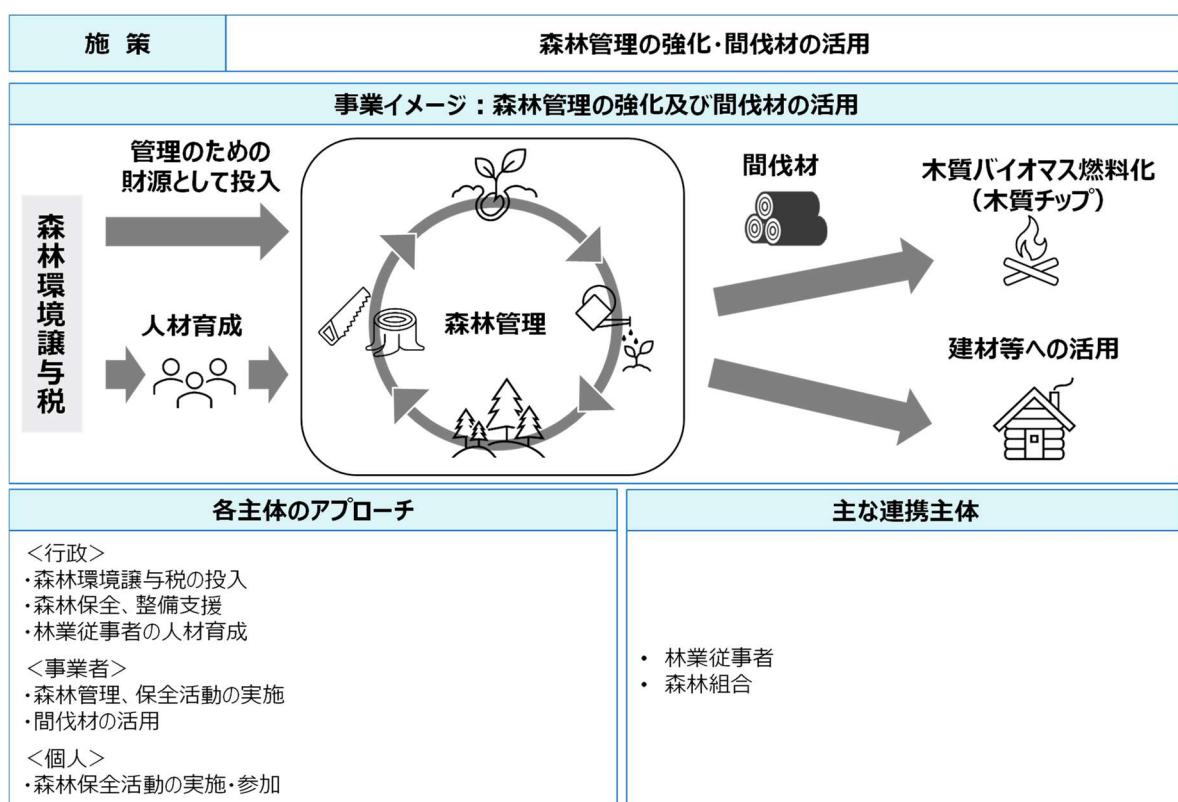


図 VII.14 施策詳細（森林管理の強化・間伐材の活用）

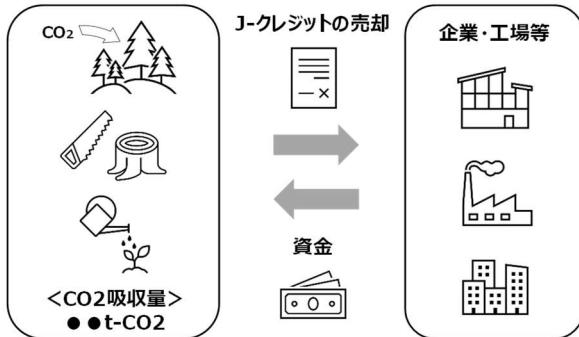
第12節 森林吸収・J-クレジット制度の認証

J-クレジットとは、CO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。仕組みを図VII.16に示します。令和5年(2023)5月現在、再生可能エネルギーや省エネ設備導入、適切な森林管理によるCO₂吸収量は1,500~3,200円/tで取引されており、取引単価は年々上昇する傾向にあります。

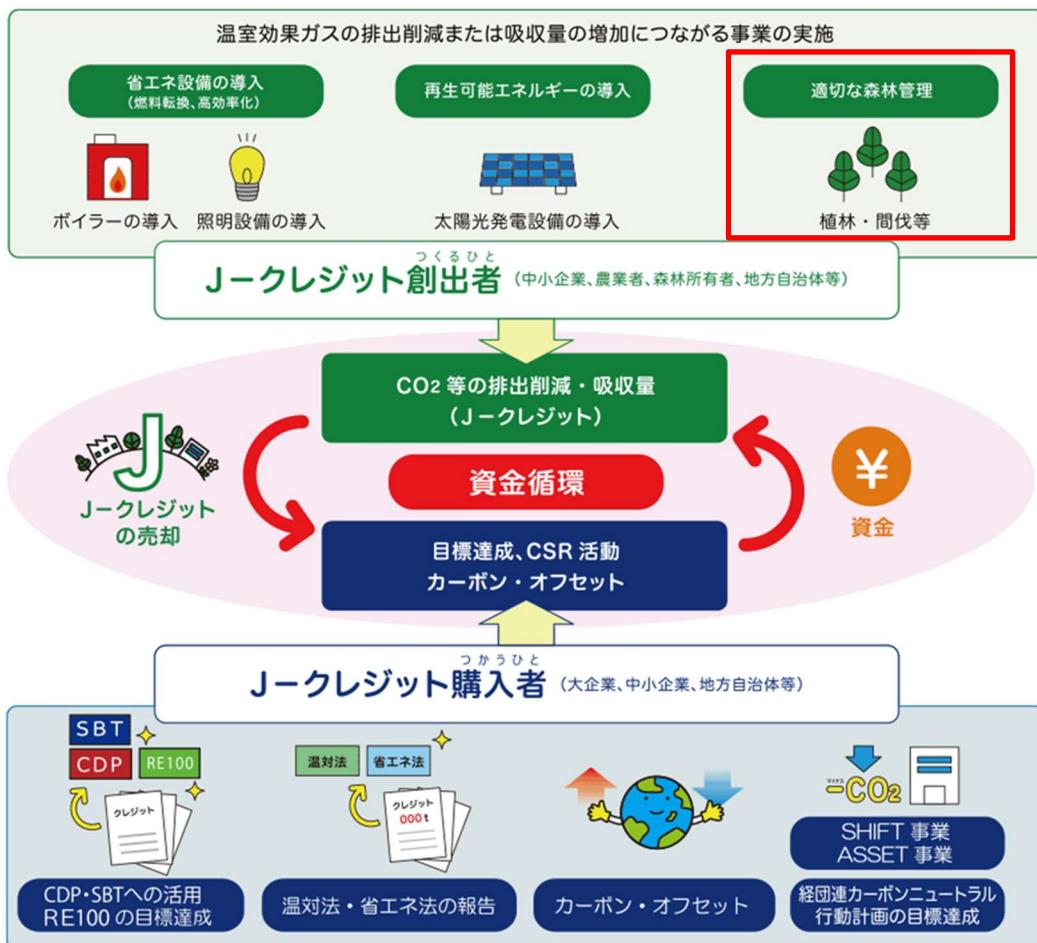
厚岸町の広大な森林を適切に管理することで、クレジット制度の認証による資金の獲得が期待されます。この資金を農林水産業や観光業等に投資することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。

令和7年(2025)4月1日現在の北海道のクレジット認証量は4,362t-CO₂であるのに対し、販売可能量は1,032t-CO₂となっています。

なお、厚岸町においては、J-クレジット制度を活用した「林業DXに向けた連携に関する協定」を関係機関と締結し、取組を検討中です。

施策	森林吸収・J-クレジットの認証		
事業イメージ：自然資本の保全と活用によるCO₂の森林吸収量のクレジット化			
	企業・工場等 CO₂等の吸収量をJ-クレジットとして、自治体や企業、工場等に売却し、その代わりに資金を受け取る	<オフセット・クレジット制度 (J-クレジット)> 適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度	
各主体のアプローチ		主な連携主体	
<p><行政></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道の補助事業の獲得 ・森林保全、整備支援 <p><事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保全活動の実施・参加 <p><個人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保全活動の実施・参加 		・ -	
指標			
指標名	現状値 (2025)	目標 (2030)	長期目標 (2050)
CO ₂ 吸収量 (森林吸収)	0千-CO ₂	130.1千-CO ₂	130.1千-CO ₂

図VII.15 施策詳細 (森林吸収・J-クレジットの活用)



出典：経済産業省 HP

図 VII.16 J-クレジットの仕組み

第13節 藻場の保全・ブルーカーボン認証

(1) ブルーカーボンを中心とした施策の展開

現状、ブルーカーボンの推計や認証について、世界的に動向はまだ定まっていない状況です。しかし、将来的にはIPCCに基づき、日本でもブルーカーボン吸収量を正式なCO2の収支の一つとして計上する方向性を示しています。

厚岸町でブルーカーボンを活用することは将来に続く安定した豊かな海の保全につながります。さらに海の保全策を通じて、ブルーカーボンのクレジット認証を実施し、情報発信を行うことで、地域発展につなげることができます。

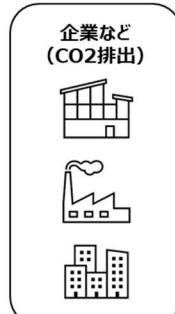
施 策	藻場の保全・ブルーカーボン認証			
事業イメージ：藻場の保全によるブルーカーボンクレジットの取得				
 <p>藻場保全活動 (CO2吸収) 昆布・アマモなど</p>	 <p>ブルーカーボン クレジットの売却</p>	 <p>企業など (CO2排出)</p>		
 <p>資金</p>		<p><ブルーカーボンクレジットとは></p> <ul style="list-style-type: none"> 藻場の維持管理によって生じたブルーカーボンを定量化して取引可能にした（クレジット化）もの <p>※2025年時点では、温室効果ガス吸収源としては対象外</p>		
<p>各主体のアプローチ</p> <p><行政> ・藻場の保全</p> <p><事業者> ・漁業協同組合を中心とした藻場の保全活動</p> <p><個人> ・藻場の保全活動への参加</p>	<p>連携主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合 			
指標	指標名	現状値 (2025)	目標 (2030)	長期目標 (2050)
CO2吸収量 (ブルーカーボン吸収)		0千-CO2	22.0千-CO2	22.0千-CO2

図 VII.17 施策詳細（藻場の保全・ブルーカーボン認証）

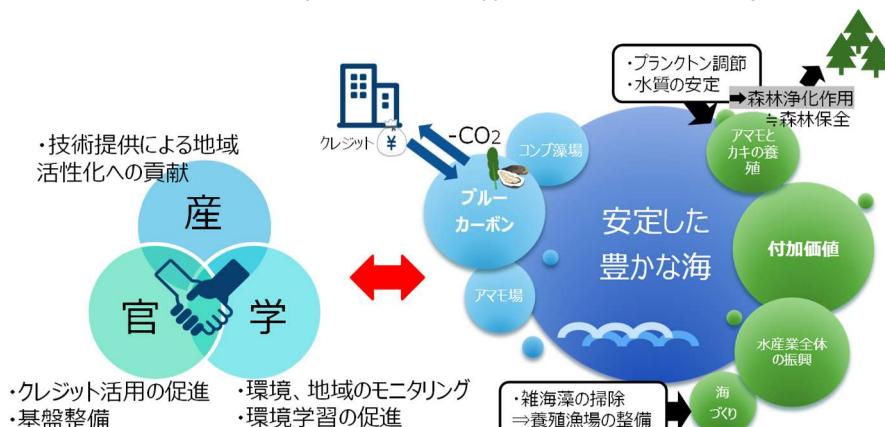


図 VII.18 厚岸町のブルーカーボン活用の方向性

(2) ブルーカーボンとまちの関わり

日本国内で漁獲されるコンブ（44,840t）の90%以上は北海道が占めており、その中でも厚岸町は漁獲量 466t と、北海道の中でも上位に位置しています。コンブは特産品としてだけではなく、ブルーカーボンとしても重要な役割を果たしています。

コンブの CO₂ 吸収係数は 10.3t-CO₂/ha/年と、他の海藻に比べて大きくなっています。したがって、コンブ藻場を整備しつつ生産することは、ブルーカーボン吸収量を上げることにつながります。

コンブ藻場を整備するためには、雑海藻除去が必要となってきます。もともと天然のコンブ藻場は、流氷により、雑海藻が除去され保たれてきました。しかし、温暖化に伴い流氷の接岸が減少傾向にあり、除去されにくい状況が続いている。厚岸漁業協同組合では、雑海藻除去事業を行っています。

(3) ブルーカーボンと森林保全

厚岸湖や厚岸湾には、森林や湿原の豊富なミネラル分が別寒辺牛水系の河川から流入し、アマモの生育に適した水質がバランスよく保たれています。

森林が減少すると河川の氾濫が発生しやすくなり、この水質のバランスが崩れてしまい、アマモの成長を阻害してしまいます。

アマモ場は、水域全体の生態系の多様性や生産性に寄与しており、一次産業へ好影響を与えてています。

森林や湿原の保全を行うことで、アマモ場を守り、厚岸湖や厚岸湾の環境保全、厚岸町の豊かな漁場環境の保全につながることから、その取組の一環として、植樹活動や湿原等の清掃活動が行われています。



写真 VII.1 厚岸町民の森植樹祭



写真 VII.2 厚岸町クリーン作戦

第14節 マイクログリッドの活用による地域強靭化

バイオガス発電等の再生可能エネルギーの導入により、地域電源による地域マイクログリッドの構築を検討します。再生可能エネルギーと蓄電池を合わせて活用することで、災害に強いまちづくりを目指します。

また、公用車として導入したEV/FCV/PHEVを非常時には、移動電源として活用することを検討します。

施策	マイクログリッドの活用による地域強靭化		
事業イメージ：再生可能エネルギーと蓄電池の活用による災害に強いまちづくり			
防災拠点（公共施設）	<p>非常時移動電源</p> <p>・防災拠点への再生可能エネルギーと蓄電池の導入により、非常用電源を確保</p> <p>・地域活用電源、公用車として導入したEV/FCV/PHEVを災害時の移動用電源として活用</p>		
各主体のアプローチ	<p>・防災拠点への非常用電源、蓄電池の導入</p> <p>・公用車（EV/FCV/PHEV）を災害時の移動用電源として活用</p> <p>・ -</p> <p>・ -</p> <p>・ -</p>		
主な連携主体			
指標			
指標名	現状値（2025）	目標（2030）	長期目標（2050）
【再掲】公用車への次世代自動車導入台数（累計）	3台	3台	30台

図 VII.19 施策詳細（マイクログリッドの活用による地域強靭化）

VIII. 地域脱炭素化促進事業

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項の規定により、市町村が策定する地方公共団体実行計画（区域施策編）に「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めるよう努めることとされました。

地域脱炭素化促進事業とは、対象の区域（促進区域）⁴⁰において、市町村が求める「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等の認定基準に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業です。

市町村に地域脱炭素化促進事業として認定された事業は、関係許可等手続のワンストップ化といった特例を受けることができます。

厚岸町では、地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定の基礎資料となる、ゾーニングマップの作成（ゾーニング事業）を令和 6 年度（2024）に実施しました。

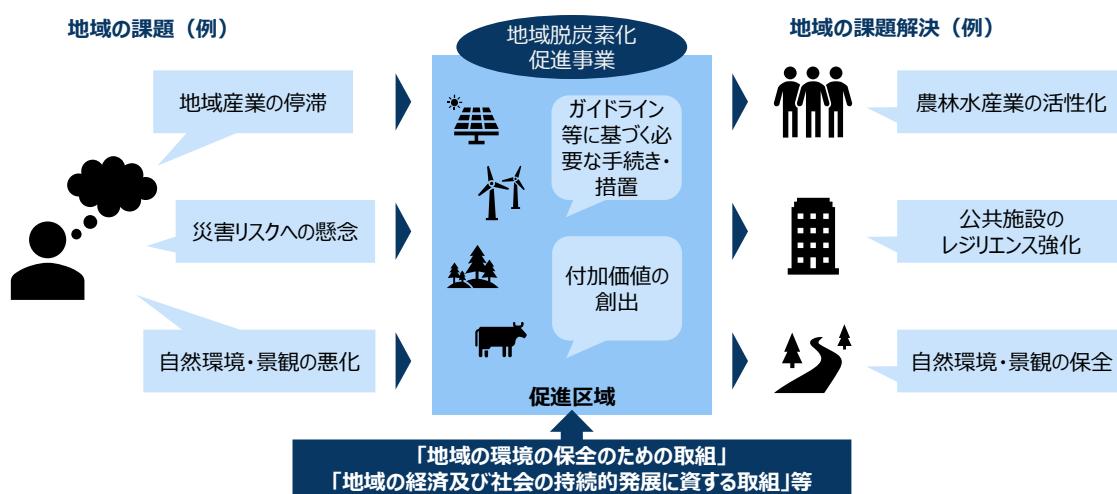


図 VIII.1 地域脱炭素化促進事業のイメージ

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編策定・実施 マニュアル（地域脱炭素化促進事業編））を参考に作図

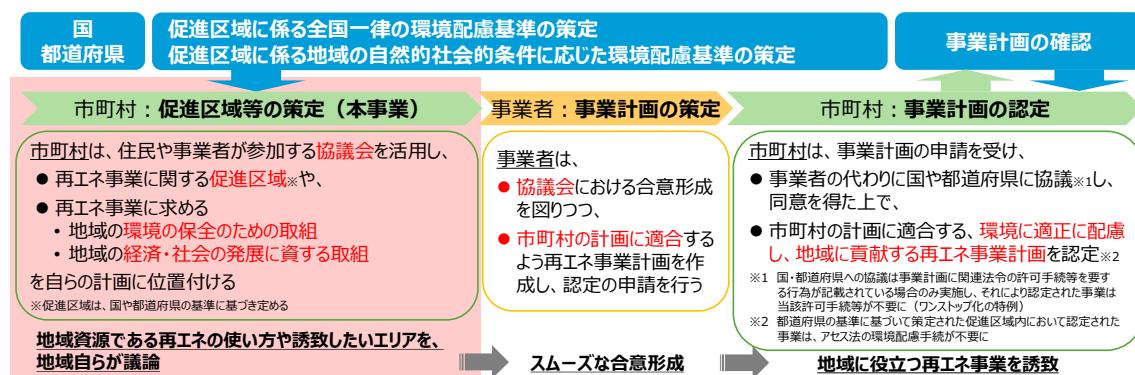


図 VIII.2 地域脱炭素化促進事業制度

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編策定・実施 マニュアル（地域脱炭素化促進事業編））を参考に作図

第1章 地域脱炭素化促進事業の検討に向けたゾーニング

第1節 ゾーニングとは

ゾーニングとは、地域関係者や関係機関の意見を収集しつつ、収集可能な町内の環境や事業性等に係る情報をコンピューター上でレイヤー情報として重ね合わせ、総合的な評価のうえ、再エネ導入の適性の観点によるエリア設定（再エネの適地誘導）を行い、ゾーニングマップを作成することです（図 VIII.3）。

ゾーニングマップを作成することで、町民や行政にとっては、地域主導で、地域と共に生し、地域に利益をもたらす再エネ事業を誘致することができる点や、個別事業にかかる適正な環境配慮を確保できる点が大きなメリットとなります。一方事業者にとっては、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の可視化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まることがメリットとなります（図 VIII.4）。

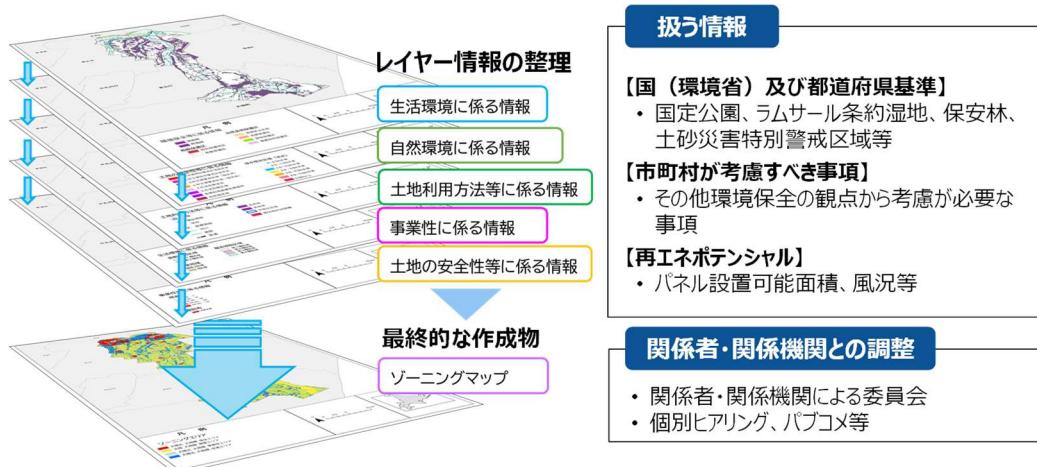


図 VIII.3 ゾーニングマップの作成イメージ

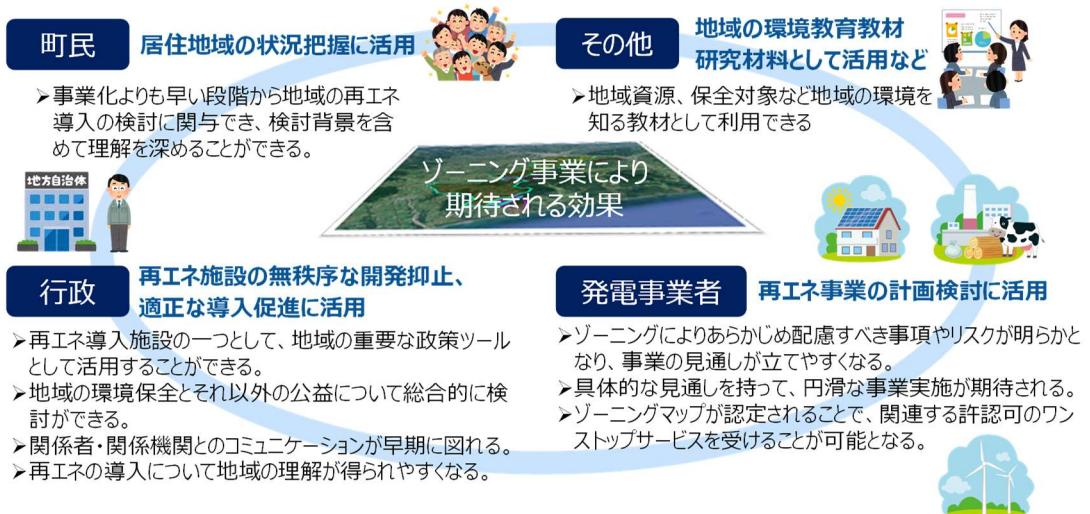


図 VIII.4 ゾーニングマップ作成の効果

第2節 ゾーニングの実施

(1) 対象とした範囲

今回ゾーニングを行った範囲は厚岸町の陸地全域を対象としました。

(2) 対象とした再生可能エネルギー

対象とした再生可能エネルギーの種類は、太陽光（小規模/中・大規模）、陸上風力（小規模/中・大規模）、木質バイオマス（熱利用）、家畜バイオマスの4種類です。これらは厚岸町の地域特性と導入ポテンシャル（表V.1）を踏まえて、地域資源として活用可能性があると想定される資源となります。

(3) 想定した再生可能エネルギー規模

太陽光（小規模）の設備容量は50kW未満とし、住宅や駐車場等の屋根上を活用した建物系の太陽光発電や、営農型太陽光発電（太陽光発電を活用したうえで農業を展開する手法）等の促進を見据えた土地系の太陽光発電を想定しました。

太陽光（中・大規模）の設備容量は50kW以上とし、建物系の太陽光発電や、未利用地等を活用した比較的大規模な土地系太陽光発電を想定しました。

陸上風力（小規模）の設備容量は50kW未満とし、自然環境や景観への懸念が比較的小ない、10kW程度の小型風力を想定しました。

陸上風力（中・大規模）の設備容量は50kW以上とし、300kW程度の中規模風車、今後主流となる可能性が高い4～6MW程度の大規模風車を想定しました。

木質バイオマスの対象設備は木質バイオマスボイラーおよび木質ペレットストーブとし、町内で発生した間伐材等を燃料とする設備の導入可能性を検討しました。

家畜バイオマスの施設規模としては、地域類似性があり、先行してバイオガスプラントが稼働する上士幌町の導入事例も参考に300kW級を想定しました。

(4) エリアの区分

エリア区分は、「促進エリア」、「事業可能性エリア」、「調整エリア」、「保全エリア」の4エリアとし、再エネ種別ごとに各エリアを設定しました。積極的な再エネ導入を検討する「促進エリア」と再エネ導入を抑制する「保全エリア」に当たはまらない、各種制約のあるエリアを「調整エリア」とし、調整エリアの中でも再エネポテンシャルのあるエリアを「事業可能性エリア」としています。

表VIII.1 各エリアの概要

エリア類型	概要
促進エリア	・ <u>環境面・社会面からの制約が少なく、再エネポテンシャルが高いことから、導入を進めていくエリア</u>
事業可能性エリア	・ 調整エリアの中でも立地条件が比較的良く、 <u>再エネポテンシャルがあるエリア</u>
調整エリア	・ 再生可能エネルギー設備の立地に <u>各種制約があるエリア</u>
保全エリア	・ 法令等による立地制限や生物多様性等の観点から <u>環境保全を優先するエリア</u>

コラム

～農地への太陽光発電導入～

農地への太陽光発電の導入手法として、「営農型太陽光発電」があります。営農型太陽光発電とは、農地の一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。農地転用にあたっては、農地区分のうち、農用地区域・第1種農地において農業用施設に一体的に設置され自家消費される場合と、営農型太陽光（一時転用許可）として設置される場合に、例外的に許可されます。

表 VIII.2 農地に太陽光発電を設置する場合の許可基準

農地区分	許可の基準
農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> 原則不許可であるが、以下のいずれかに当てはまる場合は、例外的に許可する。 農業用施設の附帯施設として一体的に設置される場合（売電目的でなく、発電能力が農業用施設の瞬発的な最大電力使用量を超えないものに限る。） 営農型発電設備として設置する場合（ただし、一時転用許可に限る）
農用地区域外	<ul style="list-style-type: none"> 原則不許可であるが、以下のいずれかに当てはまる場合は、例外的に許可する。 農業用施設の附帯施設として一体的に設置される場合（売電目的でなく、発電能力が農業用施設の瞬発的な最大電力使用量を超えないものに限る。） 隣接する土地と一緒にして設置する場合であって、当該農地を供する必要と認められる場合（甲種農地にあっては全体面積に占める割合が1/5以内、第1種農地にあっては全体面積に占める割合が1/3以内の場合） 営農型発電設備として設置する場合（ただし、一時転用許可に限る）
	<ul style="list-style-type: none"> 代替性を検討のうえ、周辺の他の土地に設置することができない場合は許可
	<ul style="list-style-type: none"> 原則許可

<p>① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時転用期間が一定の期間内（通常3年以内）となっているか 次のいずれかに該当するときは10年以内 <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者等の扱い手が下部の農地で営農を行ふ場合 遊休農地を活用する場合 第2種農地又は第3種農地を活用する場合 ○ 下部の農地での営農の適切な継続が確実か 営農の適切な継続とは <ul style="list-style-type: none"> 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>右以外の場合</th> <th>遊休農地を活用する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準</td> <td> a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておむね2割以上減収ないこと b. 市町村で栽培されていない作物や 生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収が減少しないこと </td> <td>適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、 活用をしない）</td> </tr> </tbody> </table> ○ 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか ○ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか ○ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上）であるか ○ 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が得られているか 等 	区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合	基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておむね2割以上減収ないこと b. 市町村で栽培されていない作物や 生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収が減少しないこと	適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、 活用をしない）	<p>② 一時転用許可是、再許可が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休農地として扱わないことに留意 <p>③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、是正勧告や原状回復命令等の措置。
区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合					
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておむね2割以上減収ないこと b. 市町村で栽培されていない作物や 生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収が減少しないこと	適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、 活用をしない）					

図 VIII.5 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い

出典：農林水産省「営農型太陽光発電について」（令和7年4月）

(5) 地域関係者や関係機関の意見収集

ゾーニングマップを作成するにあたり、町内のステークホルダー⁴¹や有識者で構成する委員会等を開催し、参加者からの意見収集を行いました（表 VIII.3）。また、行政機関や有識者、関連事業者等を対象に、厚岸町内における自然環境や再エネ導入に関する情報・意見収集を目的として、個別ヒアリングを実施しました（表 VIII.4、表 VIII.5）。これらの収集した意見はゾーニングへの反映・参考としました。

表 VIII.3 委員会等のスケジュール

日程		会議名	議題
令和6年	9月18日(水)	第1回厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業の概要について ゾーニングマップ（素案）について 今後の予定について
	10月22日(火)	第2回厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニングマップ（素案）について 今後の予定について
	11月25日(月)	第3回厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニングマップ（素案）について 今後の予定について
	12月20日(金)	厚岸町環境基本計画町民検討会議 パブリックコメント（～1月24日(金)）	<ul style="list-style-type: none"> 厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップ（原案）について
令和7年	1月10日(金)	第1回厚岸町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップの策定について
	2月7日(金)	第2回厚岸町環境審議会	

表 VIII.4 ヒアリング先一覧

区分	ヒアリング先
行政機関	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課
	環境省 北海道地方環境事務所
	国土交通省 北海道開発局 鈎路開発建設部
	鈎路町 環境生活課
	厚岸町 水鳥観察館
	環境省 鈎路自然環境事務所 野生生物課
	幕別町 防災環境課
	猛禽類医学研究所（環境省 鈎路湿原野生生物保護センター内）
産業団体、民間事業者	北海道 鈎路総合振興局 環境生活課、林務課、危機対策室
	森林組合
	農業協同組合
	商工会
	漁業協同組合
	電力会社
	金融機関
	発電事業者
	風力発電メーカーA
厚岸町役場	風力発電メーカーB
	風力発電メーカーC
厚岸町役場	厚岸町 環境林務課、建設課、総合政策課、生涯学習課、危機対策室
	厚岸町 水産農政課

表 VIII.5 ヒアリング結果の要点

項目	ヒアリング結果の要点
ゾーニング検討時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」を考慮する。 先行自治体の考え方を参考にする必要がある。 再エネ事業を実施する際は、希少動植物について専門家の意見を聞き、メリットや意義が伝わるように町民や行政と合意形成をする。また、特に河川の改変による漁業への影響を避けるため、漁協との相談・連絡体制を強化する必要がある。 系統の空き容量が非常に少ないため、再エネ事業者は事前に十分な検討を行う必要がある。 酪農の経営が苦しいなかで、営農型の太陽光発電のように新しい産業の可能性もある。 景観に関しては北海道の基準に準じ、景勝地などは守りたい。 町有地（空き地）に関しては、適切な管理がされれば有効活用してほしい。 ハザードマップが示す地域を超えて被害が及ぶ場合があることを念頭に置く必要がある。 開発行為に対し、保安林解除は理由が納得できるものでなければ基本的にはできない。
自然環境への留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 国定公園以外にも全町に広がっている希少動植物の生息・生育箇所は保全するべき。 保全すべき動植物として、主にシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、クマタカ、クマゲラ、高層湿原などが挙げられる。 希少動植物の位置をピンポイントで示すことは避ける。 希少な自然環境を有する北海道内においては、直ちに再エネを導入するのではなく、実証試験を段階的に重ねながら、猛禽類と風力の共生を慎重に図っていくことが望ましい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> これまで他部署にまたがって問い合わせに対応してきたものがゾーニングマップにより一元化できた。 小型風力発電は価格が高いため、実証試験やレンタル・リースといった形で導入することも考えられる。

(6) エリアの条件設定

収集した自然的・社会的条件を要素とし、再エネ種別に「促進エリア」、「事業可能性エリア」、「調整エリア」、「保全エリア」を設定しました（表 VIII.6, 表 VIII.7）。

同じ場所で複数の要素が重なった場合、「保全エリア」を最優先とし、次いで「促進エリア」、「事業可能性エリア」、「調整エリア」の順としていますが、「河川から 200m の範囲」、「植生自然度 8・9・10 の地域」、「特定植物群落」、「巨樹・巨木林から 50m の範囲」については、動植物の生息環境を保全するため、「促進エリア」や「事業可能性エリア」よりも優先して「調整エリア」としています。

表 VIII.6 ゾーニングマップのエリア条件 (1/2)

区分	要素	備考	該当	太陽光		陸上風力		木質バイオマス	畜産バイオマス
				小規模	中・大規模	小規模	中・大規模		
環境保全等の法令に係る情報	国立公園自然公園	特別保護地区、第1種～3種特別地域、海浜公園地区、植生自然度8以上の普通地域 植生自然度7以下の普通地域	×	—	—	—	—	—	—
	国定公園自然公園	特別保護地区、第1種～3種特別地域、海浜公園地区、植生自然度8以上の普通地域 植生自然度7以下の普通地域	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	北海道立自然公園	第1種特別地域、植生自然度8以上の普通地域 植生自然度7以下の普通地域	×	—	—	—	—	—	—
	原生自然環境保全地域		×	—	—	—	—	—	—
	自然環境保全地域		×	—	—	—	—	—	—
	道自然環境保全地域	特別地区 普通地区	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	国有林	保安林 普通林（保安林、保護林を除く国有林）	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	道有林	保安林 普通林（保安林を除く道有林）	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	町有林	保安林 普通林（保安林を除く町有林）	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	私有林	保安林 普通林（保安林を除く私有林）	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	航行目標保安林		×	—	—	—	—	—	—
	保安林予定森林		×	—	—	—	—	—	—
	保護林		○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	鳥獣保護区（国指定）	特別保護地区 特別保護地区外	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	鳥獣保護区（北海道指定）	特別保護地区 特別保護地区外	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	生息地等保護区	管理地区 監視地区 すべて	×	—	—	—	—	—	—
	景観計画区域	厚岸町全域（北海道景観計画の対象区域）	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	世界自然遺産		×	—	—	—	—	—	—
	世界文化遺産		×	—	—	—	—	—	—
	自然景観保護地区		×	—	—	—	—	—	—
	学術自然保護地区		×	—	—	—	—	—	—
	環境緑地保護地区		×	—	—	—	—	—	—
	国指定文化財	国指定重要文化財、国指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	北海道指定文化財	北海道指定有形文化財、北海道指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	市町村指定文化財	厚岸町指定文化財、厚岸町指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	埋蔵文化財埋蔵地		○	保全	保全	保全	保全	—	保全
環境保全に係る情報	希少動植物生息・生育ボテンシャルエリア	希少動植物の生息・生息可能性のあるエリアを有識者の指導のもと作成	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	環境省レッドリスト	希少動植物生息・生育ボテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	北海道レッドリスト	希少動植物生息・生育ボテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	ラムサール条約登録湿地	厚岸湖・別寒辺牛湿原	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ(EADAS)	希少動植物生息・生育ボテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	シマフクロウ営巣地	希少動植物生息・生育ボテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	国内希少野生動植物種	希少動植物生息・生育ボテンシャルエリアに反映	○	—	—	—	—	—	—
	指定希少野生動植物種	指定希少野生動植物種について、専門家や関係部局等から聴取	○	—	—	—	—	—	—
	植生自然度8・9・10の地域	植生自然度8・9・10を調整エリアと設定	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	特定植物群落		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	巨樹・巨木林から50mの範囲	過去の文献を参考に基準値を設定	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	生物多様性保全上重要な里地里山		×	—	—	—	—	—	—
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	厚岸湖、厚岸湾、別寒辺牛湿原	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	生物多様性の観点から重要度の高い海域		○	—	—	—	—	—	—
	自然再生の対象となる区域		×	—	—	—	—	—	—
	長距離自然歩道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	緑の回廊		×	—	—	—	—	—	—
	自然共生サイト		×	—	—	—	—	—	—
	身近な自然地域	厚岸望洋台、太田森並木、太田屯田の赤松樹林帯、報国寺境内、苦多海岸、町営育成牧場、宮園運動公園中央広場、別寒辺牛湿原展望所周辺、高知地域の広場、住の江公園、白浜公園、上尾幌尻里公園、港町1号公園、港町2号公園、真竜中央通り	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	記念保護樹木	屯田の森並木、報国寺のカマツ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	水資源保全地域	厚岸町大別地区水資源保全地域、厚岸町トライベツ地区水資源保全地域、厚岸町糸魚沢地区水資源保全地域、厚岸町上尾幌地区水資源保全地域、厚岸町別寒辺牛地区・浜中町茶内第三地区水資源保全地域、厚岸町片無去地区水資源保全地域、厚岸町太田・南片無去地区・標茶町片無去地区中ヤンベツ地区水資源保全地域	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	さけます化場・養殖場		×	—	—	—	—	—	—
	保護水面		×	—	—	—	—	—	—
	資源保護水面		×	—	—	—	—	—	—
	EAAPP登録地	厚岸湖・別寒辺牛湿原	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	北海道温原保全マスター・プラン掲載の湿原	厚岸湖・別寒辺牛湿原	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	ジオ・パーク		×	—	—	—	—	—	—
	IBA（重要野鳥生息地）		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	KBA（生物多様性重要地域）		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	日本の地形レッドデータ		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	河川から30mの範囲	過去の文献を参考に有識者の指導のもと基準値を設定	○	—	保全	保全	保全	—	保全
	河川から200mの範囲		○	—	調整	調整	調整	—	調整
	絶滅危惧種の分布状況(動物・維管束植物)		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	景観重要建造物		×	—	—	—	—	—	—
	景観重要樹木		×	—	—	—	—	—	—
	アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観		×	—	—	—	—	—	—
	風致地区		×	—	—	—	—	—	—
	特別緑地保全地区		×	—	—	—	—	—	—
	歴史的風土特別保存地区		×	—	—	—	—	—	—
	近郊緑地特別保全地区		×	—	—	—	—	—	—

表 VIII.7 ゾーニングマップのエリア条件（2/2）

区分	要素	備考	該当	太陽光		陸上風力		木質バイオマス	家畜バイオマス
				小規模	中・大規模	小規模	中・大規模		
土地の安定性等に 係る情報	洪水浸水予測図	厚岸町防災ハザードマップ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	津波浸水予測図	厚岸町防災ハザードマップ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	災害危険区域		×	—	—	—	—	—	—
	砂防指定地		×	—	—	—	—	—	—
	急傾斜地崩壊危険区域		×	—	—	—	—	—	—
	地すべり防止区域		×	—	—	—	—	—	—
	大規模盛土造成地		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	土砂災害特別警戒区域		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	土砂災害警戒区域	土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	土砂災害危険箇所	令和6年4月1日以降、土砂災害警戒区域に引き継ぎ	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	山地災害危険地区	修正作業のためデータ公開が一時休止中（北海道HPより）	△	—	調整	調整	調整	—	調整
土地利用方法等に 係る情報	居住地	居住地	○	—	—	—	—	—	—
	公共施設	公共施設	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	学校	学校	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	福祉施設	福祉施設	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	病院	病院	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	住居系・商業系区域	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	工業系区域	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	用途地域から500mの範囲	○	促進	調整	調整	保全	促進	—
	用途地域	用途地域から1000mの範囲	○	—	—	—	保全	—	—
	市街化調整区域		×	—	—	—	—	—	—
	用途地域外の主要住宅地	10軒以上が集まる主要な住宅地を抽出（用途地域外）	○	促進	—	—	—	—	—
	居住地から100mのエリア	居住地から100mの範囲	○	—	—	—	—	促進	—
	居住地から500mのエリア	居住地から500mの範囲	○	—	調整	調整	保全	—	調整
	漁港区域	厚岸漁港（厚岸地区）、厚岸漁港（門静地区）、床瀬漁港	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	港湾区域		×	—	—	—	—	—	—
	海岸保全区域		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	温泉（岸）保護地域		×	—	—	—	—	—	—
	要措置区域		×	—	—	—	—	—	—
	形質変更時要届出区域		×	—	—	—	—	—	—
土地利用方法等に 係る情報	農業振興地域内農用地区域（青地）	農用地区域	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	農業振興地域内農用地区域外（白地）	農業施設用地	○	促進	調整	調整	促進	促進	調整
	農地の区画情報（筆ポリゴン）	農水省が標本調査として実施する耕地面積調査等の母集団情報として整備	○	促進	調整	調整	促進	促進	調整
	農地又は採草放牧地		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	乳用牛の牧場		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	牧場ごとの乳用牛の飼育頭数		○	—	—	—	—	—	—
	林道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象民有林	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	公園		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	下水道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	鉄道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	道路		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	ため池		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	伝搬障害防止区域	伝搬障害防止区域（地上31mを超える建築物等）	×	—	—	—	—	—	—
生活環境に 係る情報	気象レーダー	レーダー範囲	×	—	—	—	—	—	—
	防衛施設	自衛隊基地、自衛隊演習場	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	電波障害防止区域	在日米軍施設・区域	×	—	—	—	—	—	—
	航空施設	風力発電（ブレードの長さが5m以上または風車高が20m以上）が設置された場合に電波を用いた自衛隊等の活動に障害を及ぼす可能性がある区域	○	—	—	調整	調整	—	—
	航空制限	制限表面、航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設	×	—	—	—	—	—	—
	騒音・振動規制区域	騒音規制法、振動規制法	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	悪臭規制地域	悪臭防止法	○	—	—	—	—	—	保全
	事業性に係る 情報	太陽光（小規模）ボテンシャル	太陽光発電の発電量が多く見込める区域	○	事業可能性	—	—	—	—
事業性に係る 情報	太陽光（中・大規模）ボテンシャル	太陽光発電の発電量が多く見込める区域	○	—	事業可能性	—	—	—	—
	陸上風力（小規模）ボテンシャル	年平均風速5.0m/s以上の区域	○	—	—	好適	—	—	—
	陸上風力（中・大規模）ボテンシャル	年平均風速5.5m/s以上の区域	○	—	—	—	好適	—	—
	木質バイオマス（熱利用）ボテンシャル	町有林のうち未利用の木質バイオマスが貯蔵しているエリア	○	—	—	—	—	好適	—
	家畜バイオマスボテンシャル	5km圏内に立地する牧場で飼育している乳用牛の頭数が合計1000頭以上となる区域	○	—	—	—	—	—	事業可能性

第3節 ゾーニングマップ

各再エネのゾーニングマップ（図 VIII.6～図 VIII.11）と、ゾーニングマップにおけるエリア設定の方針、エリア条件についてまとめた表を示します（表 VIII.8～表 VIII.13）。

（1）太陽光（小規模）

表 VIII.8 太陽光（小規模）のゾーニング区分（図 VIII.6 を参照）

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
太陽光 (小規模)	促進エリア	小規模太陽光が設置可能な、建物、住居、農地が多くある場所を設定	公共施設、用途地域、用途地域外の主要住宅地、農業用施設、農業振興地域内農用地区域外（白地）などを設定 ※植生自然度 8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林から50mの範囲は除外
	事業可能性エリア	再エネポテンシャルがある場所を設定	REPOS（環境省）の太陽光導入ポテンシャルマップ（建物系・土地系）を設定 ※植生自然度 8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林から50mの範囲は除外
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	普通林や農業振興地域内農用地区域（青地）などを設定
	保全エリア	重大な環境影響が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、自衛隊演習場などを設定

（2）太陽光（中・大規模）

表 VIII.9 太陽光（中・大規模）のゾーニング区分（図 VIII.7 を参照）

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
太陽光 (中・大規模)	促進エリア	現時点で促進エリアは設定しない	—
	事業可能性エリア	再エネポテンシャルがある場所を設定	REPOS（環境省）の太陽光導入ポテンシャルマップ（建物系・土地系）を設定 ※河川から200mの範囲、植生自然度 8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林から50mの範囲は除外
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	公共施設や用途地域、普通林、農業振興地域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを設定

（3）陸上風力（小規模）

表 VIII.10 陸上風力（小規模）のゾーニング区分（図 VIII.8 を参照）

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
陸上風力 (小規模)	促進エリア	バードストライクの懸念があるため現時点で促進エリアは設定しない	—
	事業可能性エリア	現時点で事業可能性エリアは設定しない	NEDOが公表する局所風況マップにおいて5.0m/s以上のエリアを事業可能性エリアに設定する手法もある
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	公共施設や用途地域、普通林、農業振興地域、電波障害防止区域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを設定

(4) 陸上風力（中・大規模）

表 VIII.11 陸上風力（中・大規模）のゾーニング区分（図 VIII.9 を参照）

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
陸上風力 (中・大規模)	促進エリア	バードストライクの懸念があるため現時点で促進エリアは設定しない	—
	事業可能性エリア	現時点で事業可能性エリアは設定しない	REPOS（環境省）の風力ポテンシャルマップを事業可能性エリアに設定する手法もある
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	普通林や農業振興地域、電波障害防止区域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生、住民影響（眺望、騒音等）が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	用途地域・住居から500mの範囲、国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、保安林、文化財分布地、土砂災害特別警戒区域などを設定

(5) 木質バイオマス（熱利用）

表 VIII.12 木質バイオマス（熱利用）のゾーニング区分（図 VIII.10 を参照）

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
木質バイオマス (熱利用)	促進エリア	木質バイオマスボイラ、ペレットストーブの導入が可能であり、熱利用需要のあるエリアを設定	熱利用の需要がある既存の建物や、用途地域、農業用施設、農業振興地域内農用地区域外を設定し、木質バイオマスの賦存量として、林地未利用材の発生量（北海道）を図示
	事業可能性エリア	現時点で事業可能性エリアは設定しない	—
	調整エリア	現時点で調整エリアは設定しない	—
	保全エリア	現時点で保全エリアは設定しない	—

(6) 家畜バイオマス

表 VIII.13 家畜バイオマスのゾーニング区分（図 VIII.11 を参照）

再エネ種別	エリア類型	エリア設定の方針	エリア条件
家畜バイオマス	促進エリア	現時点で促進エリアは設定しない	家畜バイオマスの集約を見据え、家畜バイオマスが賦存する牧場から5km圏内で10件以上重なるエリアと、農振白地地域が重なる場所を促進エリアに設定する手法もある
	事業可能性エリア	再エネポテンシャルのあるエリアを設定	半径5km圏内にある牧場で飼育している乳用牛の頭数が合計1,000頭以上となるエリアを設定 ※河川から200mの範囲、植生自然度8・9・10の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林から50mの範囲は除外
	調整エリア	自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、各所との調整を要する場所を設定	普通林や農業振興地域などを設定
	保全エリア	重大な環境影響や災害発生が懸念される場所、法令規制のある場所を設定	悪臭規制地域、国定公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、文化財分布地、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを設定

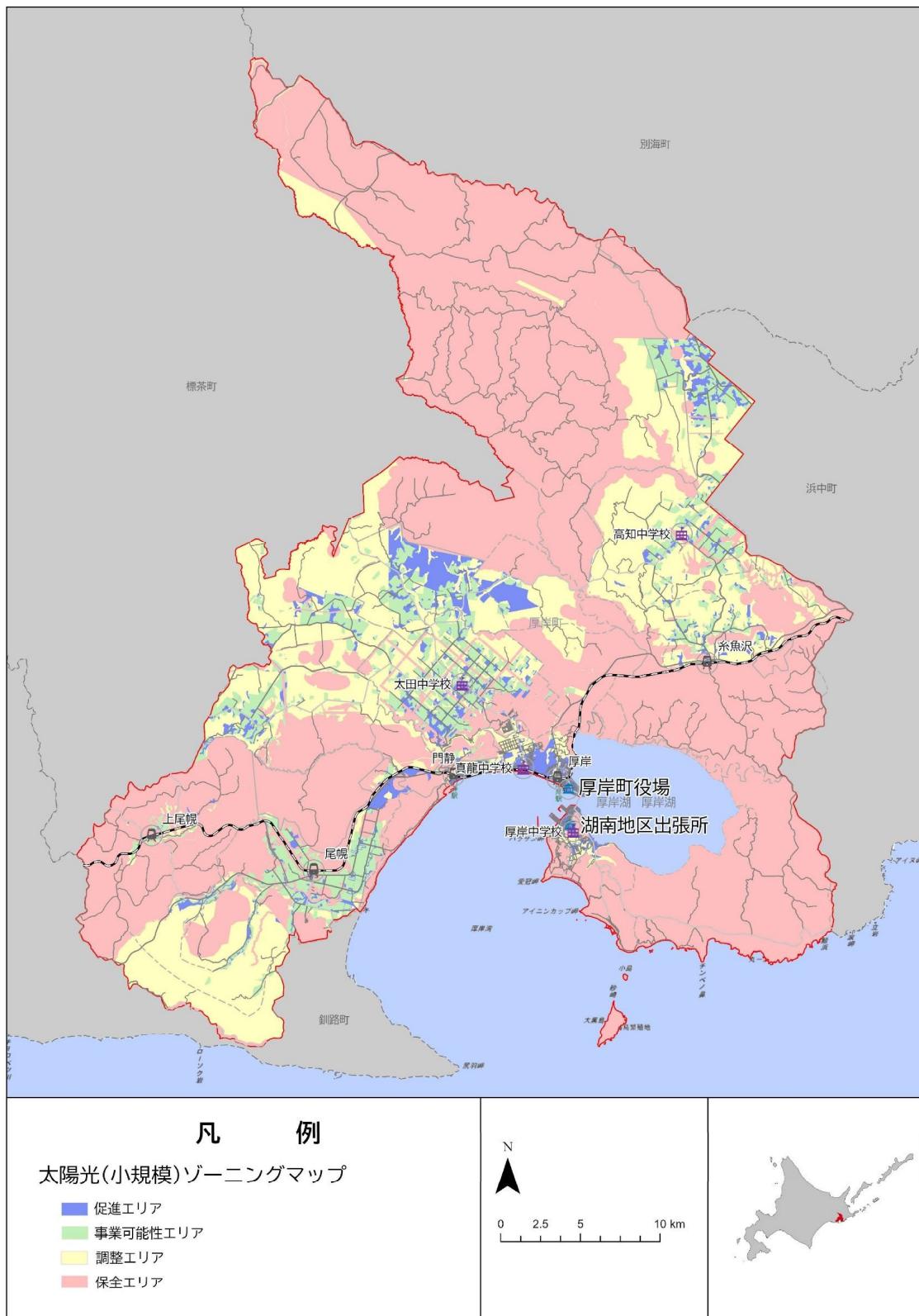


図 VIII.6 太陽光 (小規模) ゾーニングマップ

【補足事項】

- ✓ 住宅の屋根上等であれば、保全エリア内であっても保全の対象とはならない。

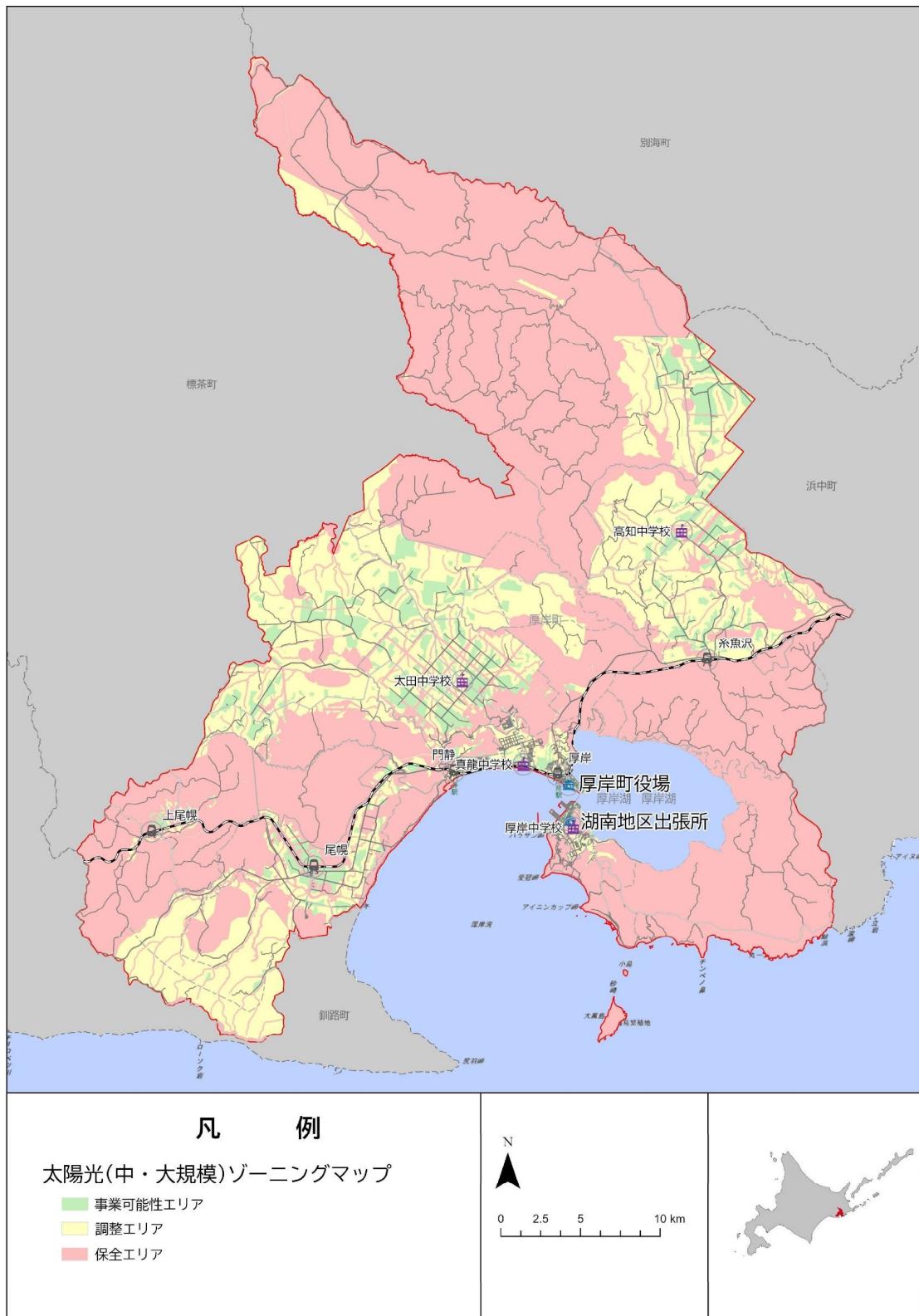


図 VIII.7 太陽光 (中・大規模) ゾーニングマップ

【注意事項】

- ✓ 国道沿いなどからの視認性や景観との調和に最大限留意すること。
- ✓ 大規模な森林伐採 (0.5ha 以上) を伴う場合は事業を避けることが望ましい。

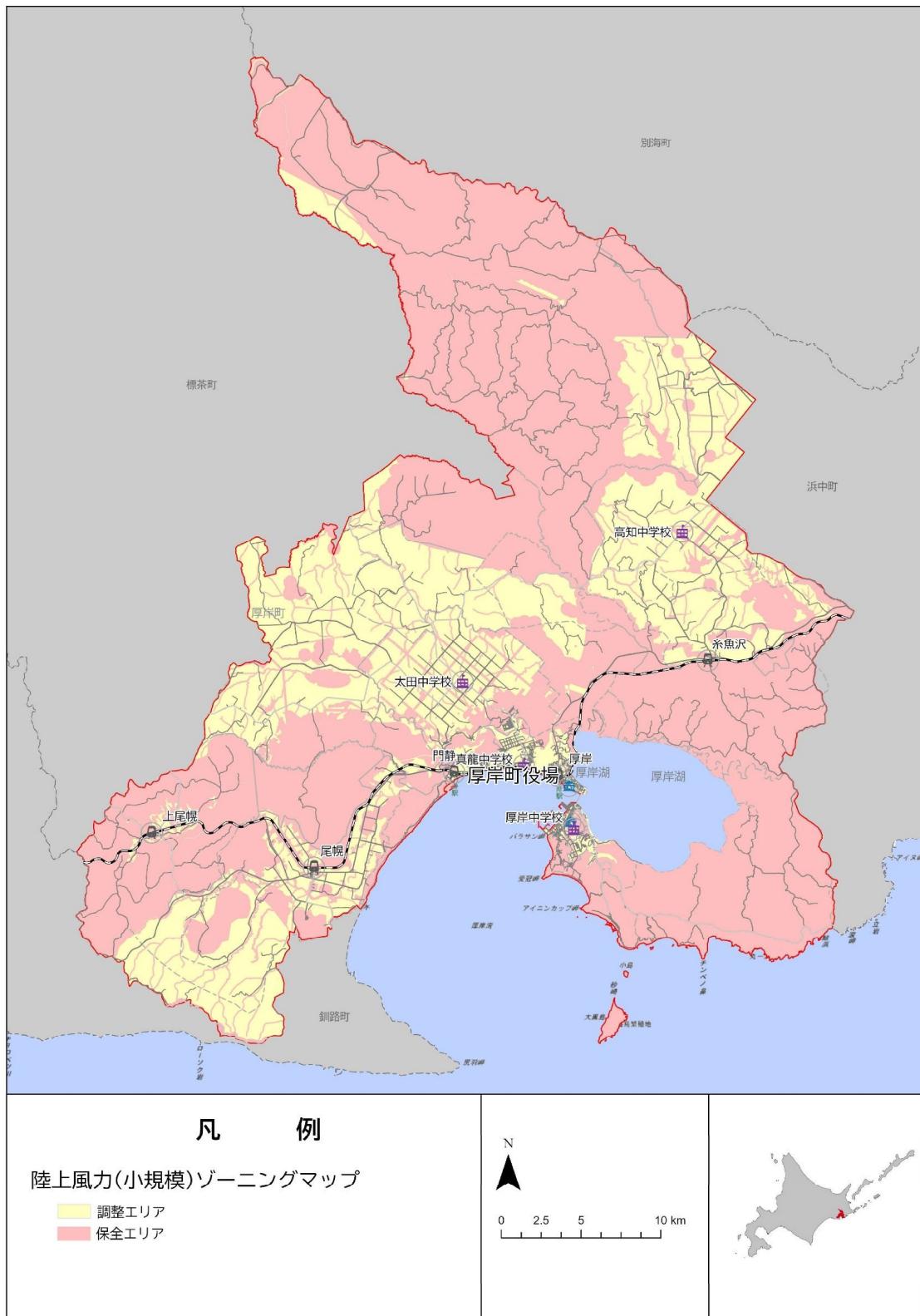


図 VIII.8 陸上風力（小規模）ゾーニングマップ

【補足事項】

- ✓ 導入にあたっては、実証試験を段階的に重ね、鳥類との共生を慎重に図っていくことが望ましい。

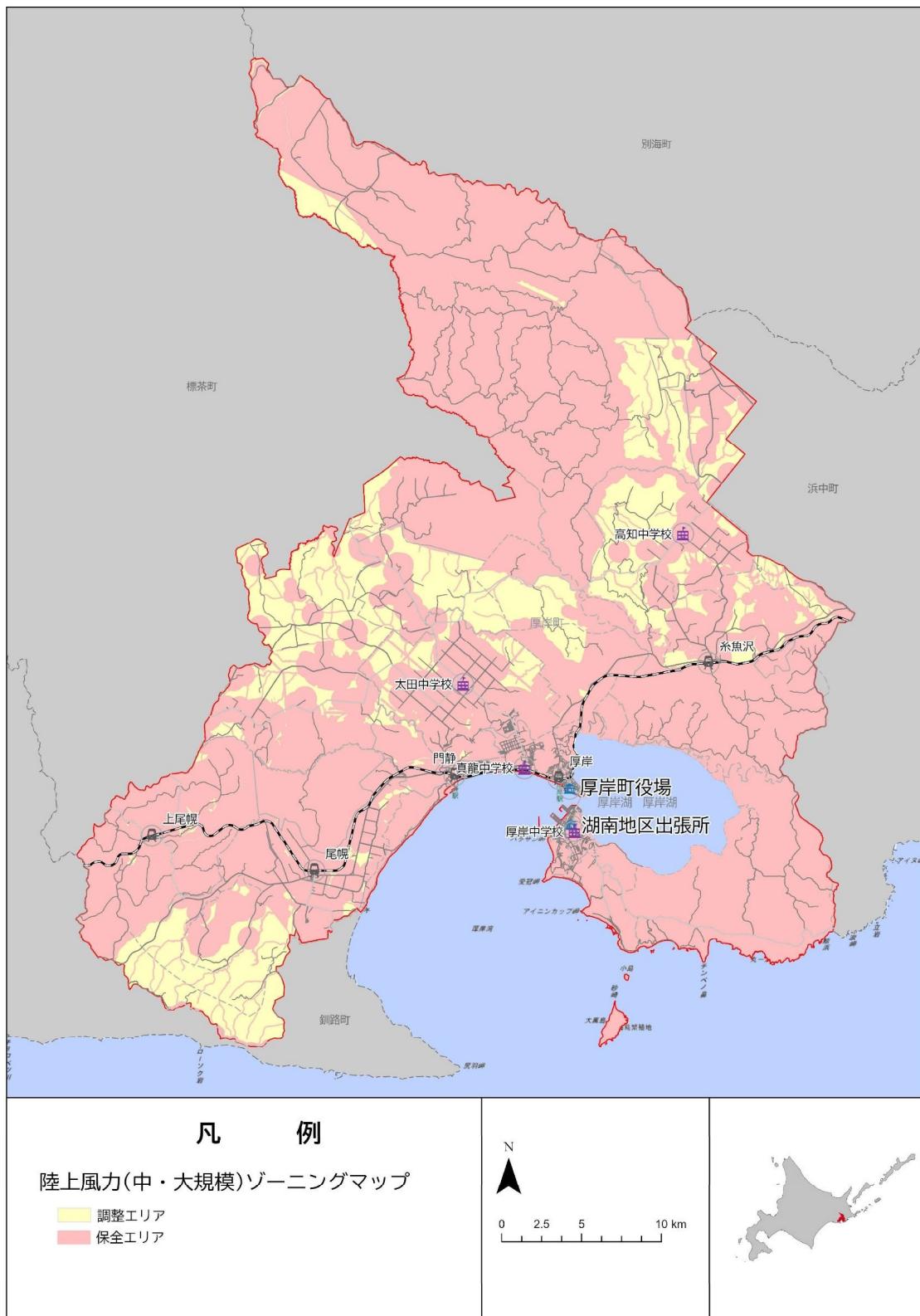


図 VIII.9 陸上風力（中・大規模）ゾーニングマップ

【注意事項】

- ✓ 国道沿いなどからの視認性や景観との調和に最大限留意すること。
- ✓ 大規模な森林伐採（0.5ha 以上）を伴う場合は事業を避けることが望ましい。

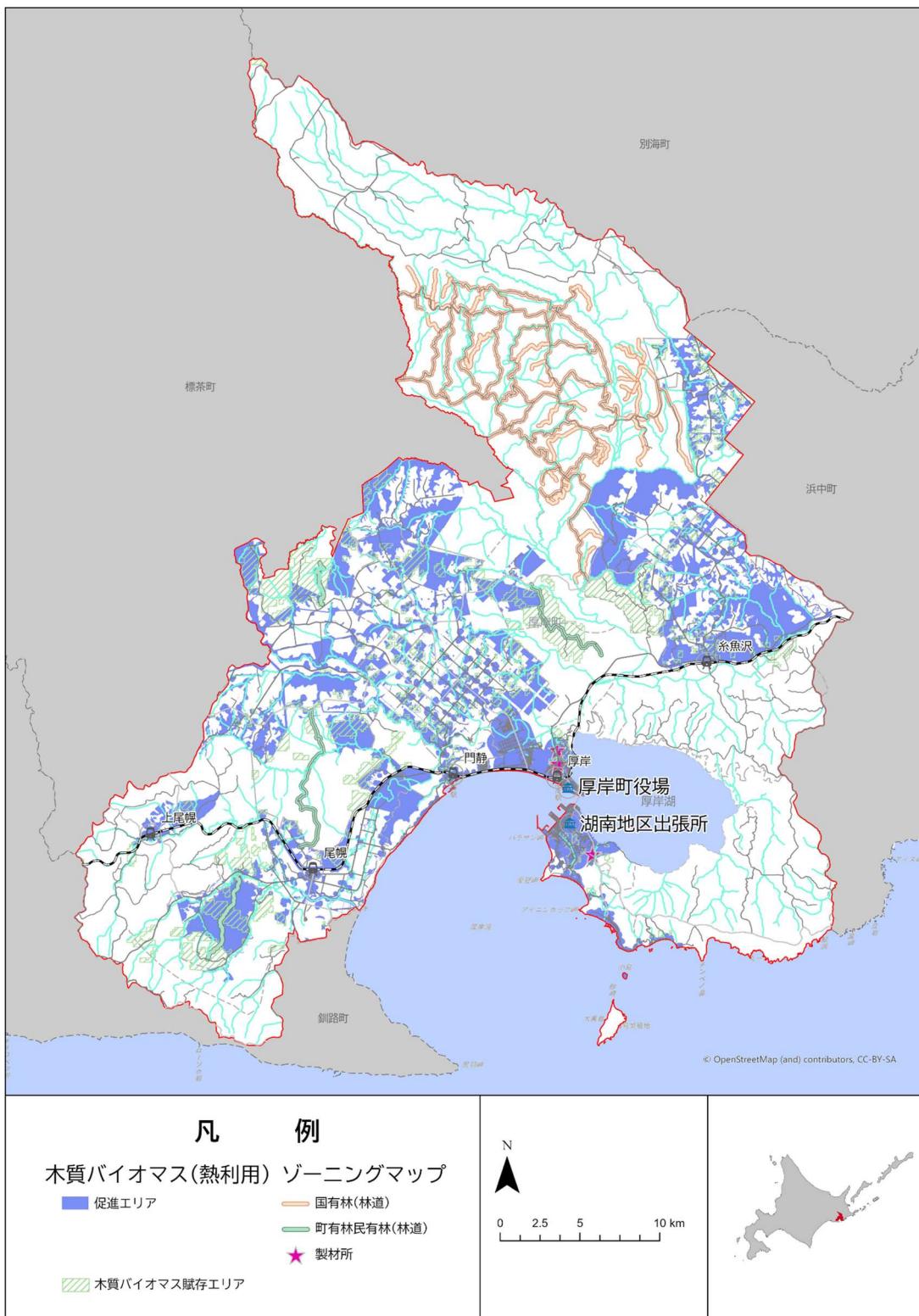


図 VIII.10 木質バイオマス（熱利用）ゾーニングマップ

【補足事項】

- ✓ 木質バイオマスの賦存エリアとして、北海道HPを参考に、林地未利用材の発生場所を図示。

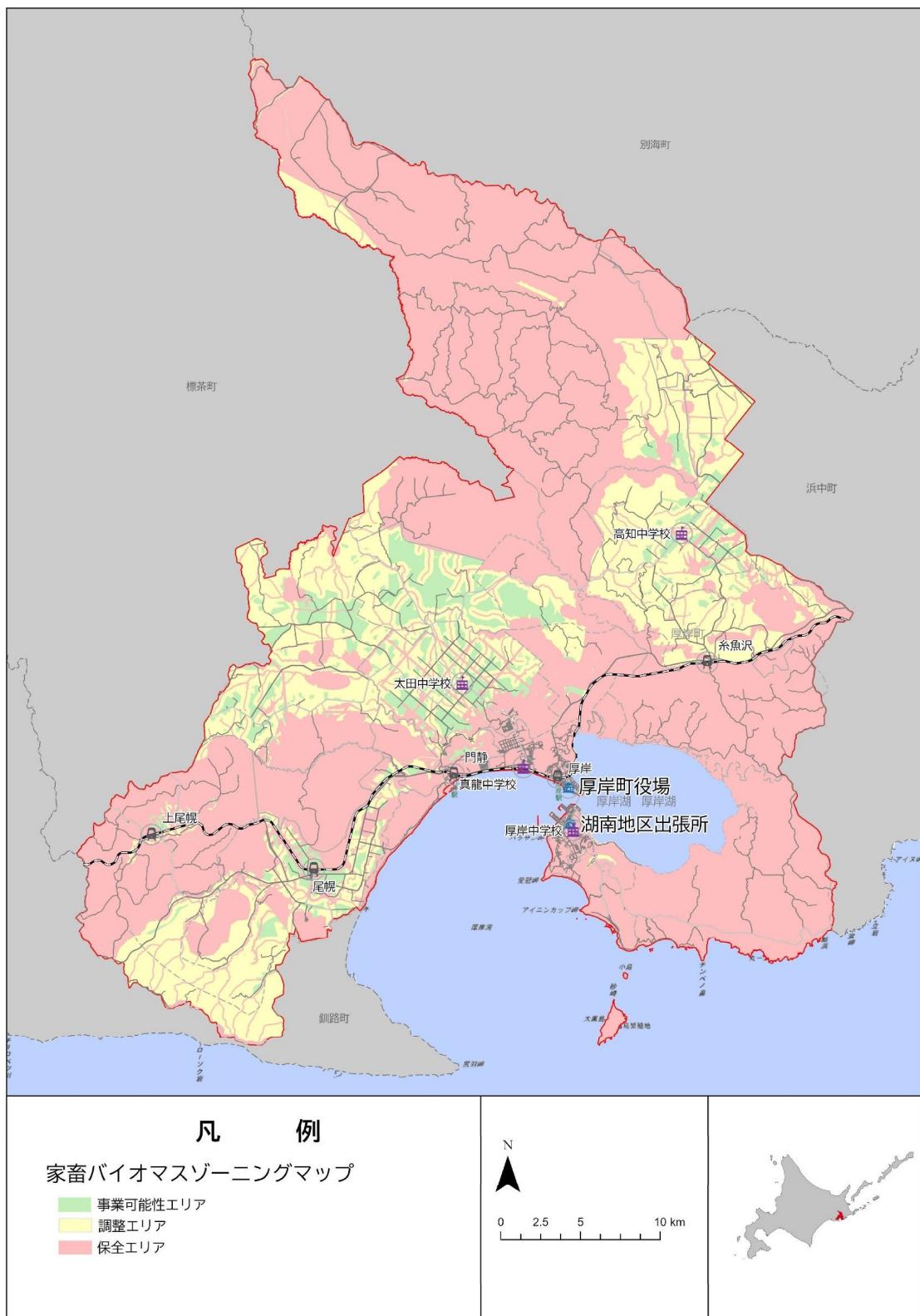


図 VIII.11 家畜バイオマス ゾーニングマップ

【補足事項】

- ✓ 5 km 圏内であれば、どの大きさのトラックでも輸送コストは大きく変わらない
- ✓ 1,000 頭あたり 250kW の発電出力が見込まれる。

第4節 ゾーニング結果

ゾーニングマップをもとに、各再エネの導入ポテンシャル (MW) について、下表のとおり試算しました（小数点以下切り捨て）。

促進エリアを設定した太陽光（小規模）および木質バイオマス（熱利用）については、導入目標の達成に向け、促進エリア内への導入を進めます。また、太陽光（中・大規模）、家畜バイオマスについては、事業可能性エリア内での事業実現に向け各種調整を図ることで、再エネ導入目標の達成を目指します。

表 VIII.14 促進エリア・事業可能性エリアの面積（小数点第2位以下四捨五入）

再エネ種別	ゾーニング結果(導入ポтенシャル)		備考（導入方針）
	促進 エリア	事業可能性 エリア	
太陽光（小規模）	31.3km ² (313MW)	51.5km ² (515MW)	・建物の屋根上や小規模な未利用地などを活用した小規模太陽光発電を推進するため、促進エリアを設定 ・導入ポтенシャルは1km ² あたり10MWで計算
太陽光（中・大規模）	—	42.6km ² (426MW)	・自然環境や土地利用に関する影響が大きいことから、促進エリアは未設定 ・導入ポтенシャルは1km ² あたり10MWで計算
陸上風力（小規模）	—	—	・バードストライクの発生が懸念されるため、促進エリア・事業可能性エリアは未設定
陸上風力（中・大規模）	—	—	・バードストライクの発生や景観への影響が懸念されるため、促進エリア・事業可能性エリアは未設定
木質バイオマス	152.8km ²	—	・促進エリアでは木質バイオマスボイラーやペレットストーブなどの熱利用を想定
家畜バイオマス 乳用牛の飼育頭数 13,786頭(令和5年5月時点)	—	42.0km ² (3MW)	・家畜ふん尿の確保、収集、運搬等に課題が残ることから、促進エリアは未設定 ・導入ポтенシャルは1,000頭あたり250kWで計算

表 VIII.15 再エネ導入目標とゾーニング結果

再エネ種別	再生可能エネルギー導入目標（R7年度） ※地域内で利用する想定での再エネ導入目標数値					ゾーニング結果（R6年度）				設備容量・発電量の 仮定条件	
	2030年		2050年		環境省REPOSによる 導入ポтенシャル	再生可能エネルギーの導入ポтенシャル					
	設備容量 (MW)	発電量 (MWh)	設備容量 (MW)	発電量 (MWh)		計算対象	設備容量 (MW)	発電量 (MWh)			
太陽光	小規模	0.0	0.0	3.0	3,600	82.04 (REPOS「建物系」)	促進エリア (面積：31.3km ²)	313	359,950	設備容量(MW) =1km ² あたり10MW 年間発電量(kWh) =1kWあたり1,150kWh	
	中・大規模	0.5	608	9.0	11,905	3,196.70 (REPOS「土地系」)	事業可能性エリア (面積：42.6km ²)	426	489,900		
陸上 風力	小規模	0.0	0.0	0.4	869	5,101.20	—	—	—	調整エリア・保全エリアのみ	
	中・大規模						—	—	—		
木質バイオマス						—	—	—	—	木質バイオマスボイラーやペレットストーブなどの熱利用を想定	
家畜バイオマス	0.4	3,133	1.2	8,410	3.77	令和5年5月時点での 乳用牛の飼育頭数 町内合計：13,786頭	3	21,000	—	設備容量(kW) =1,000頭あたり250kW程度 年間発電量(kWh) =設備容量1kWあたり6,000 ~8,000kWh程度 (7,000kWhで計算)	
合計	0.9	3,741	13.6	24,784	8,383.71	—	742	870,850	—	—	

参考：北海道の世帯あたりの年間電気消費量：3,747kWh ※

※ 環境省「令和5年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査 資料編（確報値）より抜粋

第5節 ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニング事業を通じたゾーニングマップ作成に付随する成果として、今後事業者等が町内で再エネに係る事業計画を検討する際に参考となる情報を整理しました。

表 VIII.16 には、本ゾーニングマップの、厚岸町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報（作成時点）を重ね合わせたものであるといった特性を前提に、事業計画を検討する際に留意するべき事項を取りまとめています。表 VIII.17 には本ゾーニング事業を通じて本町にかかわりのある関係団体・有識者・町民のみなさんから聴取した、本町において特に配慮すべき自然環境等に係る情報や留意すべき事項を「厚岸町特有の環境配慮事項」として取りまとめています。

町内においては、ゾーニングにおける促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定にかかわらず、表 VIII.16 と表 VIII.17 に示す留意事項を遵守した事業計画を実施することとします。

表 VIII.16 ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニングマップ利用時の留意事項
① 今後の事業計画を検討する際には、「厚岸町特有の環境配慮事項」のほか、以下に示すようなガイドラインなどに基づき必要な手続き・措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none">➢ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）➢ 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁）➢ 事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（資源エネルギー庁）➢ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）➢ 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）（環境省）➢ 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン（北海道）
② 事業計画の検討にあたっては、町の導入目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、可能な限り早期に町役場、関係行政機関へ相談するとともに、地域住民への説明を行うこと。また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して相談・説明を行うこと。
③ ゾーニングマップでは現時点（令和8年3月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて最新の情報を収集して見直すこと。
④ 今回のゾーニングは再エネにおける適地誘導を図るものであるが、地域脱炭素化促進事業として実施する再エネ事業を除き、その区域を法的に規制するものではない。
⑤ 今回のゾーニングは公な規制条件をもとに行政が作成する再エネ導入の観点によるエリア設定であることから、実際の開発時には地権者の同意が必要となる。
⑥ 既に人工的に利用されている土地が保全エリアの対象となっている場合は、土地利用方法等を考慮し、保全エリアの該当とするか否かについて、町で個別に判断する。

表 VIII.17 厚岸町特有の環境配慮事項

再エネ種別	カテゴリー	各再エネにおける環境配慮事項
全体	適切な開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係法令、条例、関係省庁ガイドライン等の規定を遵守し、必要な手続き・措置への対応を行う ➢ 事前に土地及び周辺環境の調査・影響評価を行い、厚岸町の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点より、適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努める ➢ 土砂災害警戒区域においては土砂災害が発生するリスクがあることを勘案したうえで、適切な施工計画や配置計画を作成する
	地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存情報のみでは把握できない事項（騒音、風車の影、太陽光パネルの反射光、電波障害、水の濁り、家畜等への影響、夜間の光（航空障害灯）、低周波音など）への対応に努める ➢ 全ての土地で環境保全の配慮が必要だが、特に希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア内においては適切な対策を実施する ➢ 厚岸町として自然環境と調和した再エネ事業を目指していることから、大規模な森林伐採（0.5ha 以上）※1 を伴う場合は事業を回避することが望ましい ➢ 国道44号線等、主要な幹線道路などから見えにくい設備配置とし、周辺からの視認性や景観との調和に最大限配慮する（10kW 未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く） ➢ 保全エリアとしている河川から30mの範囲で土地を取得することは可能であるが、動植物の生態環境保全のため、自然環境を残し、土地の改変を避ける
	行政・地域との合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エリアの種類にかかわらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」に基づき、住民説明会の開催等、厚岸町役場や地域住民と必要に応じて適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺地域に配慮した適切な事業の実施に努める（10kW 未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く） ➢ 事業計画については厚岸町役場へ事前に説明を行い、特に河川沿いの事業である場合は、河口海域の漁業に支障をきたさないよう、町内漁業関係者とも適切な調整を図る（10kW 未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）
太陽光（小規模）		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業用施設で導入する場合は、施設と一体的に設置される、自家消費型太陽光発電に限る ➢ 営農型太陽光発電を導入する場合は、一時転用許可を要する ➢ 厚岸町の気象条件や周辺の日影の影響、屋根・敷地の形状や勾配に留意して導入を検討する ➢ 保全エリア内の住宅は、太陽光発電の設置に関する保全の対象とはならない
太陽光（中・大規模）		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 用途地域の調整エリアは建物系太陽光に限定する
陸上風力（小規模）		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 鳥類への影響度について調査し、バードストライク発生の可能性がある場合には防止策を定める ➢ 風況や、まわりの障害物の有無、気象条件（落雷、着雪・着氷、砂塵など）などについて調査し、長期安定的な発電の継続に支障がないか確認する
陸上風力（中・大規模）		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）【令和4(2022)年8月】（環境省）」に準じ、適切な事業の検討・実施に努める ➢ 設備が自衛隊等の運用に影響を及ぼす可能性があることから、事業計画時は防衛省に事前相談する
バイオマス	共通	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 騒音・振動や臭気の規制基準に対する措置を適切に行う ➢ 安定的に調達可能な燃料とその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定する ➢ 燃料の運搬・搬入にあたり、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮した運搬ルートを計画する ➢ ライフサイクル GHG※2 の確認のため、想定する調達先からの各バイオマスの輸送距離を算定・申告し、既定値を下回ることを申告する（輸送距離は、木質は20km 圏内、家畜は5km 圏内が望ましい）
	木質バイオマス（熱利用）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業が木材の既存用途へ与える影響を最小限にすることに努める ➢ 設備の導入にあたっては空きスペースの有効利用が望ましく、設備が周辺環境の景観に調和するよう努める
	家畜バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消化液などの副生成物を安定的・継続的に利用ないし処理する計画を策定するように努める ➢ 保全エリアとしている悪臭規制地域外の居住地の付近で家畜バイオマス事業を実施する場合、悪臭の影響に配慮する

※1 森林法では地域森林計画対象民有林において 0.5ha 以上の太陽光発電の設置を目的とした林地開発を行う場合、都道府県知事の許可が必要となることから、0.5ha 以上を「大規模な森林伐採」と定義する。

※2 バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス（GHG : Greenhouse Gas）の総量

第2章 地域脱炭素化促進事業の目標

厚岸町では地域脱炭素化促進事業の目標として、表 VIII.18 に掲げる事項と表 VIII.19 に掲げる当該目標において達成を目指す区域に係る再生可能エネルギーの導入目標を定めます。

「太陽光建物系」「太陽光土地系」については、「VIII 第1章 地域脱炭素化促進事業の検討に向けたゾーニング」において促進エリアを設定した太陽光（小規模）の導入を促進し、事業可能性エリアを設定した太陽光（中・大規模）の導入に向けた各種調整を図ります。

また、「バイオマス（家畜系バイオガス）」については、事業可能性エリアにおける関係者・関係機関との調整を積極的に図り、「その他分野」の木質バイオマス（熱利用）については、促進エリア内での最大限導入を目指します。

表 VIII.18 地域脱炭素化促進事業の目標

ゾーニングを実施した 再エネ種別	再エネ導入目標（下表） における再エネ種別	地域脱炭素化促進事業の目標
太陽光発電 (小規模)	太陽光建物系	既存建物屋根上や促進エリア内未利用地への最大限導入を目指す
	太陽光土地系	
太陽光発電 (中・大規模)	太陽光建物系	現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しないが、再エネ導入目標達成に向け事業可能性エリア内での事業実現のため各種調整を図る
	太陽光土地系	
陸上風力 (小規模)	その他分野	現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しない
陸上風力 (中・大規模)		現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しない
木質バイオマス (熱利用)		促進エリア内の既存建物や既存建物周辺地域への最大限導入を目指す
家畜バイオマス (家畜系バイオガス)	バイオマス (家畜系バイオガス)	現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しないが、再エネ導入目標達成に向け事業可能性エリア内での事業実現のため各種調整を図る

表 VIII.19 地域脱炭素化促進事業の目標において達成を目指す区域における
再生可能エネルギーの導入目標

再エネ種別		再生可能エネルギーの導入目標 【地域脱炭素化促進事業において目標を掲げている区域内】 ※地域内で利用する想定での再エネ導入目標数値				【参考】ゾーニング結果（R6年度） ※地域脱炭素化促進事業の目標を 設定している再エネ種のみ				
		2030年		2050年		環境省REPOSによる 導入ポテンシャル		再生可能エネルギーの導入ポテンシャル		設備容量・発電量の 仮定条件
		設備容量 (MW)	発電量 (MWh)	設備容量 (MW)	発電量 (MWh)	設備容量 (MW)	計算対象	設備容量 (MW)	発電量 (MWh)	
太陽光	小規模	0.0	0.0	2.4	2,880	82.04 (REPOS「建物系」)	促進エリア (面積：31.3km ²)	313	359,950	設備容量 (MW) = 1 km ² あたり10MW
	中・大 規模	0.4	487	7.2	9,524	3,196.70 (REPOS「土地系」)	事業可能性エリア (面積：42.6km ²)	426	489,900	年間発電量 (kWh) = 1 kWあたり1,150kWh
陸上風力	小規模	0.0	0.0	0.0	0.0	5,101.20	-	-	-	調整エリア・保全エリアのみ
	中・大 規模						-	-	-	
木質バイオマス								木質バイオマスボイラーや ペレットストーブなどの熱利用を想定		
家畜バイオマス		0.4	3,133	1.2	8,410	3.77	令和5年5月時点での 乳用牛の飼育頭数 町内合計：13,786頭	3	21,000	設備容量 (kW) = 1,000頭あたり250kW程度
合計		0.8	3,620	10.8	20,814	8,383.71	-	742	870,850	年間発電量 (kWh) = 設備容量 1 kWあたり6,000～ 8,000kWh (7,000kWhで計算)

※町内全域での再生可能エネルギー導入目標計画との考え方について、各目標年度において、太陽光発電については目標の80%を、家畜バイオマス発電については目標の100%を地域脱炭素化促進事業において目標を掲げている区域内で導入することを想定する。

第3章 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）として、表 VIII.20 に掲げる事項を定めます。太陽光（小規模）と木質バイオマス（熱利用）以外の再生可能エネルギーにおいては現時点で促進区域を設定しませんが、地域の実情を踏まえつつ、導入ポテンシャルが高いエリアについては、将来的に協議会を通じて促進区域への設定を検討します。

表 VIII.20 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

再エネ種別	地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
太陽光（小規模）	屋根上に設置可能な既存の建物、用途地域、用途地域から 500m の範囲、農業施設用地、農業振興地域内農用地区域外（白地） ※植生自然度 8・9・10 の地域、特定植物群落、巨樹・巨木林から 50m の範囲は除外
太陽光（中・大規模）	現時点で促進区域は設定しない
陸上風力（小規模）	現時点で促進区域は設定しない
陸上風力（中・大規模）	現時点で促進区域は設定しない
木質バイオマス（熱利用）	熱利用の需要がある既存の建物、用途地域、用途地域から 500m の範囲、農業施設用地、農業振興地域内農用地区域外（白地）、居住地から 100m の範囲
家畜バイオマス	現時点で促進区域は設定しない

第4章 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設（再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設）の種類及び規模として、表 VIII.21 に掲げる事項を定めます。

表 VIII.21 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

再エネ種別	促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
太陽光（小規模）	建物系太陽光発電・土地系太陽光発電共通：50kW 未満のもの
太陽光（中・大規模）	現時点で促進区域は設定しない
陸上風力（小規模）	現時点で促進区域は設定しない
陸上風力（中・大規模）	現時点で促進区域は設定しない
木質バイオマス（熱利用）	木質バイオマスボイラ、木質ペレットストーブ
家畜バイオマス	現時点で促進区域は設定しない

第5章 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

「VI. 第1章 将来ビジョン」のカーボンニュートラルビジョン（図 VI.3）で示す、「再エネ導入による生産性の向上と厚岸ブランドの展開」、「豊富な自然資源を活用した交流人口拡大・資本呼び込み」、「自然環境と調和した安全で住みよいまちづくり」を具現化すべく、促進区域においても本計画と一体的に施策を実施していきます。

地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、事業者に対し、当該施設が厚岸町の脱炭素化につながるよう具体的な取組を含む事業計画の提出を求めます。

第6章 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

第1節 地域の環境の保全のための取組

地域の環境の保全のための取組として、「VIII 第1章 地域脱炭素化促進事業の検討に向けたゾーニング」で示す「表 VIII.16 ゾーニングマップ利用時の留意事項」、「表 VIII.17 厚岸町特有の環境配慮事項」を定めます。地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、事業者に対し、当該事項に即した厚岸町の環境保全のための具体的な取組を含む事業計画の提出を求めます。

第2節 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として、「VI. 第1章 将来ビジョン」で掲げる地域課題やカーボンニュートラルビジョン（図 VI.3）に資する取組を定めます。地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、事業者に対し、脱炭素を単なる目的とせず、今後の地域が望む持続可能な暮らしを達成するような具体的な取組を含む事業計画の提出を求めます。



図 VIII.12 カーボンニュートラルビジョン（再掲）

IX. 計画の進行管理

第1章 推進体制

カーボンニュートラル達成のためには、各主体の協力が不可欠です。

図 IX.1 に各主体の役割を明示します。計画の実現のために、厚岸町、町内事業者、町民の協働による、協議会、勉強会の開催、職員による情報提供体制の整備等、実行体制の検討を行います。

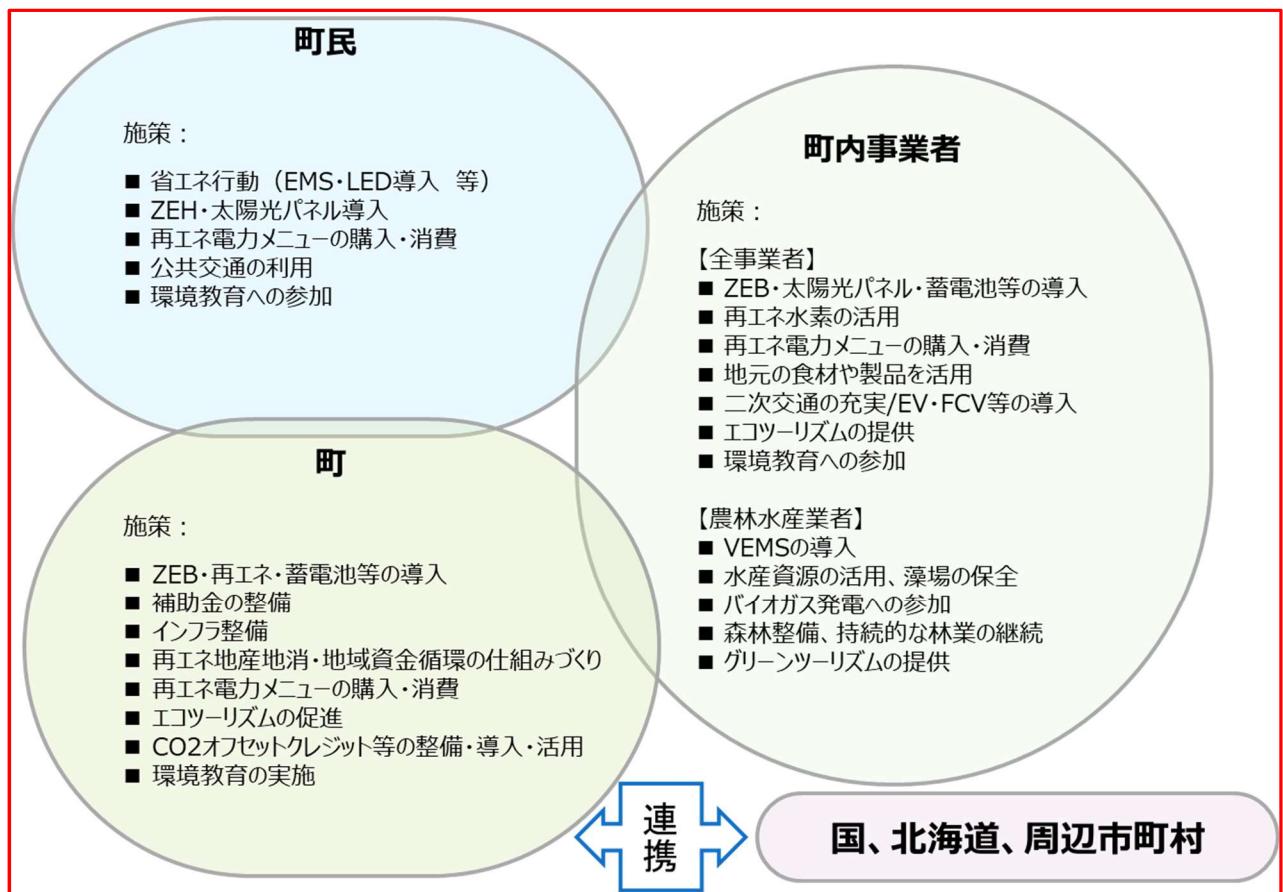


図 IX.1 各主体の役割

第2章 進行管理

計画の検証については、KPI（重要業績評価指標）⁴²により検証し、ロードマップに定めた目標に対する進捗や施策の進捗状況を踏まえ、その後の施策や計画の見直しを行います。

主に施策別の進捗状況や効果に基づき、スケジュールや直近のアクションなどを実態に即した形で見直していくことを想定しています。

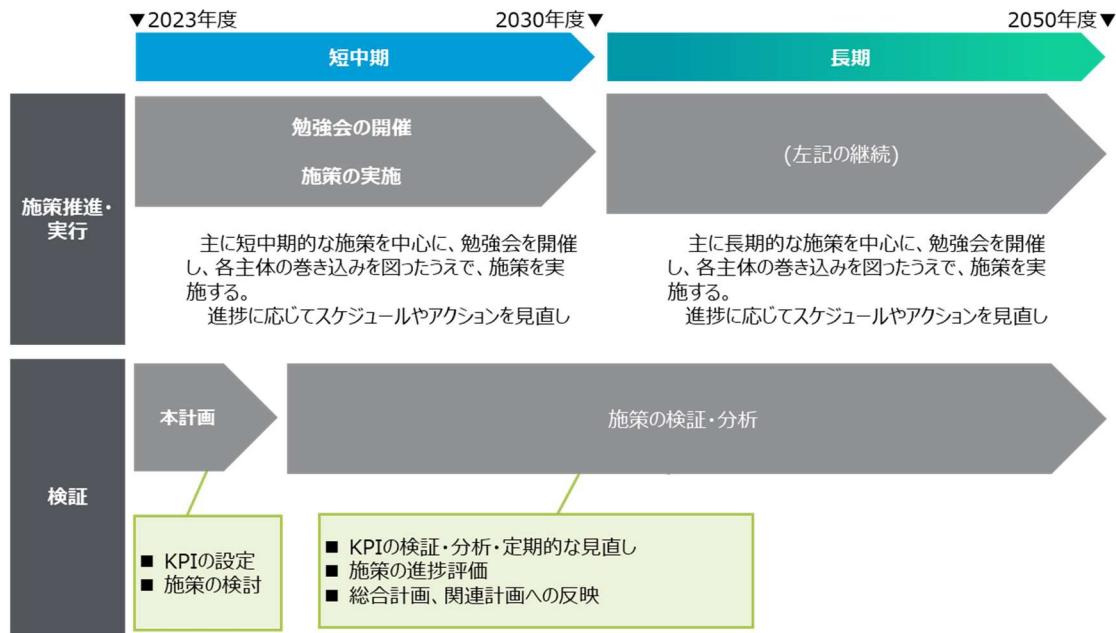


図 IX.2 施策推進・検証方法

参考資料 用語集

番号	用語	解説	出典または参考
1	温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか代替フロン等ガス（HFC 類、PFC 類、SF6 ）が削減対象の温室効果ガスと定められた。	参考：全国地球温暖化防止活動推進センター 温暖化用語集
2	カーボンニュートラル (=ゼロカーボン)	温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	出典：環境省 脱炭素ポータル
3	脱炭素	地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を減らし、実質的にゼロにすること。	参考：環境省 脱炭素ポータル
4	ゼロカーボンシティ	2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を宣言した地方自治体のこと。	出典：環境省 HP
5	再生可能エネルギー	資源に限りのある化石燃料とは異なり、一度使用しても比較的短期間に再生が可能で繰り返し利用できるエネルギー。太陽光・風力・水力等がある。	参考：経済産業省 なっく！再生可能エネルギー
6	気候変動	大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるもの。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。	出典：全国地球温暖化防止活動推進センター 温暖化用語集
7	IPCC (国連気候変動に関する政府間パネル)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和策に關し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的とし、昭和 63 年（1988）に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。	出典：全国地球温暖化防止活動推進センター-HP
8	COP (気候変動枠組条約締約国会議)	「気候変動枠組条約」に賛同した国々が参加する、1 年に 1 回開催される会議。条約の目的達成に向けて「京都議定書」、「パリ協定」が具体的な枠組みとして定められた。	参考：環境省 HP
9	緩和策	温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。地球温暖化の根本的な解決に向けた対策を行うもので、例えばエネルギーの効率的利用や省エネルギー、CO2 の回収・蓄積、吸収源の増加などがあげられる。	参考：平成 28 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
10	ロードマップ	目標達成に向けた行程やスケジュール等を描いたもので、目標達成までのおおまかな道筋を示すもの。	

番号	用語	解説	出典または参考
11	太陽光発電	太陽光のエネルギーを、太陽電池を用いて直接的に電力に変換する発電方式。	
12	ブルーカーボン	藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。	出典：国土交通省 港湾局 海洋・環境 課「ブルーカーボンとは」
13	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギー源の一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。	参考：全国地球温暖化防止活動推進センター 温暖化用語集
14	サーキュラーエコノミー	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。	出典：令和3年版 環境・循環型社会・ 生物多様性白書
15	エネルギー賦存 ^{ふぞん} (量)	設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量。現在の技術水準では利用することが困難なもの（例：風速5.5m/s未満の風力エネルギーなど）を除き、種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）を考慮しないもの。	参考：環境省 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書
16	デマンド交通	バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所等を回るのではなく、利用者の需要に応じて、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス	出典：自治体通信オンライン
17	産業別修正特化係数	産業の世界における地域の強みを表したもの。修正特化係数が1を超える産業が基盤産業。	出典：REPOS（リーポス（再生可能エネルギー情報提供システム））
18	再生可能エネルギー導入ポテンシャル	エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量。「種々の制約要因に関する仮定条件」を設定した上で推計される。エネルギー賦存量の内数となる。	出典：環境省 我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル
19	風力発電	風の力をを利用して風車を回し、その回転運動を発電機を通じて電気に変換する発電方法。	
20	家畜バイオガス発電	家畜ふん尿を発酵させてメタンガスを回収し、そのガスをエネルギー源として利用し、発電する方法。	参考：一般財団法人 新エネルギー財団 HP
21	地中熱ヒートポンプ	年間を通じて地域の年平均気温程度である地中の熱源を原料として、ヒートポンプにより得られる高温熱や冷房熱などのエネルギー。この安定した熱エネルギーを冷暖房や給湯、融雪等に利用することを「地中熱利用」と呼ぶ。	参考：環境省導入ポテンシャルに関する用語の解説

番号	用語	解説	出典または参考
22	木質バイオマス	木材からなるバイオマスのこと。主に、森林を伐採したときに発生する枝・葉などの林地未利用材や、製材工場などから発生する樹皮やおがくずなどの製材工場端材、住宅の建設や解体の際に発生する建設発生材などがある。	出典：北海道林務局林業木材課 HP
23	サイレージ	牧草や飼料作物を密封保管することにより、乳酸発酵させた飼料。	
24	PPA モデル	企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地をPPA事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。	参考：環境省 HP 再エネスタート
25	ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	「ゼブ」と呼び、断熱性能を高めることや省エネ・創エネを通して、建物で消費する年間の一次エネルギー量の収支を実質的にゼロ以下にすることを目指した建物。	参考：環境省 ZEB ポータル
26	EV (電気自動車)	蓄電池に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さない、騒音が少ない等のメリットがある。	出典：環境省 Let's ゼロドラ！
27	FCV (燃料電池自動車)	燃料電池内で水素と酸素の化学反応により発電した電気エネルギーでモーターを回転させて走る自動車。水素ステーションで水素、空気中から酸素を補給する。	出典：環境省 Let's ゼロドラ！
28	PHEV (プラグインハイブリッド車)	バッテリー（蓄電池）に外部から給電できるハイブリッド車。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走れるほか、ガソリンでエンジンを動かして走ることもできる。	出典：環境省 Let's ゼロドラ！
29	J-クレジット	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。	出典：J-クレジット制度 HP
30	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	「ゼッチ」と呼び、断熱性能を高めることや省エネ（「省エネルギー」の略で、消費エネルギーを減らすこと）・創エネ（「創エネルギー」の略で、再生可能エネルギーを活用して自らエネルギーを創ること）を通して、家庭で消費する年間の一次エネルギー量の収支を実質的にゼロ以下にすることを目指した住宅。	参考：環境省 COOL CHOICE HP
31	LED (Light Emitting Diode)	Light Emitting Diode の頭文字であり「光る半導体」の略称。寿命が長い、消費電力が少ない、応答が速いなどの特長を持ち、この特長を照明に利用したものをLED照明と呼ぶ。	参考：環境省 COOL CHOICE HP

番号	用語	解説	出典または参考
32	森林吸収	森林を構成する樹木が、光合成により二酸化炭素を吸収とともに、酸素を発生させながら炭素を蓄えること。吸収量は、樹種や林齢によって異なる。	参考：林野庁 HP
33	BAU (現状すう勢ケース)	現在実施している温暖化対策のままで、今後追加的な対策を見込まないケース。	出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
34	EMS (Energy Management System)	センサーヤ IT 技術を駆使した電力消費量の見える化（可視化）や、再生可能エネルギーや蓄電池の機器の制御により効率的なエネルギーの管理・制御を行うシステム。用途に応じて、BEMS（ビル）、HEMS（家庭）、FEMS（製造業）、VEMS（農業）などがある。	参考：環境省 SHIFT 事業 HP
35	間伐材	植林木の成長過程で過密となった立木の密度を調整するため、一部を間引く際に発生する木材のこと。	参考：森林・林業学習館
36	FIT (固定価格買取制度)	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことで、平成 24 年（2012）に導入された。FIT に加え、令和 4 年（2022）からは、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したときその売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せる、FIP 制度が導入された。	参考：資源エネルギー庁 HP
37	マイクログリッド	平常時は地域の再生可能エネルギー電源を有効活用しつつ、電力会社等とつながっている送配電ネットワークを通じて電力供給を受け、非常時にはその地域内の再エネ電源をメインに、地域内で自立的に電力供給可能な送電網のこと。	参考：経済産業省の地域におけるカーボンニュートラルに向けた取組
38	SDGs (Sustainable Development Goals)	持続可能な開発目標であり、2015 年 9 月の国連サミット加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、17 のゴール、169 のターゲットから構成される、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。	出典：外務省 JAPAN SDGs Action Platform
39	森林環境譲与税	市町村による森林整備の財源として、令和元年度（2019）から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される制度。	参考：林野庁 HP 森林環境税及び森林環境譲与税

番号	用語	解説	出典または参考
40	促進区域	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項 2 号に規定する市町村が定めるよう努めるとされている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」のこと。当該区域では、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備が「地域の脱炭素化のための取組」と一体的に行われ、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」も併せて行われる。	参考：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）
41	ステークホルダー	一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や個人を指す。	出典：環境報告ガイドライン 2018 年版
42	KPI (重要業績評価指標)	目標や効果につながる施策の達成度合いを可能な限り定量的に測定するための指標。	出典：気候変動適応計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）抜粋



**ZERO CARBON
HOKKAIDO
AKKESHI**

厚岸町再生可能エネルギー導入目標計画／
厚岸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和6年3月策定

【令和8年3月改定】

発行：厚岸町（環境林務課環境政策係）

〒088-1192

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL：0153-52-3131（代表）

FAX：0153-52-3138

E-mail：kankyou@akkeshi-town.jp